介護保険と高齢者福祉の手引き

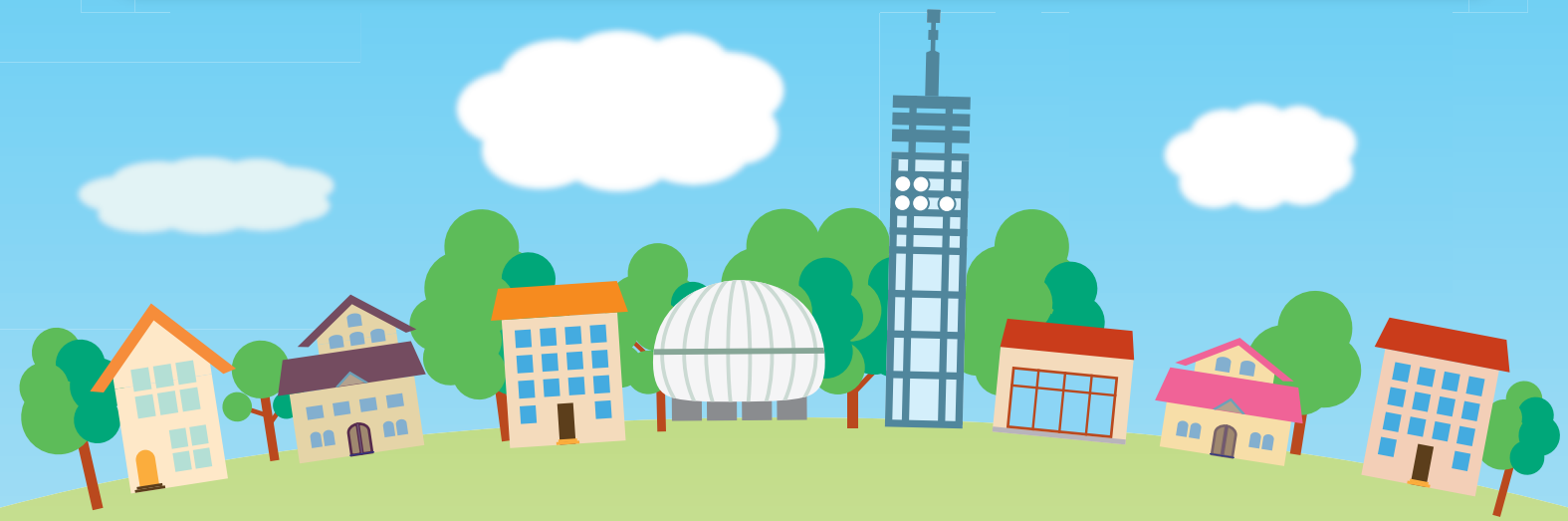

西東京市介護・介護予防キャラクター
「けあけろ」

令和7年7月発行

西東京市

介護保険と高齢者福祉の手引き

もくじ

介護保険制度

住み慣れた地域でいつまでも元気に …… 2
介護保険への加入と保険証 …… 4

保険料に関すること

社会全体で介護保険を支えています …… 6
あなたの保険料は？ …… 8
65 歳以上の方の保険料の納め方 …… 10

サービス利用の手順

要介護・要支援認定の手続き …… 12
相談からサービスの利用開始まで …… 16

サービスの種類と費用

居宅サービス …… 18
地域密着型サービス …… 24
施設サービス …… 29
福祉用具貸与・購入、住宅改修 …… 32
利用者負担と軽減制度 …… 34
地域包括支援センターのご案内 …… 37

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業 …… 40
要支援 1・2、事業対象者になった方へのススメ …… 43
短期集中予防サービス …… 45
サービス・活動事業（第 1 号事業） …… 47
一般介護予防事業 …… 48

フレイル予防・認知症施策

フレイル予防のすすめ …… 50
認知症への取り組み …… 52

その他

講習会・受講料助成 …… 54
救急医療情報キットの配布 …… 55
65 歳以上の方の健康診査および各種検診 …… 56
もの忘れ予防検診 …… 57

高齢者福祉サービス

高齢者福祉サービスのもくじ …… 58
介護・日常生活の支援 …… 61
住宅支援 …… 68
行事・趣味生きがい活動等 …… 70
高齢者福祉関係施設 …… 72

介護保険事業者一覧 …… 74
さまざまな相談窓口 …… 94
高齢者とご家族のための相談窓口 …… 95

サービスなどの内容については、変更される場合がありますので、詳しくは各担当へお問い合わせください。

介護保険制度

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、西東京市が保険者となって運営しています。40 歳以上の方が加入者（被保険者）となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。

介護保険制度のしくみ

西東京市（保険者）

介護保険制度の運営は皆さんが住んでいる西東京市が行います。

主な役割
- ●要介護・要支援認定
- ●介護サービスの確保・整備

など

地域包括支援センター

介護保険の申請の代行や、地域の高齢者の総合相談を行います。
(37~39ページ・95ページ参照)

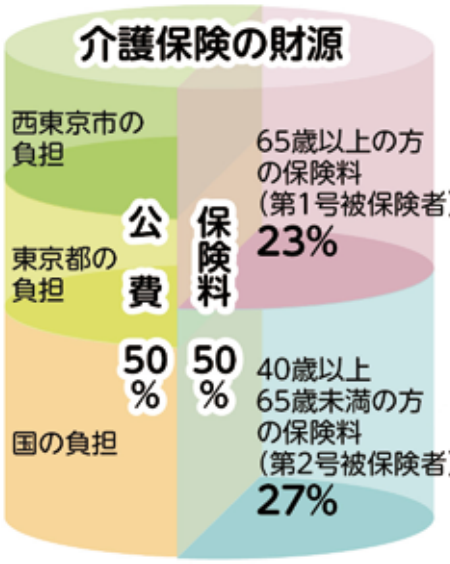

（地域支援事業の一部は財源構成が異なります）

●要介護・要支援認定の申請

●要介護・要支援認定

●保険料を、年金からの差し引き、または西東京市に個別に納めます。

社会保険診療報酬支払基金

集めた保険料を市区町村へ交付します。

●交付

●納付

●介護報酬の支払い

（国民健康保険団体連合会を通じて行われています）

介護サービス・介護予防サービス提供事業者

利用者にあった介護サービスを、指定（6 年ごとの更新制）を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供します。

主な役割
- ●在宅での介護・介護予防サービスの提供
- ●施設での介護・介護予防サービスの提供

事業者を選ぶために…

全てのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務づけられています。下記のホームページで閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、実際に施設の見学やデイサービスなどの体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

とうきょう福祉ナビゲーション ▶ https://www.fukunavi.or.jp/
介護サービス情報公表システム ▶ https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/

介護 公表 検索

40 歳以上の方（被保険者）

介護に関するサービスを利用者が選択し、総合的に利用できます。

- ●保険料を納めます。
- ●サービスを利用するため、要介護・要支援認定の申請をします。
- ●サービスを利用し、利用料を支払います。

医療保険者
国民健康保険や健康保険組合など
第 2 号被保険者の保険料を徴収します。

●保険料を納める

●利用料の支払い

●在宅や施設でのサービス提供

第1号被保険者
65歳以上の方

第2号被保険者
40歳以上65歳未満の方

65 歳以上の方は

第 1 号被保険者

介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス･介護予防サービスを利用できます。

（要介護・要支援認定→ 12 ～ 13 ページ）

介護が必要となった原因は問われません。
なお、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市への届け出が必要です。詳細については市にお問い合わせください。

介護保険の保険証

- ●1 人に 1 枚ずつ保険証が交付されます。
- ●65 歳になる誕生日の前日が属する月に交付されます。
- ●保険証が必要なとき
  - ・要介護・要支援認定を申請するとき
  - ・サービスを利用するとき　など

40 歳以上 65 歳未満の方は

第 2 号被保険者

介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。
（交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります）

※介護保険で対象となる病気（特定疾病）には、下記の 16 種類が指定されています。

- ●がん※
- ●関節リウマチ
- ●筋萎縮性側索硬化症
- ●後縦靭帯骨化症
- ●骨折を伴う骨粗しょう症
- ●初老期における認知症
- ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及び パーキンソン病
- ●脊髄小脳変性症
- ●脊柱管狭窄症
- ●早老症
- ●多系統萎縮症
- ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 及び糖尿病性網膜症
- ●脳血管疾患
- ●閉塞性動脈硬化症
- ●慢性閉塞性肺疾患
- ●両側の膝関節 又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。

介護保険の適用を受けない場合

西東京市に住む 40 歳以上の方でも、下記に該当する方には介護保険は適用されません。

- ●国内に住所を有しない方（海外居住者）
- ●在留資格がない、または在留見込期間 3 か月以下の短期滞在の外国人
- ●身体障害者療護施設・障害者総合支援法に基づく指定事業所（施設）など、適用除外施設に入所・入院している方　など

介護保険への加入と保険証

40 歳以上の方は西東京市が運営する介護保険に加入し、被保険者になります。

加入するとき

介護保険への加入は 40 歳になった月（40 歳の誕生日の前日のある月）からです（誕生日が月の初日の方はその前月から）。

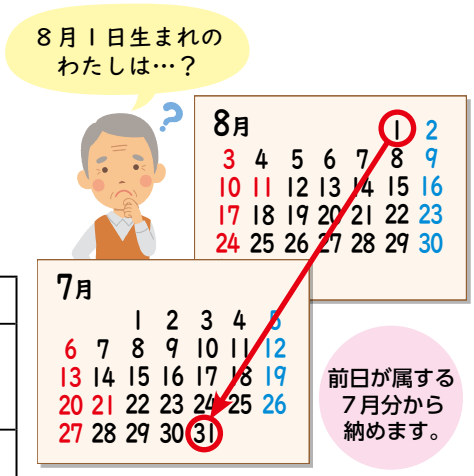

例	８月１日が誕生日の方	８月２日が誕生日の方
40 歳に なったとき	７月から加入します	８月から加入します
65 歳に なったとき	７月から第１号被保険者になります	８月から第１号被保険者になります

こんなときは届け出が必要です

65 歳以上の方（第１号被保険者）は、次のような場合には届け出が必要です。

- ●介護認定を受けている方が他の市区町村から転入したとき
- ●介護認定を受けている方が他の市区町村へ転出するとき※
  （必要な方は「介護保険受給資格証明書」を発行します）
- ●氏名が変わったとき※
- ●被保険者が死亡したとき※
- ●介護保険適用除外施設に入退所したとき

※届け出に保険証の添付が必要になります。

ご注意ください

西東京市外にある介護保険施設や有料老人ホームなどの特定施設、養護老人ホームなどに入所して、住所を施設のある市区町村に変更した場合、さらにそこから別の施設などに入所し住所を変更した場合も、引き続き西東京市の被保険者になり、届け出が必要となります（住所地特例）。

保険証の交付

介護保険の保険証（被保険者証）は被保険者であることの証明であり、介護サービスの利用などに必要なものです。大切に保管しておきましょう。

65 歳以上の方 （第１号被保険者）	65 歳になる誕生日の前日が属する月に保険証が交付されます。
40 歳以上 65 歳未満の方 （第２号被保険者）	要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。

保険証が必要なとき

保険証は次のようなときに必要です。忘れずに提示しましょう。

●要介護・要支援認定の申請

介護や支援が必要となって、要介護・要支援認定の申請をするときに、西東京市へ提出します。（12 ページ参照）

●介護サービスの利用

はじめて介護保険サービスを利用するときなど、事業者にケアプランの作成を依頼する際に必要です。

また、サービスを利用する際は事業者や施設に提示します。（16～17ページ参照）

保険証が届いたら

要介護・要支援の認定を受けると、その結果や有効期間など、サービスを利用するために大切な情報が記載された保険証が交付されます。保険証が届いたら必ず確認するようにしましょう。

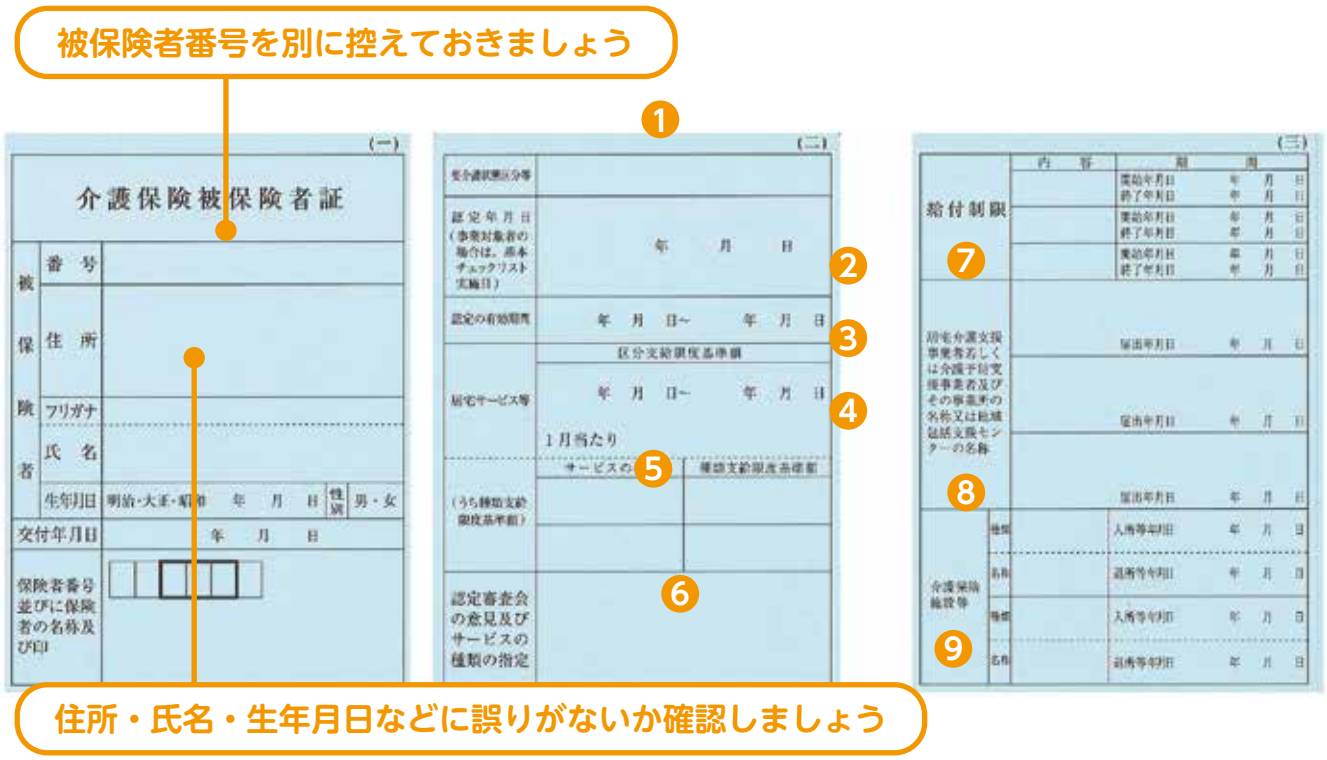

❶ 認定された要介護状態区分など（13 ページ参照）
❷ 西東京市が認定した年月日
❸ 認定の有効期間
❹ 居宅サービスなどの 1 か月に利用できる単位数
❺ 個別のサービスの単位数
❻ 利用できるサービスの指定が記載されている場合はそれ以外の給付は受けられません
❼ 保険料の滞納などによる給付の制限
❽ 介護サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業者名など
❾ 利用する介護保険施設などの名称や入退所年月日

保険料に関すること

社会全体で介護保険を支えています

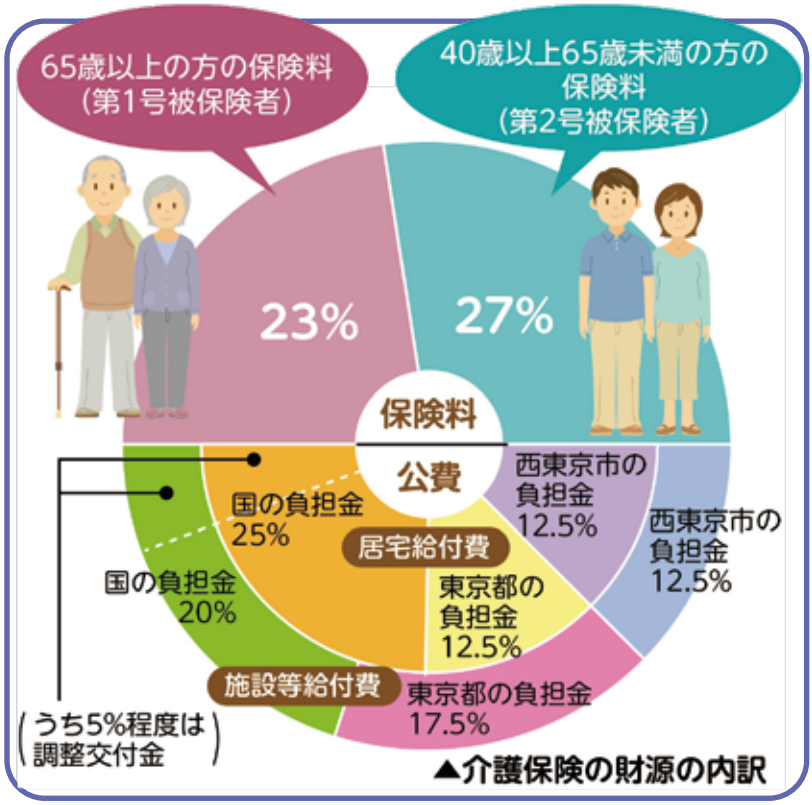

40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

＋ **介護サービスの利用者負担**

第１号被保険者の介護保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて３年ごとに設定されます

●保険料所得段階について

◎保険料所得段階については、基準額に対する保険料の負担割合の決定および 13 段階以上の多段階設定が、各自治体の実情に応じて決定されます。

◎第９期事業計画では、引き続き第８期と同様の 17 段階に設定しました。

●介護給付費準備基金の活用

◎第１号被保険者の保険料は、おおむね３年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、西東京市では、中長期的に安定した財源確保を可能とする観点から、「西東京市介護給付費準備基金条例」を制定し、各年度の余剰金の範囲内で積み立てを実施しています。

◎第９期計画においてもこの「西東京市介護給付費準備基金」を活用し、第１号被保険者の保険料の上昇の抑制を図りました。

●低所得者に対する保険料の軽減強化

◎国は、高齢化の進行などに伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続くなか、給付費の５割の公費負担に加えて別枠で公費を投入し、世帯非課税層にあたる低所得者（保険料所得段階の第１段階から第３段階まで）の保険料負担の軽減強化を図っています。

65 歳以上の方の保険料

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料は、西東京市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに所得段階ごとに決まります。

基準額の算出方法

西東京市で必要な介護サービスの総費用 × 65 歳以上の方の負担分 23% ÷ 西東京市に住む 65 歳以上の方の人数 ＝ 西東京市の保険料の基準額

※保険料について詳しくは次ページをご覧ください。

40 歳以上 65 歳未満の方の保険料

40 歳以上 65 歳未満の方（第 2 号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

国民健康保険に加入している方

決まり方

世帯に属している第 2 号被保険者の所得や、人数などによって決まります。

介護分保険料 ＝ 所得割（第 2 号被保険者の所得に応じて計算） ＋ 均等割（世帯の第 2 号被保険者数に応じて計算）

納め方

世帯主の方に、同じ世帯の第 2 号被保険者全員の介護保険分を、医療保険分と合わせて納めていただきます。

※国民健康保険に加入している方が年度の途中で 65 歳になった場合、65 歳になる誕生日の前日がある月の分から、第 1 号被保険者の介護保険料を納めていただきます。

職場の健康保険に加入している方

決まり方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

介護分保険料 ＝ 給与（標準報酬月額） および 賞与（標準賞与額） × 介護保険料率

納め方

介護保険分は、医療保険分と合わせて、給与から差し引かれます。

※ 40 歳以上 65 歳未満の被扶養者（主婦など）は個別に保険料を納めていただく必要はありません。
※原則として事業主が半分を負担します。

保険料に関すること

あなたの保険料は？

65 歳以上の方の保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて３年ごとに設定されます。

西東京市の第９期（令和６年度～令和８年度）の「基準額」は右記のとおりです。

基準額
6,347 円
（月額）

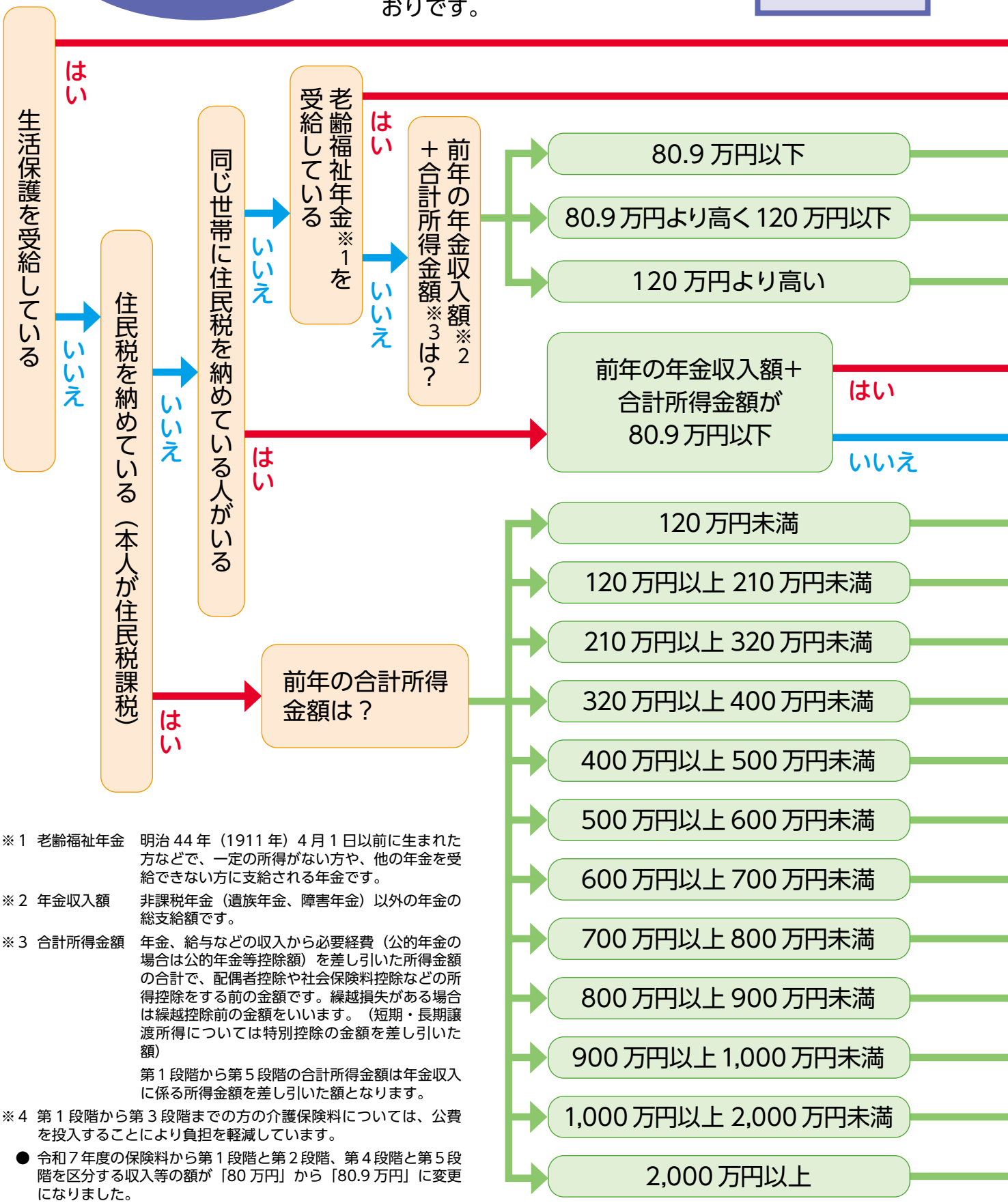

※１ 老齢福祉年金　明治 44 年（1911 年）４月１日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※２ 年金収入額　非課税年金（遺族年金、障害年金）以外の年金の総支給額です。

※３ 合計所得金額　年金、給与などの収入から必要経費（公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた所得金額の合計で、配偶者控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。（短期・長期譲渡所得については特別控除の金額を差し引いた額）

第１段階から第５段階の合計所得金額は年金収入に係る所得金額を差し引いた額となります。

※４ 第１段階から第３段階までの方の介護保険料については、公費を投入することにより負担を軽減しています。

● 令和７年度の保険料から第１段階と第２段階、第４段階と第５段階を区分する収入等の額が「80 万円」から「80.9 万円」に変更になりました。

○保険料は、毎年４月１日（転入などした方は転入などした日）を賦課期日として世帯状況を判定します。

（上段は年額、下段は月額）

段階	対象者	基準額に対する割合	第９期保険料額
第1段階	・生活保護の受給者の方または老齢福祉年金の受給者の方で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入額と当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方	0.285 ※4	21,700円 (1,809円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入額と当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が 80.9 万円を超え 120 万円以下の方	0.395 ※4	30,000円 (2,507円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入額と当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	0.625 ※4	47,600円 (3,967円)
第4段階	本人は住民税非課税で同一世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額と当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方	0.875	66,600円 (5,554円)
第5段階	本人は住民税非課税で同一世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額と当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が 80.9 万円を超える方	1.000	76,100円 (基準6,347円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.150	87,500円 (7,299円)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.250	95,200円 (7,934円)
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	114,200円 (9,521円)
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.675	127,500円 (10,631円)
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.780	135,500円 (11,298円)
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.845	140,500円 (11,710円)
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	1.950	148,500円 (12,377円)
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	2.195	167,100円 (13,932円)
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	2.400	182,700円 (15,233円)
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	2.600	198,000円 (16,502円)
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	2.800	213,200円 (17,772円)
第17段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	3.005	228,800円 (19,073円)

65 歳以上の方の保険料の納め方

年金が年額 18 万円以上の方

特別徴収

年金から差し引きになります

※老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金など。老齢福祉年金は対象にはなりません。

●保険料の年額が、年金の支払い月に年 6 回に分けて差し引かれます。

65 歳以上の方の保険料は、毎年 7 月以降に決定します。そのため、7 月の保険料額決定前の 4 月、6 月につきましては前年度の 2 月と同額を納めていただきます。

その後、7 月に決定した保険料額から事前に納めていただきました 4 月、6 月の保険料額を差し引いた残額を 8 月、10 月、12 月、2 月の 4 回に分けて納めていただきます。

前年度	本年度					
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	前年度から継続して特別徴収の方は、4月、6月は前年度2月と同額の介護保険料を納付します。		8月、10月、12月、2月は7月以降に確定する本年度の介護保険料から4月、6月の介護保険料額を差し引いた金額を4回に分けて納付します。			

本来、年金から差し引きになる「特別徴収」の方でも
一時的に納付書や口座振替で納めていただく場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった	増額分を納付書や口座振替で納めていただきます。
●年度途中で 65 歳になった ●年度途中で老齢（退職）年金･遺族年金･障害年金の受給が始まった ●年度途中で他の市区町村から転入した	原則、特別徴収の対象者として年金保険者から西東京市へ通知が送られてから 6 か月後に年金からの差し引きが始まります。その際はあらかじめ通知いたします。 それまでは、納付書や口座振替で納めていただきます。
●保険料が減額になった ●年金が一時差し止めになった　など	年金からの差し引きが止まりますので、 一時期納付書や口座振替で納めていただく期間が発生します。

年金が年額 18 万円未満の方

普通徴収

納付書で各自納めていただきます

●西東京市から送られてくる納付書により、西東京市指定の取り扱い金融機関や、コンビニエンスストア、西東京市役所（田無庁舎、保谷庁舎およびひばりヶ丘駅前・柳橋出張所）で納めていただきます。スマートフォン決済アプリでのご納付も可能です。

納付には納め忘れのない、口座振替が便利です。

手続き　介護保険料の**納入通知書、預金通帳、印かん（通帳届出印）**をもって西東京市指定金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申し込みください。

※随時期や納期限を過ぎた分の保険料、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などは、納付書で納めていただくことになります。

保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が３割または４割になったりする措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。

１年間滞納した場合

●サービス利用時の支払い方法の変更（償還払いへの変更）

サービスを利用した時、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。その後、申請により保険給付分の払い戻しを受けられます。

１年６か月以上滞納した場合

●保険給付の一時差し止め
●差し止め額から滞納保険料を控除

市から払い戻されるはずの給付費の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から、滞納分の保険料が差し引かれる場合もあります。

２年以上滞納した場合

●利用者負担の引き上げ
●高額介護サービス費などの支給停止

介護保険料の未納期間に応じて制限期間を算定し、この期間中、利用者負担が３割または４割に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

困ったときは、介護保険の窓口へ…

災害や生計を主として維持する者の失業などの影響により収入が著しく減少し、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予を受けられる場合があります。また、より低い負担にすれば生活保護の対象にならないと福祉事務所で認定された場合には、介護サービスの負担額・保険料などを低い段階に変更することができる場合もあります（境界層措置）。

困ったときは、お早めに介護調整係にご相談ください。

介護保険料に関するお問い合わせ先
高齢者支援課　介護調整係　☎ 042-420-2814

サービス利用の手順

要介護・要支援認定の手続き

介護保険を利用するときは、まず市が行う「要介護･要支援認定」を受けましょう。

①申請する

申請の窓口は市の高齢者支援課です。
申請は、本人のほか家族でもできます。
次のところに申請を代行してもらうことができます。

- ●地域包括支援センター
- ●居宅介護支援事業者
- ●介護保険施設
- ●成年後見人

申請に必要なもの

●申請書

市の窓口にあります。また､市のホームページからもダウンロードできます。

●介護保険の保険証

第２号被保険者（3 ページ参照）の方は健康保険の保険証が必要です。

●主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号がわかるもの

②要介護・要支援認定

申請をすると、認定調査と主治医の意見書をもとに審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

●認定調査

認定調査員などが現在の生活場所に訪問し､心身の状態や日頃の生活､家族･居住環境などについて聞き取り調査を行います（14 ページ参照)。

※後日、認定調査員から調査日の日程調整の連絡がきます。

●主治医の意見書

市から直接主治医に依頼します。

※直近の受診がないと、意見書作成ができない場合がありますので、申請の前後に一度受診をお願いします。また、介護保険の認定申請をすることを主治医にお伝えください。

●一次判定

認定調査の結果と、主治医の意見書をもとにコンピューターで一次判定を行います。

●二次判定（介護認定審査会）

一次判定と主治医の意見書、認定調査の特記事項をもとに、保健、医療、福祉の専門家で構成された「介護認定審査会」で審査します。

認定更新申請について

◆認定の有効期間は原則として新規・変更６か月（必要と認められる場合は３～12 か月)、更新 12 か月(必要と認められる場合は３～48 か月)です。
※認定の効力発生日は原則認定申請日（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）

◆引き続きサービスを利用したい場合には、更新申請をしましょう（認定有効期間が満了する 60 日前から申請が可能です)。
※市から更新申請のご案内をします。

◆介護サービスの利用予定がないなどの理由で、更新を希望されない場合は、申請書の提出は不要です。

◆心身の状態が変化した場合などは区分の変更申請ができます。

「要介護・要支援認定」とは、どれくらい介護が必要な状態であるかを判断するための審査です。

③結果の通知

「介護認定審査会」の審査結果に基づいて要介護度が認定され、郵送で通知されます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の支給限度額などが異なります。

認　定

要介護 1～5

身体上または精神上に障害があり、入浴、排せつ、食事などの日常生活動作に、常時介護を要することが見込まれる状態

※介護の必要度に応じて、要介護 1 から要介護 5 に区分されています。

介護サービス

居宅サービスまたは施設サービスを利用できます

利用の手順は 16 ページから区分されています。

要支援 1・2

要介護状態（常時介護を要する状態）の軽減・悪化防止のため、または身体上・精神上の障害があるために、日常生活を営むのに、何らかの支障があると見込まれる状態

※要支援状態は、その支援の必要度に応じて、要支援 1・要支援 2 に区分されています。

介護予防サービス

を利用できます

利用の手順は 16 ページから区分されています。

非該当（自立）

歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作に加え、薬の内服、電話の利用、買い物なども自分で行うことができる状態

サービス・活動事業（第 1 号事業）

または

一般介護予防事業

を利用できます

利用の手順は 16・40 ページから

サービス利用の手順

認定調査

認定調査では利用者の普段の生活や身体の状況を、ありのまま伝えましょう。

基本調査では、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員が質問します。調査だからと頑張ることはせず、普段の生活や身体の状況をありのままに、無理のない範囲で行い、答えてください。

認知症のある方などは、気候や時間帯によって状態が違ってくる場合がありますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくとよいでしょう。

認定調査では以下の基本調査項目などについてうかがいます。
実際に動作を行ってもらう項目もあります。

身体機能・起居動作

- 麻痺等の有無（5 項目）
- 拘縮（こうしゅく）の有無（4 項目）
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力
- 聴力

生活機能

- 移乗
- 移動
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 口腔清潔
- 洗顔
- 整髪
- 上衣の着脱
- ズボン等の着脱
- 外出頻度

認知機能

- 意思の伝達
- 毎日の日課を理解
- 生年月日や年齢を言う
- 短期記憶
- 自分の名前を言う
- 今の季節を理解する
- 場所の理解
- 徘徊
- 外出すると戻れない

精神・行動障害

- 物を盗られたなどと被害的になる
- 作話
- 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる
- 昼夜の逆転がある
- しつこく同じ話をする
- 大声をだす
- 介護に抵抗する
- 「家に帰る」等と言い落ち着きがない
- 一人で外に出たがり目が離せない
- いろいろなものを集めたり、無断でもってくる
- 物を壊したり、衣類を破いたりする
- ひどい物忘れ
- 意味もなく独り言や独り笑いをする
- 自分勝手に行動する
- 話がまとまらず、会話にならない

社会生活への適応

- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 集団への不適応
- 買い物
- 簡単な調理

過去 14 日間にうけた特別な医療について

- 処置内容（9 項目）
- 特別な対応（3 項目）

および **概況調査・特記事項**

結果の通知と窓口

要介護・要支援認定の審査結果が出ると、結果が記載された認定結果通知書と介護保険の保険証（5 ページ参照）が届くので、記載内容を確認しましょう。

サービス利用の窓口

要支援 1・2 の方

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターに連絡して、サービス利用についてご相談ください。

要介護 1 ～ 5 の方

居宅介護支援事業者を 1 か所選んで契約し、ケアマネジャーにサービス利用についてご相談ください。

※認定更新や施設入所中の方は、新たな契約は不要です。

認定結果に不服があるとき

認定結果に疑問や納得できない点がある場合は、まず市の窓口にご相談ください。それでも納得できない場合は、東京都に置かれている「介護保険審査会」に不服申し立てをすることができます。

申請から認定結果が通知されるまでの間にサービスを利用したいとき

要介護・要支援認定の申請をしてから認定結果が通知されるまでの間も、「暫定ケアプラン」を作成することで、介護サービスを利用することができます。ただし、認定の結果によっては介護保険の給付が受けられない場合があります。まずはお住まいの地区を担当する地域包括支援センター（37 ～ 39 ページ・95 ページ参照）または居宅介護支援事業者にご相談ください。

「居宅介護支援事業者」とは？

「居宅介護支援事業者」とは、市区町村の指定を受けて、ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している、サービス事業者のことです。

利用者が最適な介護サービスを受けられるよう、相談を受けたり、各介護サービス提供事業者と調整を図ったりする、在宅介護の拠点となる事業者です。

「ケアマネジャー」とはどんな人？

「ケアマネジャー」は、利用者や家族からの相談に応じて、利用者の状態や必要性に応じてサービスが利用できるように調整する介護の専門家です。

利用者がケアマネジャーを選ぶことができますし、変更することもできます。

その場合は地域包括支援センターに相談しましょう。

サービス利用の手順

相談からサービスの利用開始まで

要介護１～５と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援１・２と認定された方および総合事業の利用を希望する非該当（自立）の方は地域包括支援センターに連絡します。

要介護１～５の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

自宅を中心に利用する
居宅サービス の種類
（18 ページ参照）

１ 居宅介護支援事業者に連絡します

- 居宅介護支援事業者（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。（74 ページ以降参照）
- 担当のケアマネジャーが決まります。

介護保険施設へ入所したい

施設サービス
（29 ページ参照）

１ 介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学したりサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

要支援１・２の方

１ 地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。

介護予防サービス の種類
（18 ページ参照）

サービス・活動事業（第１号事業）※３
（42 ～ 47 ページ参照）

２ 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員とこれからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

非該当（自立）の方（総合事業※３利用希望の方）

サービス・活動事業（第１号事業）※３ の利用を希望する場合

１ 地域包括支援センターに連絡、相談し、基本チェックを受け、事業対象者であることの確認を受けます

一般介護予防事業※３ の利用を希望する場合

１ 希望する一般介護予防事業のサービス利用を申し込みます

- サービスによって利用の手順および対象者が異なります。

【ケアプランの作成】
　ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいかという希望をしっかり伝えましょう。

※1　どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書のことです。作成に当たって、利用者の自己負担は生じません。
※2　契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
※3　総合事業については、P.40～P.49参照。

2 ケアプラン※1を作成します

●担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。自分の希望や、家族の要望も聞いてもらいながら納得のいくサービスを受けられるようにすることが大切です。

3 サービスを利用します

●サービス事業者と契約※2します。
●ケアプランにそって **居宅サービス** を利用します。

2 ケアプラン※1を作成します

●入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。

3 サービスを利用します

●ケアプランにそって **施設サービス** を利用します。

3 介護予防ケアプラン※1を作成します

●地域包括支援センターの職員などと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。自分の希望や、家族の要望も聞いてもらいながら納得のいく介護予防サービスなどを受けられるようにすることが大切です。

4 サービスを利用します

●サービス事業者と契約※2します。
●介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス** および **サービス・活動事業（第1号事業）※3** を利用します。

2 職員に希望を伝え、ケアプラン※1を作成します

●職員と相談しながら作成します。

3 サービスを利用します

●サービス事業者のサービスや、住民主体のサービスなどを利用します。

2 サービスを利用します

●希望する **一般介護予防事業※3** を利用します。

サービスの種類と費用

居宅サービス（在宅で利用するサービス）

主に自宅で受けるサービスが中心となるのが、「居宅サービス」です。「居宅サービス」には、「家に訪問してもらうサービス」や「家から施設に通うサービス」、「短期間だけ施設に入所するサービス」など、さまざまな種類のサービスがあります。

※「地域密着型サービス」については 24 ～ 28 ページをご覧ください。

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護 1 ～ 5

居宅介護支援（きょたくかいごしえん）

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

ケアプランの作成および相談は無料です。
（全額を介護保険で負担します）

要支援 1・2

介護予防支援（かいごよぼうしえん）

地域包括支援センターの職員などが、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。

介護予防ケアプランの作成および相談は無料です。
（全額を介護保険で負担します）

ケアプランの作成例（要介護 1 の方の例）

【要望】 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護		通所リハビリ	訪問介護	
午後							

足の筋力回復のための機能訓練を行う。外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、日常動作のリハビリ。

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。

※利用者負担はサービス費用の１割、２割または３割です。(34 ページ参照)
※本冊子は、(　) 内を利用者負担（1 割の場合）のめやすとして掲載しています。実際の利用料金には各種の加算が加わります。

日常生活の手助けをしてもらう

要介護 1～5

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

〈身体介護中心〉
- ●食事、入浴、　排せつの介助
- ●衣類やシーツの交換
- ●通院の付き添い　　など

〈生活援助中心〉
- ●住居の掃除、洗濯、買い物
- ●食事の準備、調理

など

1 回あたりのサービス費用のめやす

身体介護中心	20 分未満	1,801 円（181 円）
	20 分～ 30 分未満	2,696 円（270 円）
	30 分～ 1 時間未満	4,276 円（428 円）
生活援助中心	20 分～ 45 分未満	1,977 円（198 円）
	45 分以上	2,431 円（244 円）

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院のための乗車 または降車の介助	1,071 円（108 円）

※移送にかかる費用は別途利用者負担です。

※要支援の方は 47 ページをご覧ください。

ご注意ください

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- ●本人が使う部屋以外の清掃
- ●本人以外の人の物の洗濯
- ●来客の応対
- ●ペットの世話
- ●草むしり
- ●模様替え　　など

同居の家族がいる場合の「生活援助」のサービスについて

同居家族がいるということだけで一律に生活援助が利用できないわけではありません。

生活実態を勘案して判断しますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

サービスの種類と費用

居宅サービス（在宅で利用するサービス）

※本冊子は、（　）内を利用者負担（1 割の場合）のめやすとして掲載しています。

自宅で入浴する

要介護 1～5　訪問入浴介護

介護士と看護師が移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

サービス費用のめやす

1 回	13,989 円（1,399 円）

要支援 1・2　介護予防訪問入浴介護

疾病などやむを得ない理由により、入浴の介護が必要な場合に、移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

サービス費用のめやす

1 回	9,458 円（946 円）

入浴前の体調チェックで安心

入浴は体に負担がかかるものなので、必ず入浴前に看護職員によって、体調のチェックが行われます。全身浴が無理な場合は、足や髪などを洗う部分浴や、蒸しタオルなどで体を拭く清拭という方法もあります。

自宅でリハビリする

要介護 1～5　訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

サービス費用のめやす

1 回	3,335 円（334 円）

要支援 1・2　介護予防訪問リハビリテーション

専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。

サービス費用のめやす

1 回	3,227 円（323 円）

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは、「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

【理学療法士】日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。
【作業療法士】日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。
【言語聴覚士】音声・言語・聴覚の機能を維持・回復するために訓練や検査などを行います。

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1～5 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

1回あたりのサービス費用のめやす

【同日、同じ建物にサービスを受ける人が他にいない場合】

医師の場合（月2回まで）	5,150円（515円）
歯科医師の場合（月2回まで）	5,170円（517円）
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	5,660円（566円）
薬局の薬剤師の場合（月4回）	5,180円（518円）
管理栄養士が行う場合（月2回まで）	5,450円（545円）
歯科衛生士などの場合（月4回まで）	3,620円（362円）

※月に提供できる回数はこの限りではありません。

要支援1・2 介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

1回あたりのサービス費用のめやす

【同日、同じ建物にサービスを受ける人が他にいない場合】

医師の場合（月2回まで）	5,150円（515円）
歯科医師の場合（月2回まで）	5,170円（517円）
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	5,660円（566円）
薬局の薬剤師の場合（月4回）	5,180円（518円）
管理栄養士が行う場合（月2回まで）	5,450円（545円）
歯科衛生士などの場合（月4回まで）	3,620円（362円）

※月に提供できる回数はこの限りではありません。

看護師などに訪問してもらう

要介護1～5 訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

1回あたりのサービス費用のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	4,408円（441円）
	30分～1時間未満	6,342円（635円）
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	5,204円（521円）
	30分～1時間未満	9,094円（910円）

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

要支援1・2 介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の介助や必要な診療の補助などを行います。

1回あたりのサービス費用のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	4,221円（423円）
	30分～1時間未満	6,110円（611円）
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	4,983円（499円）
	30分～1時間未満	8,773円（878円）

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

「居宅療養管理指導」は「訪問看護」と何が違うの？

「訪問看護」は、医師の指示によって注射などの医療行為が行われますが、「居宅療養管理指導」には、医療行為は伴いません。日常生活で注意すべき点などについて相談したり、アドバイスを受けたりするサービスです。可能であれば利用者だけでなく、家族や介護する人もいっしょにアドバイスなどを聞いておくと良いでしょう。

サービスの種類と費用

居宅サービス（在宅で利用するサービス）

※本冊子は、（　）内を利用者負担（1 割の場合）のめやすとして掲載しています。

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護 1～5

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介助や機能訓練が日帰りで受けられます。

1 日あたりのサービス費用のめやす

【通常規模の施設 /7～8 時間未満の利用の場合】

要介護 1～5	7,027 円（703 円）～ 12,260 円（1,226 円）

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

個別機能訓練	598 円（60 円）
栄養改善	2,136 円（214 円）
口腔機能向上	1,602 円（161 円）

※食費、日常生活費は別途負担となります。

選択して利用できるメニュー

- ●個別機能訓練…個々の状態に応じた機能訓練
- ●栄養改善…食事に関する指導など
- ●口腔機能向上…口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など

※要支援の方は 47 ページをご覧ください。

施設に通ってリハビリをする

要介護 1～5

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りのリハビリテーションなどが受けられます。

1 日あたりのサービス費用のめやす

【通常規模の施設 /7～8 時間未満の利用の場合】

要介護 1～5	8,252 円（826 円）～ 14,934 円（1,494 円）

選択して利用できるメニュー

- ●栄養改善…食事に関する指導など
- ●口腔機能向上…口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など

栄養改善	2,166 円（217 円）
口腔機能向上	1,624 円（163 円）

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

要支援 1・2

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のためのリハビリテーションなどを日帰りで受けられます。

1 か月あたりのサービス費用のめやす

要支援 1・2	24,562 円（2,457 円）～ 45,789 円（4,579 円）

選択して利用できるメニュー

- ●運動器機能向上…筋力トレーニングなどの機能訓練
- ●栄養改善…食事に関する指導など
- ●口腔機能向上…口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など

栄養改善	2,166 円（217 円）
口腔機能向上	1,624 円（163 円）

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

※費用は部屋のタイプによって異なります。

要介護1～5 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介助や機能訓練が受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす
【併設型の施設・多床室の場合】

要介護1～5	6,530円（653円）～ 9,573円（958円）

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

要支援1・2 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす
【併設型の施設・多床室の場合】

要支援1・2	4,884円（489円）～ 6,075円（608円）

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、リハビリテーションが受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす
【介護老人保健施設・多床室の場合】

要介護1～5	8,864円（887円）～ 11,235円（1,124円）

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

要支援1・2 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のためのリハビリテーションが受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす
【介護老人保健施設・多床室の場合】

要支援1・2	6,546円（655円）～ 8,266円（827円）

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

※サービス費用の他に、居住費・食費などが必要になります。

要介護1～5 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介助や機能訓練が受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす

要介護1～5	5,788円（579円）～ 8,682円（869円）

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

要支援1・2 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりのサービス費用のめやす

要支援1・2	1,954円（196円）～ 3,342円（335円）

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

令和７年７月現在

地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

利用者は原則西東京市の住民に限定され、西東京市が事業者の指定や監督を行います。

※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。
※利用者負担はサービス費用の１割、２割または３割です。（34 ページ参照）
※本冊子は、（　）内を利用者負担（1 割の場合）のめやすとして掲載しています。

小規模な施設の通所介護サービス

要介護 1～5

地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

要介護の高齢者が、食事・入浴などの介助や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

１回あたりのサービス費用のめやす
【8～9 時間未満の利用の場合】

要介護１	8,362 円	(837 円)
要介護２	9,879 円	(988 円)
要介護３	11,448 円	(1,145 円)
要介護４	13,029 円	(1,303 円)
要介護５	14,578 円	(1,458 円)

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

地域密着型通所介護　サービス事業者

事業者名称	電話番号	所在地（郵便番号順）
スリーベルデイ田無	042-439-3521	谷戸町１丁目
リハビリデイサービス　ほっとミルクひばりヶ丘	042-410-0111	谷戸町３丁目
ライフサービスぱーとなー北原町	042-452-5813	北原町２丁目
デイサービスセンター椿★ひばりが丘	042-463-8215	西原町５丁目
デイセンター　西原たいそうくらぶ	042-452-3674	西原町５丁目
はぁとデイサービス西原町	042-497-6194	西原町５丁目
昭和の学び舎	042-466-5117	田無町５丁目
GENKI NEXT 西東京田無町	042-497-6432	田無町７丁目
スマイルデイサービス笑み	042-452-3538	南町２丁目
徳有温乃日	042-497-6116	向台町６丁目
ととろクラブ　※共生型（放課後等デイサービス）	042-450-0991	芝久保町２丁目
ととろキッズ　※共生型（放課後等デイサービス）	042-452-3469	芝久保町２丁目
デイサービス　すみなす	042-461-3090	芝久保町３丁目
リハビリデイサービス　ステップぱーとなー　ひばりが丘第２	042-439-9479	ひばりが丘１丁目
デイサービスかたくりの里ひばりが丘	042-438-8042	北町２丁目
レジリハデイサービスまぁぶる	042-439-9735	下保谷２丁目
結いの家・みかんの木	042-439-7883	下保谷５丁目
さくらサポート住吉町	042-439-6215	住吉町２丁目
ルネサンス　元氣ジムひばりヶ丘	042-438-8234	住吉町２丁目
ミラクル・ビスケ	042-439-3862	東町２丁目
デイサービスセンター椿☆保谷	042-439-4943	中町２丁目
デイサービス　夏の庭	03-5933-3463	中町６丁目
デイサービス　秋の雲	03-5933-3463	中町６丁目
ライフサービスぱーとなー富士町	042-452-7841	富士町３丁目
デイサービス　リンク	042-452-5605	保谷町３丁目
シェモア白樺	042-497-6703	保谷町５丁目
デイサービス　いずみ SPA　保谷町	042-452-5869	保谷町６丁目
機能訓練デイサービス　ハチ東伏見	042-452-7665	東伏見３丁目
デイサービス　オリーブリーフ	042-410-1069	柳沢１丁目
歩くリハビリやすらぎ邸	042-452-9271	柳沢３丁目
デイサービス　やぎさわ	042-428-0670	柳沢３丁目
だんらんの家　武蔵境	0422-38-6890	新町４丁目
おとなりさん。小金井公園	0422-27-8465	新町６丁目

※共生型とは
　同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービスを一体的に提供する事業所のこと。
（　）内は障害福祉サービスの名称

サービスの種類と費用

地域密着型サービス

※本冊子は、（　）内を利用者負担（1 割の場合）のめやすとして掲載しています。

認知症のある方が施設に通って受けるサービス

要支援 1・2　要介護 1～5

認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症のある方が、食事・入浴などの介助や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

※食費、日常生活費は別途負担となります。

1 回あたりのサービス費用のめやす
【8 ～ 9 時間未満の利用の場合】

要支援 1	9,617 円	(962 円)
要支援 2	10,732 円	(1,074 円)
要介護 1	11,111 円	(1,112 円)
要介護 2	12,313 円	(1,232 円)
要介護 3	13,515 円	(1,352 円)
要介護 4	14,750 円	(1,475 円)
要介護 5	15,941 円	(1,595 円)

	事業者名称	電話番号	所在地（郵便番号順）
認知症対応型通所介護サービス事業者	デイサービスセンター　クレイン	042-468-3300	西原町 4 丁目
	年輪デイホーム	042-466-4984	田無町 5 丁目
	デイサービス　悠花	042-439-6415	泉町 3 丁目
	西東京市高齢者センター　きらら	042-451-1200	富士町 1 丁目
	緑寿園ケアセンター	042-462-1206	新町 1 丁目

認知症のある方が施設で共同生活を送る

要支援 2　要介護 1～5

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症のある方が少人数で共同生活をする場（住居）で、専門スタッフによる介護を受けられます。

※家賃、光熱費、食材料費などは保険外の費用となります。

※要支援 1 の方は利用できません。

1 日あたりのサービス費用のめやす

要支援 2	7,999 円	(800 円)
要介護 1	8,042 円	(805 円)
要介護 2	8,415 円	(842 円)
要介護 3	8,672 円	(868 円)
要介護 4	8,843 円	(885 円)
要介護 5	9,024 円	(903 円)

	事業者名称	電話番号	所在地（郵便番号順）
認知症対応型共同生活介護サービス事業者	ばぶちゃんち	042-461-8183	緑町 1 丁目
	ねんりんはうす	042-468-7835	田無町 7 丁目
	グループホームのどか	042-457-4165	南町 2 丁目
	グループホーム花・南町	042-452-2287	南町 4 丁目
	エクセレント西東京オリンピア	042-468-1165	向台町 1 丁目
	グループホームみんなの家・西東京	042-452-1171	芝久保町 2 丁目
	ミアヘルサ　きずなホームひばりが丘	042-452-5086	ひばりが丘 3 丁目
	グループホーム　花	042-439-7787	下保谷 1 丁目
	グループホームいずみ	042-424-1205	泉町 3 丁目
	グループホームみどりの樹	042-439-9315	東町 2 丁目
	愛の家グループホーム西東京中町	042-438-8811	中町 6 丁目
	グループホーム花・富士町	042-452-2087	富士町 5 丁目

夜間に訪問介護を受ける

要介護 1～5

夜間対応型訪問介護（やかんたいおうがたほうもんかいご）

夜間の定期的な巡回または通報によりヘルパーが居宅を訪問し、排せつ介助、日常生活上の緊急時の対応などの介護が受けられます。

※通話料は保険外の費用となります。
※要支援の方は利用できません。

サービス費用のめやす
【基本対応の場合】

基本料金（1 か月）	10,928 円	(1,093 円)
定期巡回（1 回）	4,110 円	(411 円)
随時訪問　1 名対応時（1 回）	6,265 円	(627 円)
随時訪問　2 名対応時（1 回）	8,442 円	(845 円)

夜間対応型訪問介護サービス事業者	事業者名称	電話番号	所在地
	SOMPOケア　西東京　夜間訪問介護	042-439-5839	田無町４丁目

24 時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護 1～5

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ていきじゅんかい・ずいじたいおうがたほうもんかいごかんご）

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。
また、利用者からの電話などに応じて随時対応します。

※通話料は保険外の費用となります。
※要支援の方は利用できません。

1 か月あたりのサービス費用のめやす
【訪問看護サービスを利用しない場合】

要介護 1	60,178 円	(6,018 円)
要介護 2	107,406 円	(10,741 円)
要介護 3	178,347 円	(17,835 円)
要介護 4	225,607 円	(22,561 円)
要介護 5	272,846 円	(27,285 円)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業者	事業者名称	電話番号	所在地
	SOMPOケア　西東京　定期巡回	042-439-5839	田無町４丁目

サービスの種類と費用

地域密着型サービス

※本冊子は、（　）内を利用者負担（1 割の場合）のめやすとして掲載しています。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要支援 1・2　要介護 1～5

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

1 か月あたりのサービス費用のめやす

要支援 1	37,363 円	(3,737 円)
要支援 2	75,506 円	(7,551 円)
要介護 1	113,260 円	(11,326 円)
要介護 2	166,457 円	(16,646 円)
要介護 3	242,147 円	(24,215 円)
要介護 4	267,251 円	(26,726 円)
要介護 5	294,673 円	(29,468 円)

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

	事業者名称	電話番号	所在地（郵便番号順）
小規模多機能型居宅介護サービス事業者	ミアヘルサ　小規模多機能ホームひばりが丘	042-452-5087	ひばりが丘 3 丁目
	小規模多機能型居宅介護　みどりの樹	042-439-9311	東町 2 丁目
	小規模多機能型居宅介護　花	042-452-1087	富士町 5 丁目

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護 1～5

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※要支援の方は利用できません。

1 か月あたりのサービス費用のめやす

要介護 1	134,801 円	(13,481 円)
要介護 2	188,604 円	(18,861 円)
要介護 3	265,129 円	(26,513 円)
要介護 4	300,705 円	(30,071 円)
要介護 5	340,148 円	(34,015 円)

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

	事業者名称	電話番号	所在地（郵便番号順）
看護小規模多機能型居宅介護サービス事業者	看護小規模多機能　ゆいなの森	042-452-3692	南町 5 丁目

施設サービス

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。施設サービスは、どのような介護が必要かによって下記のタイプに分かれます。

このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※要支援の方は施設サービスを利用できません。
※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
※利用者負担はサービス費用の１割、２割または３割です。（34 ページ参照）
※サービス費用の他に、居住費、食費などが必要になります。

※従来型個室とは共同生活室（リビング）を併設していない個室
※ユニット型個室とは、共同生活室（リビング）を併設している個室
※多床室とは、定員2 人以上の個室ではない居室

生活介護が中心の施設

要介護 3 ～ 5

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介助や健康管理を受けられます。

1か月あたりの施設サービス費（1 割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護１	18,872 円	18,872 円	21,467 円
要介護２	21,115 円	21,115 円	23,710 円
要介護３	23,454 円	23,454 円	26,113 円
要介護４	25,696 円	25,696 円	28,388 円
要介護５	27,907 円	27,907 円	30,599 円

※新規入所は原則として要介護３以上の方です。現在、既に入所している方は、要介護度が改善しても引き続き施設で生活ができます。定められた要件を満たせば要介護１・２の方も入所が認められる場合があります。

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1 ～ 5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費（1 割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護１	22,973 円	25,408 円	25,696 円
要介護２	24,447 円	27,010 円	27,170 円
要介護３	26,530 円	29,093 円	29,253 円
要介護４	28,292 円	30,791 円	31,015 円
要介護５	29,862 円	32,425 円	32,617 円

長期療養の機能を備えた施設

要介護 1 ～ 5

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の介助）が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費（1 割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護１	23,101 円	26,690 円	27,234 円
要介護２	26,658 円	30,214 円	30,759 円
要介護３	34,283 円	37,872 円	38,416 円
要介護４	37,551 円	41,108 円	41,652 円
要介護５	40,467 円	44,055 円	44,600 円

施設を利用した場合の居住費・食費の自己負担額

施設サービスを利用したときは、施設サービス費のうちの利用者負担に加え、居住費・食費・日常生活費が利用者負担となります。

各施設で居住費・食費の金額が異なりますので、契約時に施設へ確認してください。

居住費・食費は、施設の平均的な費用を基に、国により基準額（基準費用額）が定められています。

【居住費・食費の基準費用額（日額）】令和7年8月から

施設の種類	居住費					食　費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室		
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,066円	1,728円	1,231円	915円		1,445円
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護			1,728円	(室料を徴収する場合) 697円	(室料を徴収しない場合) 437円	

●居住費（滞在費）と食費の自己負担の軽減制度（負担限度額認定）

申請が必要です

所得が低い方を対象に、居住費（滞在費）および食費の自己負担を軽減する制度です。認定を受けるには申請が必要です。認定要件および区分ごとの負担限度額は 31 ページをご確認ください。

※虚偽の申告により、不正に支給を受けた場合には支給された額および最大 2 倍の加算金を返還していただくことがあります。
※他の自治体から転入した場合も、あらためて申請が必要です。

●住民税課税層における特例減額措置

申請が必要です

31 ページの認定要件に該当しない高齢夫婦などの 2 人以上の世帯で、1 人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生活費が一定額以下となってしまう場合などに、居住費および食費の自己負担を軽減する制度です。詳細については、市の担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】高齢者支援課 介護調整係　☎ 042-420-2813

対象者　下記①、②どちらにも該当する方

①世帯全員および別世帯の配偶者（事実婚も対象）が、住民税非課税である
②預貯金などの資産の合計が、利用者負担段階の資産額以下である

【認定要件】令和７年８月から

区分	所得の状況	預貯金などの資産の状況	
		65 歳以上の方	40 歳から 64 歳の方
第１段階	生活保護受給者の方など		
	老齢福祉年金受給者で、世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税の方	単身 :1,000 万円以下 夫婦 :2,000 万円以下	単身 :1,000 万円以下 夫婦 :2,000 万円以下
第２段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、前年の年金収入など（※ 1）が **80万 9,000円（※2）以下**の方	単身：　650 万円以下 夫婦 :1,650 万円以下	
第３段階①	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、前年の年金収入など（※ 1）が **80万 9,000円（※2）超 120万円以下**の方	単身：　550 万円以下 夫婦 :1,550 万円以下	
第３段階②	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、前年の年金収入など（※ 1）が **120万円超**の方	単身：　500 万円以下 夫婦 :1,500 万円以下	

※１　年金収入など＝公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋合計所得金額から年金所得を除いた額
※２　令和７年７月 31 日までは 80 万円

預貯金などに含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写しなど
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写しなど
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写しなど
現金（いわゆるタンス預金）	自己申告
負債（住宅ローンなど）	借用証書など

預貯金などに含まれないもの

生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財など

【居住費（滞在費）・食費の負担限度額（日額）】

区分	居住費（滞在費）				食　費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第１段階	880 円	550 円	550 円（380 円）	0 円	300 円	300 円
第２段階	880 円	550 円	550 円（480 円）	430 円	390 円	600 円
第３段階①	1,370 円	1,370 円	1,370 円（880 円）	430 円	650 円	1,000 円
第３段階②	1,370 円	1,370 円	1,370 円（880 円）	430 円	1,360 円	1,300 円

※従来型個室の（　）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具を借りる

ケアマネジャーに相談が必要です

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

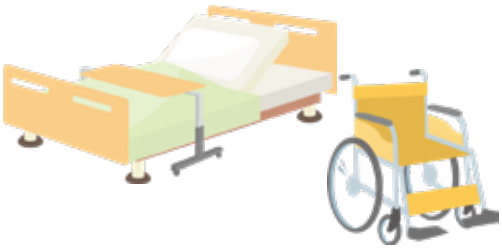

次の 13 種類が貸し出しの対象となります。
★印のついた用具の一部は購入も可能です。

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

対象用具	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
手すり・スロープ（取り付け工事不要のもの）★、歩行器★、歩行補助つえ★	○	○	○	○	○	○	○
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	×	×	○	○	○	○
自動排せつ処理装置（交換可能部品を除く） （　）：尿のみを自動的に吸引できるもの	× (○)	× (○)	× (○)	× (○)	× (○)	○ (○)	○ (○)

○：利用できる品目、×：利用できない品目（条件により利用できる場合があります。）
福祉用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。

貸与価格を適正にするための制度があります
●厚生労働省のホームページなどで、商品ごとに全国平均の貸与価格と上限額を公表しています。
●事業者には、貸与しようとする商品ごとに全国平均の貸与価格等を説明することや、機能や価格帯の異なる商品を複数提示することが義務づけられています。

福祉用具を買う

要支援 1・2　要介護 1～5

申請が必要です

特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）

支給の対象は、次の 6 種類です。
●腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
●特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
●入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルトなど）
●簡易浴槽
●移動用リフトのつり具の部分
●排せつ予測支援機器（膀胱内の状態を感知し、尿量を測定するもの）

利用限度額／年間 10 万円まで（毎年 4 月から 1 年間、利用者負担分を含む）
※ 1 回の購入で 10 万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象となりませんので、ご注意ください。

住宅を改修する

要支援 1・2　要介護 1～5

事前に申請が必要です

※事前申請の承認前に工事をした場合は、支給の対象となりませんので、ご注意ください。

住宅改修（介護予防住宅改修）

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20 万円を上限として費用の 7 ～ 9 割が住宅改修費として支給されます（費用が 20 万円かかった場合、自己負担 1 割の場合は 2 万円、2 割の場合は 4 万円、3 割の場合は 6 万円が自己負担額です）。

※工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口に相談しましょう。

○介護保険の対象となる工事

- ●手すりの取り付け
- ●段差や傾斜の解消
  （付帯する工事として転落防止柵の設置）
- ●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ●開き戸から引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去
- ●和式から洋式への便器の取り替え
- ●その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

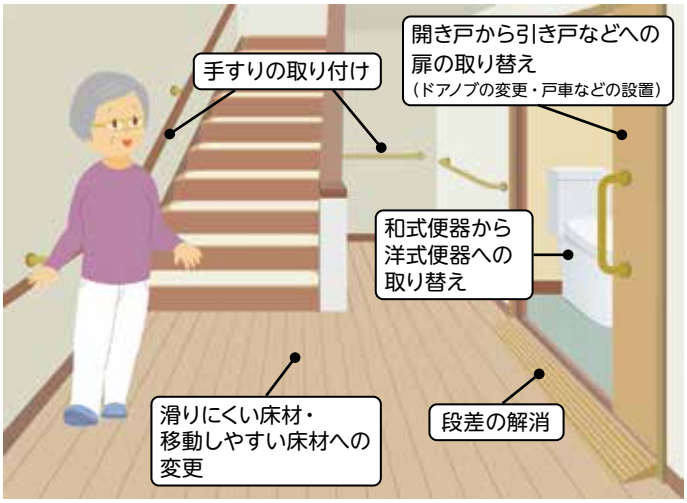

利用限度額 /20 万円まで（原則 1 回限り）

※ 1 回の改修で 20 万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができる場合があります。

※本人や家族などがリフォームを行ったときには、材料の購入費が対象となります。

○手続きの流れ

【償還払い（後から払い戻される）の場合】

相談・検討

●ケアマネジャーに相談します。
できるだけ複数の業者から見積もりをとり、内容を皆さんで検討しましょう。

申　請

●工事を始める前に、市の窓口に、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真（日付入り）など、必要書類を提出し、改修の申請をします。

工事・支払い

●市の審査結果を受けてから着工します。
●改修後、写真を撮影します（日付入り）。
●いったん改修費用の全額を事業者に支払います。

払い戻し（工事完了）の手続き

●工事が完了したら、市の窓口に写真や領収書などを提出し、改修が終わったことを伝えます。

払い戻し

●工事が介護保険の対象であると認められた場合、工事代金（20 万円を限度）から利用者負担分を除いた額が支給されます。

受領委任払い制度について

福祉用具購入費用と住宅改修費用は、利用者がいったん全額を支払い、申請後、そのうちの保険給付分が利用者へ支給される「償還払い」が基本です。西東京市では、利用者負担分のみを負担し、残りの保険給付分は市が直接事業者に支払う「受領委任払い制度※」も導入しています。

※事業者が市に受領委任払い事業者として登録する必要があります。

利用者負担と軽減制度

介護保険のサービスを利用したときは、費用の一部を利用者が負担します。利用者負担が高額となったときには、負担を軽減する制度もあります。

負担割合について

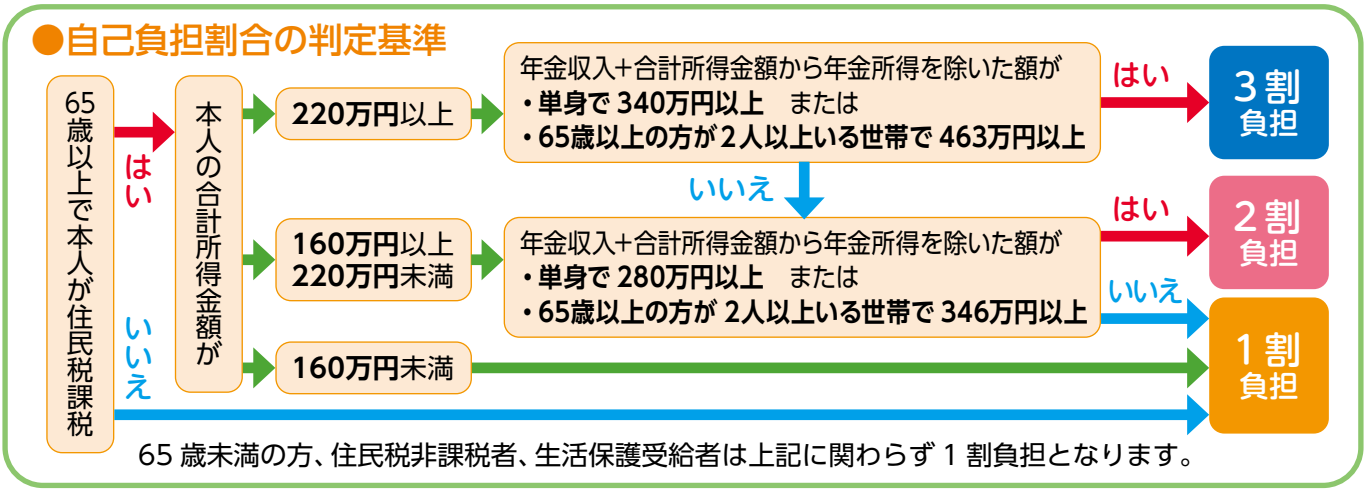

※利用者負担が高額となったときには、負担を軽減する高額介護サービス費という制度があります。(35 ページ参照)

【負担割合証】

要介護・要支援認定などを受けた方には、負担割合を示す証明書が発行されます。被保険者証とともにサービス利用の際に必要になります。有効期間は毎年８月１日から翌年７月31 日までで、毎年発行します。

※申請は不要です。

負担割合が記載されます。

※負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

在宅でサービスを利用したとき

介護サービスの居宅サービス・介護予防サービスには、要介護度ごとに、月々に利用できる金額に上限が設けられています。(下表)

限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた金額は全額利用者負担となります。

サービスの支給限度額（1 か月）

要介護度	支給限度額(１か月)	利用者負担(１割)
要支援 1	50,320 円	5,032 円
要支援 2	105,310 円	10,531 円
要介護 1	167,650 円	16,765 円
要介護 2	197,050 円	19,705 円
要介護 3	270,480 円	27,048 円
要介護 4	309,380 円	30,938 円
要介護 5	362,170 円	36,217 円

例〈支給限度額を超えて利用した場合（要支援１）〉

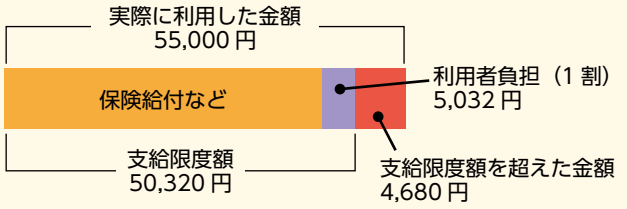

利用者負担＝利用者負担(1割)＋支給限度額を超えた金額

★次のサービスは、上記の限度額とは別枠となるサービスになります。

●特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）
●住宅改修（介護予防住宅改修）
●居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）
●特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）
●認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

など

利用者負担が高額になったとき（高額介護サービス費）　申請が必要です

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計が、所得によって定められた限度額を超えたときは、超えた金額が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽減されます。

※給付を受けるには、申請が必要です。対象となる方には、市からご案内をいたします。

●同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。
●福祉用具購入費や住宅改修費、食費や施設サービスなどの居住費、支給限度額を超えた自己負担分、日常生活費などは高額介護サービス費の対象になりません。

利用者負担の限度額（月額）　令和７年８月から

区分	限度額（月額）
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
住民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600 円（世帯）
年金収入＋合計所得金額から年金所得を除いた額が 80 万 9,000 円（※）以下の方など	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者の方など	15,000 円（世帯）

（※）令和７年７月までは 80 万円

介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき（高額医療合算介護サービス費）　申請が必要です

同一世帯内において、８月１日から翌年７月 31 日までの１年間の介護保険と医療保険の両方を利用して、介護と医療の利用者負担額の合計が下表の限度額を超えたときは、超えた金額が払い戻されます。

※給付を受けるには、申請が必要です。西東京市国民健康保険または後期高齢者医療制度にご加入している方で、支給対象となる方には医療保険者からご案内いたします。
●同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

医療と介護の利用者負担合算後の限度額（年額）

【70 歳未満の方】

区分		限度額
基礎控除後の総所得金額	901 万円超	212 万円
	600 万円超～901 万円以下	141 万円
	210 万円超～600 万円以下	67 万円
	210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯		34 万円

【70 歳以上の方】　令和７年８月から

区分		限度額
課税所得	690 万円以上	212 万円
	380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一般（住民税課税世帯の方）		56 万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）		31 万円
	世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員が年金収入 80.67 万円(※)以下で、その他の所得がない方	19 万円

（※）令和７年７月までは 80 万円

生計困難者等に対する利用者負担の軽減

申請が必要です

所得の低い方のうち特に生計が困難な方で、市への申請により認定を受けた方が、軽減を実施している事業者で介護サービスを利用した場合に、利用者負担（１割負担）ならびに食費、居住費および宿泊費が軽減されます。

※生活保護受給者の方は、短期入所生活介護（介護予防を含む）および介護福祉施設サービスにおける個室の居住費のみが軽減されます。

対象者

住民税非課税世帯で、生計が困難である方および生活保護受給者の方。

なお、「生計が困難な方」とは、次の要件をすべて満たす方です。

・世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円（１人増えるごとに 50 万円を加算した額）以下
・世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円（1人増えるごとに 100 万円を加算した額）以下
・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
・負担能力のある親族等に扶養されていない
・介護保険料を滞納していない

対象となるサービス

社会福祉法人等の提供する次の介護保険サービス

○●訪問介護
○●短期入所生活介護（介護予防を含む）
○●夜間対応型訪問介護
○●認知症対応型通所介護（介護予防を含む）
○●看護小規模多機能型居宅介護
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
●訪問入浴介護（介護予防を含む）
●訪問リハビリテーション（介護予防を含む）
●短期入所療養介護（介護予防を含む）
○●通所介護
○●定期巡回・随時対応型訪問介護看護
○●地域密着型通所介護
○●小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）
○●総合事業における訪問・通所サービス（国基準相当型のみ）
○介護福祉施設サービス
●訪問看護（介護予防を含む）
●通所リハビリテーション（介護予防を含む）

○…社会福祉法人等による利用者負担軽減　●…サービス提供事業者による利用者負担軽減

訪問看護の利用者負担の軽減（市の独自制度）

申請が必要です

所得の低い方のうち特に生計が困難な方で、市への申請により認定を受けた方は、訪問看護サービス（介護予防含む）の利用者負担（１割負担）の４分の１が後から支給されます。

対象者

上記の生計困難者等に対する利用者負担の軽減における対象者と同様です。ただし、生活保護受給者の方およびサービス提供事業者による利用者負担軽減を受けている方は対象外です。

【問い合わせ先】高齢者支援課 介護調整係　☎ 042-420-2813

地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは、支えが必要な高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。いつまでも「自分らしい生活」を送れるように主任ケアマネジャーや社会福祉士・保健師（看護師）、認知症地域支援推進員などが協力し合い、適切なサービスを提供します。

総合相談支援事業

高齢者やその家族の相談を受け、適切なサービスにつなげます。相談内容によってサービス、制度に関する情報提供や、関係機関への紹介をします。

権利擁護事業

高齢者の保護や虐待の防止・早期発見などに取り組んでいきます。

介護予防ケアマネジメント

要支援者や事業対象者（40ページ参照）などの介護予防に関する相談や計画を支援します。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が、適切なサービスを継続して利用できるように関係機関との連携に努めます。

また、地域の皆さんと協力し、さまざまな問題に対応することができる地域づくりに取り組んでいきます。

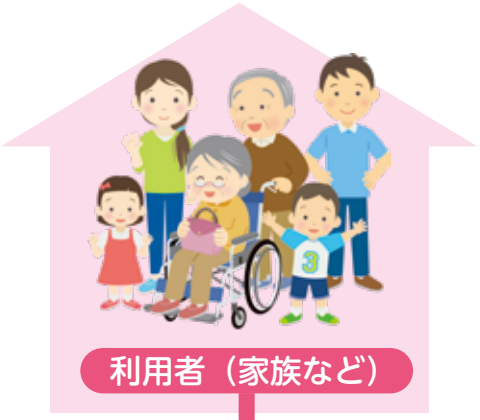

利用者（家族など）

地域包括支援センター

主任ケアマネジャー　保健師（看護師）

社会福祉士　認知症地域支援推進員

協力・連帯（チームアプローチ）

連携

主治医　ケアマネジャー

連携

関係事業者

管轄の地域包括支援センターは38・39・95ページでご確認ください

西東京市地域包括支援センター運営協議会

- 市民
- 医師会
- 介護サービス事業所
- 居宅介護支援事業所
- ＮＰＯ・老人クラブ
- 歯科医師会
- 介護保険施設
- など

地域包括支援センターが公正な運営をしていくためのチェック、改善などをします。また、関係機関との連携や人材確保などの面から支援をします。

西東京市の地域包括支援センターマップ

緑町地域包括支援センター
（田無病院内）
☎042（461）7081

西原町地域包括支援センター
（西原総合教育施設内）
☎042（451）8844

田無町地域包括支援センター
（田無総合福祉センター内）
☎042（467）8850

向台町地域包括支援センター
（フローラ田無内）
☎042（468）2340

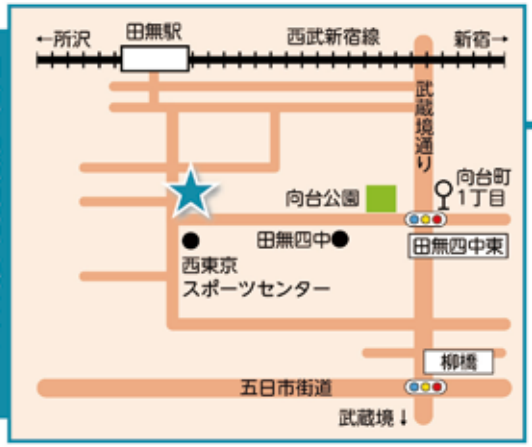

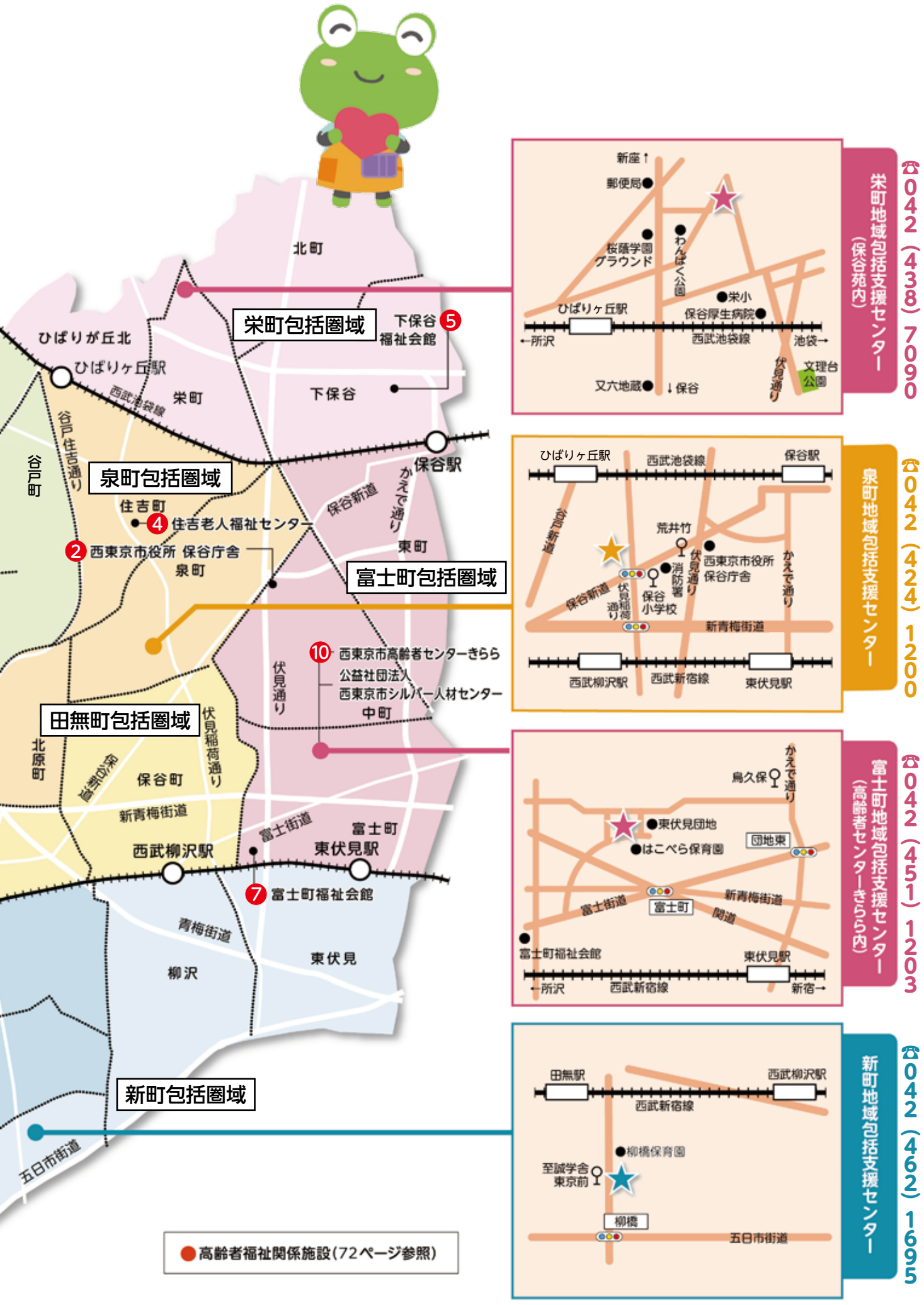
北町
栄町包括圏域
下保谷
福祉会館
5
ひばりが丘北
ひばりヶ丘駅
西武池袋線
栄町
下保谷
谷戸住吉通り
谷戸町
保谷駅
泉町包括圏域
住吉町
4 住吉老人福祉センター
保谷新道
かえで通り
2 西東京市役所 保谷庁舎
泉町
東町
富士町包括圏域
10 西東京市高齢者センターきらら
公益社団法人
西東京市シルバー人材センター
中町
伏見通り
田無町包括圏域
伏見稲荷通り
北原町
柳沢通り
保谷町
新青梅街道
富士街道
富士町
西武柳沢駅
東伏見駅
7 富士町福祉会館
青梅街道
柳沢
東伏見
新町包括圏域
五日市街道
●高齢者福祉関係施設(72ページ参照)
新座↑
郵便局
桜蔭学園
グラウンド
わんぱく公園
ひばりヶ丘駅
栄小
保谷厚生病院
←所沢
西武池袋線
池袋→
伏見通り
文理台
公園
又六地蔵
↓保谷
栄町地域包括支援センター
(保谷苑内)
☎042(438)7090
ひばりヶ丘駅
西武池袋線
保谷駅
谷戸新道
荒井竹
伏見通り
西東京市役所
保谷庁舎
消防署
保谷新道
伏見稲荷通り
保谷小学校
かえで通り
新青梅街道
西武柳沢駅
西武新宿線
東伏見駅
泉町地域包括支援センター
☎042(424)1200
鳥久保
かえで通り
東伏見団地
団地東
はこべら保育園
富士街道
富士町
新青梅街道
関道
富士町福祉会館
東伏見駅
←所沢
西武新宿線
新宿→
富士町地域包括支援センター
(高齢者センターきらら内)
☎042(451)1203
田無駅
西武柳沢駅
西武新宿線
柳橋保育園
至誠学舎
東京前
柳橋
五日市街道
新町地域包括支援センター
☎042(462)1695

介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業には、主に要支援 1･2 の認定を受けた方や、基本チェックリスト（41 ページ参照）により生活機能の低下がみられた方が利用できる **サービス・活動事業（第 1 号事業）** と 65 歳以上の方が利用できる **一般介護予防事業** があります。

相談する（65 歳以上すべての方）

地域包括支援センターまたは市に相談します。

要介護・要支援認定を受ける

基本チェックリストを受ける

※地域包括支援センターへご相談ください。

認定

- **要介護**
  要介護1～5の方
  - **介護サービス**
    を利用できます。
- **要支援**
  要支援1・2の方
  - **介護予防サービス**
    を利用できます。

非該当

- 生活機能の低下がみられた方（事業対象者）
- 自立した生活が送れる方（非該当）

総合事業

- **サービス・活動事業（第1号事業）（訪問･通所サービス）**
  を利用できます。
  （42 ～ 47 ページ参照）
- **一般介護予防事業**
  を利用できます。
  （65 歳以上の高齢者が利用可能）
  （48・49 ページ参照）

※事業対象者となったあとでも、要介護・要支援認定を申請することができます。

自分の状態を知るために、基本チェックリストを活用しましょう

No.1 ～ 25 を読んで、当てはまる回答に○をつけてください。
項目ごとに「1」にチェックした数を足してみましょう。あなたの介護予防リスクは？

No.	質問項目	回　答	
1	バスや電車で 1 人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15 分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この 1 年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6 か月間で 2 ～ 3kg 以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長　cm体重　kg BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満	1. はい	0. いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に 1 回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ 2 週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ 2 週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ 2 週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ 2 週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ 2 週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

以下のいずれかにあてはまった方は地域包括支援センターにご相談ください。

- 項目 1 ～ 20 で 10 点以上の方
- 項目 6 ～ 10 で 3 点以上の方
- 項目 11 ～ 12 で全て該当する方
- 項目 13 ～ 15 で 2 点以上の方
- 項目 16 ～ 17 で 16 に該当する方
- 項目 18 ～ 20 で 1 点以上の方
- 項目 21 ～ 25 で 2 点以上の方

介護予防・日常生活支援総合事業

“してあげる介護”から“もう一度、元の暮らしを取り戻すための支援”へ…

要支援１・２、事業対象者になっても 住み慣れた西東京市で元気に暮らし続けることができます。

要支援１・２、事業対象者って??

介護予防や日常生活の支援が必要と判断された方です。
しかし、適切なフレイル予防・生活改善等を行えば、**再び元気を取り戻し、元の暮らしを取り戻せる可能性が高い状態**でもあります。

「リエイブルメント」で自分が望む生活を取り戻す

リエイブルメントサービスとは、近年欧米で大きく注目されている短期集中予防サービスです。

「リエイブルメント」とは「再び自分でできるようにする」という意味です。リエイブルメントサービスでは、いったん日常生活に困難を覚える状態になった人々が「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ことを目指し、大きな成果を上げています。

日本国内においても、リエイブルメントの考え方を取り入れた短期集中予防サービスを実施し始める市区町村が年々増加しています。短期集中予防サービスを実施している市区町村においては、多くの利用者が元の暮らしを取り戻すことに成功し、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けています。

西東京市も短期集中予防サービスを創設し「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ための介護予防に取り組んでいます。

短期集中予防サービス（45 ページ参照）

日常生活の活動を高めて、家庭や社会への参加を促し、自分自身を継続して自己管理できる力（セルフマネジメント力）や自信を身につけることで、心身の状態を維持・改善できるように支援します。

買い物に行ったり、ご友人やご家族と会ったり…
地域の通いの場に行ったり、就労やボランティア団体に参加したり…
日課だった趣味の活動を再開…など
再び、住み慣れた地域で自分らしく生活できるように目指していきます。

西東京市短期集中予防サービス
マスコットキャラクター
『にっしー』

要支援１・２、事業対象者になった方へのススメ

西東京市には、要支援１・２、事業対象者になった方が「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ことを目的に行われる介護予防プログラムや支援があります。

まずは地域包括支援センターにご相談いただき、元の暮らしを取り戻すための目標を一緒に考えて、ご自身に適切な介護予防プログラム等を利用していきます。

新たに要支援１・２、事業対象者になった場合の流れ

地域包括支援センターに相談

専門の知識がある地域包括支援センター職員が、ご利用者の悩み事、困り事、「こういう風に生活したい」などの目標を聞きとり、真に必要なサービスは何かを一緒に考えます。

自宅訪問（訪問アセスメント）

リハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員がご自宅を訪問し、生活の様子や身体の状況を確認します。元の暮らしを取り戻すための適切な目標を提案いたします。

短期集中予防サービス・その他のサービスの利用開始

元気になるためのサービス

利用者が「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ために必要なサービスの利用を開始します。

元の暮らしを取り戻す！

地域とのつながりの場へ…

高齢者の生きがいと健康維持のため、すべての高齢者がお互いに「ささえあう」ことができる仕組みを構築しています。趣味活動、ボランティア、就労、スポーツ…好きなことを自分で選択し、自信をもって地域で生活していけるように支援します。

※通所型サービス（デイサービス）をご利用希望の方

～西東京市では、短期集中予防サービスの利用を推奨しています～

原則、短期集中予防サービス（3か月間、計 12 回の通所型サービス）をご利用いただきます。

※難病、認知症のある方、末期がんの方、特別な理由がある場合は除く

短期集中予防サービスを利用後、引き続き通所が必要な場合は通所型サービス（デイサービス）をご利用いただけます（47 ページ参照）。

その他のサービス利用希望者の方につきましても、必要に応じて短期集中予防サービスの利用をご提案させていただく場合がございます。

短期集中予防サービス（45 ページ参照）

西東京市では、社会参加の場をご用意しています。

●学びの場・趣味のサークルに参加してみませんか？

市内の福祉会館や老人福祉センターなどで（72 ページ参照）、各種教室やサークル活動が活発に行われています。

●「交流する場」に参加してみませんか？

・高齢者クラブ (P.70) ……60 歳以上の方が対象。社会奉仕活動、健康・生きがい活動を実施
・街中いこいーなサロン (P.49) ……年齢問わず誰でも参加できます。おしゃべり、体操などを実施
・いきいきミニデイ (P.70) ……65 歳以上の方が対象。趣味やレクリエーション活動などを実施

※対象者以外の方でも参加できる場合があります。

●「いきいき百歳体操」始めてみませんか？

お友達同士で始められて、誰でもできる「いきいき百歳体操」をご紹介しています。

【問い合わせ】高齢者支援課　生きがい推進係　☎ 042-420-2812

西東京市地域サポート「りんく」

生活支援コーディネーターおよび就労的活動支援コーディネーターを配置し、高齢者が地域で自分らしく生活できるよう、以下の活動を行っています。サロン活動やボランティア活動など、お住まいの地域にはどんな活動があるのか知りたい方は、ぜひお問い合わせください。

【活動内容】
・住民同士の助け合いの活動、住民・ボランティア団体・ＮＰＯ法人等による地域活動の把握、情報提供
・地域で活動する団体同士のネットワーク構築
・ボランティア、地域で活動する団体の養成
・ささえあいネットワーク事業、介護支援ボランティアポイント制度

【問い合わせ】西東京市地域サポート「りんく」☎ 042-497-4163
田無町 5-5-12　田無総合福祉センター内

西東京市 生涯現役応援サイト meets（ミーツ）

西東京市にお住まいのシニアの方と地域の活動をつなげるマッチングサイトです。趣味を見つけたい、趣味を一緒にできる仲間を見つけたい、地域のボランティア活動に参加したい、これまでに培った経験やスキルを活かして、地域で働きたい。
こんなことを感じたら、「ミーツ（meets）」を利用してみましょう。

【問い合わせ】西東京市生涯現役応援窓口「ミーツ（meets）」
☎ 042-420-2867
火曜日・木曜日・金曜日　9:30 ～ 15:00
南町 5-6-13 田無第二庁舎内

短期集中予防サービス

加齢や体力が落ちて出来なくなったこと…あきらめてしまっていること…ありませんか？

このサービスは高齢者の「またできるようになりたい！」を応援する、「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ための介護予防のプログラムです。

サービス内容

3か月間、週1回の通所サービス（全12回）

※実施するプログラムはP.46を参照

対象者

要支援認定（要支援1・2）もしくは事業対象者

※末期がん、難病、認知症のある方は原則対象外

サービス費用

無料

※事業所により送迎費などの自己負担が発生する場合があります。

実際に短期集中予防サービスをご利用された皆さまの声

自転車に乗って駅近くのスーパーまで5キロの米を買いに行けるようになった

趣味だった麻雀を再開し、週1～2回は外出するようになった

歩く事が苦手でバスを利用していたが、2つ先のバス停まで歩こうと思えるようになった

「やれば出来るんだ！」という事を教えて頂いた気がする

（96歳の方）

社会参加の促進による介護予防

地域とのつながりと生きがいのある健康的で自分らしい生活

短期集中予防サービスの詳細

①ご自宅への訪問アセスメント

リハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員がご自宅を訪問し、生活の様子や身体の状況を確認。
元の生活を取り戻すための適切な目標をご提案いたします。

地域包括支援センター（37 ～ 39 ページ・95 ページ参照）

②短期集中予防サービスの開始

実施するプログラム（計 12回）
- ●セルフマネジメント力向上のための個別面談【毎回】
- ●運動器機能向上プログラム【毎回】
- ●口腔機能向上プログラム・栄養改善プログラム

※各プログラムの詳細は事業所により異なる場合があります。

リハビリテーション専門職との個別面談にて、心身機能の改善、生活のしづらさの原因を取り除くための専門的なアドバイスや指導などを受けます。

③地域とのつながりの場へ…

- ●地域包括支援センター職員による、セルフマネジメント支援の実施
- ●西東京市地域サポート「りんく」の生活支援コーディネーターおよび就労的活動支援コーディネーターによる、地域の「通いの場」や趣味活動、ボランティアなど…自分の好きな活動への参加につなげる支援

短期集中予防サービス卒業後も自信をもって地域で活動しながら生活していけるように支援いたします。

西東京市地域サポート「りんく」（44 ページ参照）

【問い合わせ】高齢者支援課　地域支援係　☎ 042-420-2811

サービス・活動事業（第1号事業）

施設に通う

通所型サービス

（45 ページ　短期集中予防サービスを除く）

デイサービスセンターなどで、食事・入浴などのサービスや、日常生活上の動作の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが受けられます。

国基準相当型

1 か月あたりのサービス費用のめやす	19,202 円（1,921 円）～ 38,672 円（3,868 円）

※選択メニューにより、別に費用が加算されます。
※利用プラン（利用回数、時間、送迎の有無）により金額が異なります。

市独自基準型

人員、設備などの事業所の指定基準を市が緩和してサービスを提供しています。

1 か月あたりのサービス費用のめやす	13,990 円（1,399 円）～ 36,739 円（3,674 円）

日常生活の手助け

訪問型サービス

ホームヘルパーなどが訪問し、料理や掃除などを利用者と一緒に行い、利用者が自分でできることが増えるよう支援します。

国基準相当型

身体介護が含まれるサービスです。

1 か月あたりのサービス費用のめやす	12,994 円（1,300 円）～ 41,183 円（4,119 円）

※利用プラン（利用回数）により金額が異なります。

市独自基準型

生活援助のみを提供するサービスです。市の独自研修の修了者（西東京市くらしヘルパー）がサービスを提供することもあります。

1 か月あたりのサービス費用のめやす	12,342 円（1,235 円）～ 39,128 円（3,913 円）

住民主体型

地域住民などのボランティアによる無料のサービスです。上記サービスでは提供できない軽微なお手伝い（窓ふき、サロンへの同行、電球交換、水やりなど）を行います。

※本冊子は（　）内を利用者負担（1 割の場合）のめやすとして掲載しています。実際の利用金額には各種の加算が加わります。
※負担割合などは、34 ページの介護保険に準じます。

サービス利用に際しては、ご本人の意向や心身の状態を確認したうえで、地域包括支援センター職員やケアマネジャーがケアプランを作成し、事業所やサービス内容を決定します。

一般介護予防事業　①

介護予防プログラム

●高齢者向けのマシンを使うトレーニング

初めての方でもマシンに親しみ、体力づくりに取り組めます。

●介護予防講座

介護予防に必要な知識について、実践を交えて学びます。

●出張講座

よく噛み、よく食べるためのお口の講座・栄養の講座・運動の講座などを出向いて行います。

●いきいき百歳体操

住民主体で行う簡単な体操です。ご家庭や集会所などで、体操を始めたいグループの立上げ・継続支援を行います。

【問い合わせ】高齢者支援課　生きがい推進係　☎ 042-420-2812

一般介護予防事業　②

街中いこいーなサロン

地域住民などのボランティアによるサロン（集いの場）活動です。会員登録などはなく、行きたい時に気軽に参加できます。市内各地で様々な活動が行われています。

【費　用】　無料（お茶菓子代などの実費がかかる場合があります）
【内　容】　趣味の活動（歌・折り紙など）、介護予防体操、おしゃべりなど

【問い合わせ】高齢者支援課　生きがい推進係　☎ 042-420-2812

介護支援ボランティアポイント制度

市に登録を行った 60 歳以上の方が、特定のボランティア活動を実施することによりポイントがつき、翌年度に換金できます。

【対象者】　西東京市内に在住の 60 歳以上の方

【内　容】　●１ポイント 100 円
●１か月での獲得上限は５ポイント（年間 60 ポイントが上限）
●年間 6,000 円が換金の上限
●年間５ポイント未満は換金の対象外（翌年度への持ち越しは不可）

【問い合わせ】高齢者支援課　地域支援係　☎ 042-420-2811

フレイル予防のすすめ

フレイル（虚弱）とは、健康と要介護の中間で筋力や活力が衰えた段階です。フレイルの兆候を早期に発見して、健康寿命の延伸を目指しましょう！

健康寿命 知ってますか？

健康寿命とは、介護や人の助けを借りずに起床、衣類の着脱、食事、入浴など普段の生活の動作が１人でき、健康的な日常が送れる期間のことをいいます。

フレイル とは？

2014 年日本老年医学会は、高齢になって「身体」、「こころ」や「社会性」も含めた多面的な虚弱の状態を「フレイル」と名付けました。多くの人が「フレイル」を経て「要介護状態」になると考えられていて、「健康な状態と要介護状態の中間」を意味します。（下図：老いの坂道）どこが弱っているか早く気づいて正しく対処（予防や治療）すれば「戻すことが可能」（可逆性）となります。

フレイル予防の３つの柱

フレイルを予防するには「健康長寿の３つの柱となる栄養（食・口腔機能）、運動、社会参加」がキーポイントです。これらは、お互いに影響しあっています。どれか１つだけ気をつければ良いわけではなく、３つの柱を上手にリンクさせて自分の生活の中に組み入れていくことが大切です。

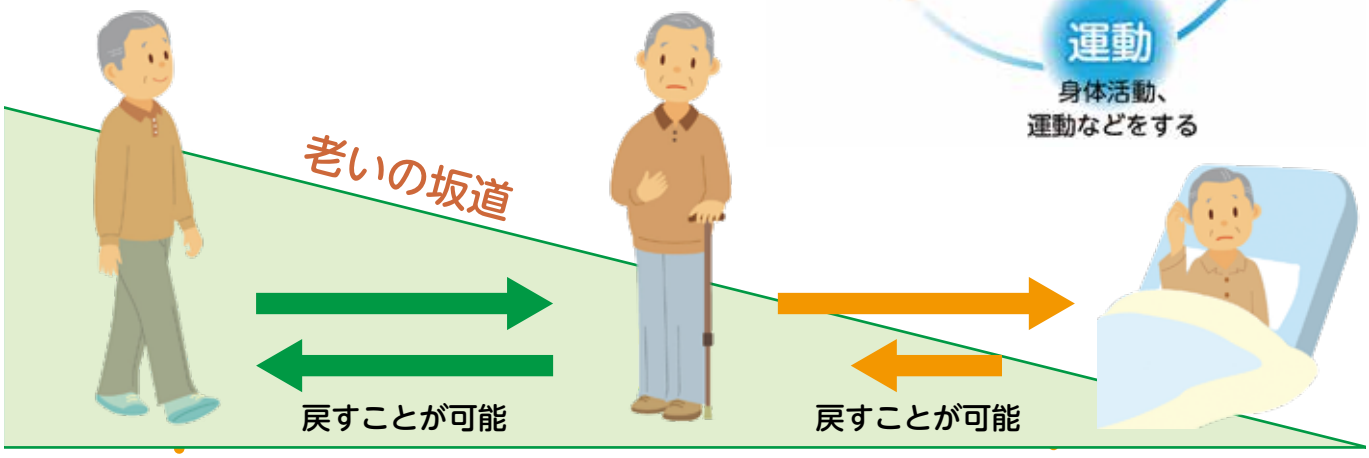

健 康	プレフレイル（前虚弱）	フレイル（虚弱）	要介護（身体機能障害）
	●孤食 ●うつ傾向 ●健康意識低下 ●社会参加低下 ●歯周病による歯の喪失 ●飲み込みにくさ ●滑舌の低下 ●食欲不振 ●食事の偏り　など	●筋力低下 ●腰痛、ひざ痛 ●病気がち	●要介護状態 ●寝たきり

やってみよう！

指輪っかテスト

自分のふくらはぎの一番太いところを指で囲むことで自分の筋肉量が把握できる簡易型のチェック方法です！

1. 膝を直角にして足のうらが、しっかりと地面に付く状態で座れる高さの椅子か台に座ります。

2. 親指と人指し指で「指輪っか」をつくり、**利き足でない方**の足で調べます。

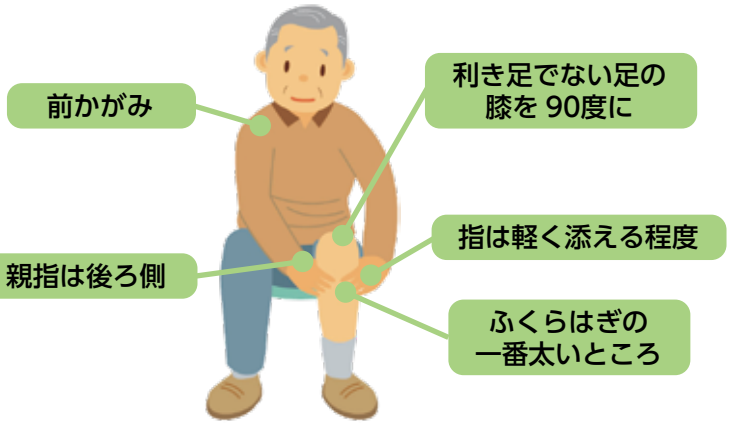

指輪っかテスト測定結果

囲めない	ちょうど囲める	足と指の間に隙間ができる
	筋肉量が充分である可能性が高いです	筋肉量が少ない可能性があります

受けてみよう！

フレイルチェック

フレイル（虚弱）は早めに気づくことが重要です。ご自身の状態を確認できる「フレイルチェック」を受講してみませんか。

【問い合わせ】高齢者支援課　生きがい推進係　☎ 042-420-2812

フレイル予防の実践法

栄養・お口

●バランスの良い食事を！
（特に以下２点を多く）
・筋肉のもとになるタンパク質（肉・魚・大豆製品）
・骨を強くする牛乳・乳製品

●パタカラ体操
（早口でパタカラ、パタカラと繰り返す）

人とのつながり

フレイルになる一番初めのきっかけは人とのつながりが減ることといわれています。

直接会えないときは、電話やメールでお友達と連絡を取り、つながりが途切れないようにしましょう。

運　動

ご自分の体調を見ながら、少しずつでもいいので、毎日身体を動かしてください。

市 HPで「お家でできる運動動画」を配信しています。

↑ YouTube

← QR コード

※上記以外にも 48 ～ 49 ページの一般介護予防事業に参加することもおすすめです。

認知症への取り組み

認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らし続けるためには地域での見守り、ちょっとした手助けが必要です。まずは、認知症とは何か、基本的なところから学んでみませんか？

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症のある方や家族を見守り、自分のできる範囲で支援する方のことです。認知症サポーター養成の取り組みは全国的に展開されています。

内　容　①認知症について
②認知症のある方への対応
③もしかして認知症かも？と思ったら　など

対象者　市内在住・在勤の方で、認知症サポーター養成講座を受講したことがない方
参加者には手作りオレンジロバのストラップを差し上げます。
講座は市内で年間 8 回開催するほか、5 名以上集まっていただければ市内どこでも出張いたします。

問い合わせ　高齢者支援課　地域支援係　☎ 042-420-2811

ステップアップ講座

内　容　この講座は認知症サポーター養成講座を受けた方が、認知症の理解を深め、認知症のある方の支援につながるよう、より実践的な内容を学ぶための講座です。
開催時期は年 2 回程度。
開催時期については市報等で周知します。

対象者　認知症サポーター養成講座を受講したことのある方

問い合わせ　高齢者支援課　地域支援係　☎ 042-420-2811

認知症ひとり歩き高齢者位置探索等サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者　市内在住で認知症の症状によりひとり歩きの心配がある高齢者等の介護者

内　容　専用の端末を貸し出し、利用者の行方が分からなくなった際に、GPS 機能を利用して居場所をお伝えするサービスです。

利用料　初回登録料　1,100 円（税込）　※生活保護世帯は無料
月額利用料　330 円（税込）　※生活保護世帯は無料

問い合わせ　高齢者支援課　地域支援係　☎ 042-420-2811

西東京市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）

内　容　認知症のある方やご家族が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活していくために、必要な情報がまとめられており、認知症になっても自分らしく生きるためのヒントが見つかります。市ホームページでも見ることができます。

問い合わせ　高齢者支援課　地域支援係　☎ 042-420-2811

認知症カフェ

内　容　認知症カフェは、認知症のある方やその家族、医療や福祉の専門職、認知症について気になる人が地域でいつでも気軽に集まることができる場所です。市内各地にあり、悩みを相談することもできます。
新たな出会い、地域交流の場として気軽にご利用ください。
カフェの詳細につきましては、「西東京市認知症カフェガイド」をご参照ください。西東京市高齢者支援課、地域包括支援センター、病院や薬局などに置いています。市ホームページでも見ることができます。

問い合わせ　高齢者支援課　地域支援係　☎ 042-420-2811

みまもりシール

内　容　認知症のある方が行方不明になった時に、できるだけ早くご自宅に戻ることができるよう「みまもりシール」を配布しています。
※ご利用いただくには登録が必要です。

対象者　①ひとりで外出し自宅に戻れなくなったことがある方
②ひとりで外出し自宅に戻れなくなる心配のある方

心配のある方とは…
①認知症により名前が言えない方
②認知症により住所が言えない方
③認知症により電話番号等の連絡先が言えない方　など

問い合わせ　高齢者支援課　地域支援係　☎ 042-420-2811

講習会・受講料助成

市民介護講習会

対象者 高齢者を介護している家族の方、介護に関して知識を身につけたい方、ボランティアとして活動してみたい方

内　容 介護に必要な知識や技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得を目的として実施します。

問い合わせ 高齢者支援課　介護事業者係　☎ 042-420-2815

ケアラーズスクール

対象者 家族介護への備えや不安を持つ方、介護が始まったばかりの方、介護をしているが学びなおしたい方

内　容 家族介護についての不安や負担を解消するために介護の知識や情報、新しい気づきを得てもらうための学び・交流の場

問い合わせ 高齢者支援課　介護事業者係　☎ 042-420-2815

くらしヘルパー養成研修

対象者 家事援助の仕事に従事する意欲のある 18 歳以上の方（高校生、他の介護資格を有する方を除く）

内　容 高齢者宅に訪問し、掃除などの生活援助（家事援助）を中心とした仕事を行うために必要な資格を取得するための研修です。市が指定したサービス事業所と雇用契約をした方が「西東京市くらしヘルパー」として働くことができます。

問い合わせ 高齢者支援課　介護事業者係　☎ 042-420-2815

介護人材確保対策事業補助金

対象者 介護職員初任者研修課程又は介護福祉士実務者研修課程を修了し、以下の要件に該当する方又はその方を雇用し受講料を負担している事業者
①研修を修了した日から 1 年以内の申請であること
②市内の介護サービス事業所に介護職員として 3 か月以上従事し、かつ、その間の従事時間が 48 時間を超えていること

内　容 （介護職員初任者研修は 50,000 円、介護福祉士実務者研修は 100,000 円を上限に）受講料の全部又は一部を補助します。

問い合わせ 高齢者支援課　介護事業者係　☎ 042-420-2815

救急医療情報キットの配布

災害時および救急搬送時などの市民の安全安心を確保するために「救急医療情報キット」を配布します。(※年齢にかかわらず、どなたでもお渡しできます)

救急医療情報キットとは、ご自分の意思が伝えられない状態のような救急時にもスムーズな搬送や治療につなげるために、ご自身の医療情報などの入ったプラスチックの保管容器を冷蔵庫内に保管し、万一の時に備えるものです。

【救急医療情報キットの内容】

①かかりつけ医や持病などの医療情報・緊急連絡先などの情報の記入用紙
②玄関内側に貼るステッカー
③冷蔵庫に貼るマグネット

【問い合わせ】　総務部　危機管理課　☎ 042-438-4010

65歳以上の方の健康診査および各種検診

早期発見・早期治療

健康診査（令和７年度）

	健康診査の名称	対　象	申し込み方法	受診方法 ※下記に説明あり	受診時期
(1)	特定健康診査	昭和 26 年 4 月 1 日～昭和 61 年 3 月 31 日生まれの方で、令和 7 年 4 月 1 日時点で西東京市国民健康保険に加入しており、かつ受診日も加入している方 ※令和 7 年 4 月 2 日以降に加入された方は（3）をご覧ください。	申し込みは不要です。 （受診券を 4 月～9 月生まれの方は 6 月下旬、10 月～3 月生まれの方は 7 月下旬に発送します）	個別健診	令和 7 年 7 月 1 日（火） ～ 12 月 20 日（土）
(2)	一般健康診査 ［後期高齢者医療保険加入の方］	昭和 25 年 4 月 1 日～昭和 26 年 3 月 31 日生まれの方および後期高齢者医療保険に加入している方			
(3)	一般健康診査 ［その他の方］	昭和 61 年 3 月 31 日以前に生まれた方で、各健康保険による特定健診受診の機会のない方のうち ①生活保護受給者等で、健康保険に加入していない方 ②令和 7 年 4 月 2 日以降、健康保険に変更があった方	はがきまたは窓口での申し込みが必要です。 （詳細は健康課にお問い合わせください）		

●個別健診　指定医療機関で受診する方法

健康診査はすべて無料です。ただし、精密検査や治療が必要になった場合は、自己負担になります。

●健診項目

	健康診査項目
必須検査	①医師の診察 ②身体計測（身長・体重など） ③血圧測定 ④尿検査 ⑤血液検査（脂質、肝機能、糖尿病、貧血、腎機能、痛風、アルブミン（65 歳以上の方）、胃がんハイリスク検査（過去に未実施で、令和 8 年 3 月 31 日時点で 40 ～ 49 歳の方））
選択検査	①心電図検査　②眼底検査

※選択検査は、医師の判断により行う検査です。

【問い合わせ】健康課　事業調整係　☎ 042-438-4021

そのほかの各種検診（健診）

（【費用】の記載がある検診は、自己負担があります。記載のないものは無料です。）

胃がん検診（胃部エックス線検査）（集団検診）

対 象	40 歳以上で、前年度市の胃がん検診を受診していない方
内 容	バリウムによる胃部エックス線検査

胃がん検診（胃内視鏡検査）（個別検診）

対 象	50 歳以上 79 歳以下で、前年度市の胃がん検診を受診していない方
内 容	胃内視鏡検査、医師の判断で生検（保険診療）
費 用	2,500 円

※生検実施の場合、保険診療となり、別途費用が発生します。

大腸がん検診（個別検診）

対 象	40 歳以上の方
内 容	便潜血検査 2 日法

前立腺がん検診（個別検診）

対 象	50 歳から 74 歳までの偶数年齢の男性
内 容	血液検査（血清 PSA 検査）
費 用	500 円

胸部健診（集団健診）

対 象	40 歳以上の方
内 容	胸部レントゲン撮影、基準に該当される方のみ喀痰細胞診検査

喉頭がん検診（個別検診）

対 象	40 歳以上で、特に喫煙される方
内 容	喉頭内視鏡検査
費 用	600 円

問い合わせ　健康課　事業調整係　☎ 042-438-4021

肝炎ウイルス検診（個別検診）

対 象	40 歳以上で、今まで一度も肝炎ウイルスの検査を受けたことがない方
内 容	血液検査（B 型・C 型肝炎ウイルス検査）

乳がん検診（個別検診）

対 象	40 歳以上で、前年度市の乳がん検診を受診していない女性
内 容	マンモグラフィ検査（乳房のエックス線撮影）

※視触診は希望制です（ただし、視触診のみの受診はできません。）。

子宮頸がん検診（個別検診）

対 象	20 歳以上で、前年度市の子宮頸がん検診を受診していない女性
内 容	子宮頸部細胞診検査、視診、内診（医師の判断で子宮体部細胞診検査）

骨粗しょう症検診（個別検診）

対 象	40、45、50、55、60、65、70 歳の女性
内 容	骨密度測定、生活指導

成人歯科健診・歯周疾患検診（個別検診）

対 象	18 歳以上の方
内 容	歯周病や虫歯などの検査および相談

在宅訪問歯科健診（訪問健診）

対 象	歯科医院に通院が困難な方　※事前に主治医の承諾を得てからお申込みください。
内 容	歯科健診・歯科相談（口の機能や飲み込みについて含む。）

申込み・問い合わせ　西東京市歯科医師会事務局　☎ 042-466-2033

実施予定日や申込方法などの詳細は、広報・ホームページなどでご確認ください。

※自覚症状がある場合は、検診ではなく、すみやかに医療機関を受診してください。
※各種検診の対象年齢は年度末時点の年齢になります。
※精密検査や治療が必要になった場合は、自己負担になります。
※個別検診は、指定医療機関で受診する方法です。
※集団検診は、指定会場で受診する方法です。
※胃がん検診は、年度内に胃部エックス線検査・胃内視鏡検査のどちらか一方のみ受診できます。

もの忘れ予防検診　身体の健康診査と同じように、もの忘れも定期的にチェック！

対 象	令和 8 年 3 月 31 日時点で 70 歳以上の市民　※認知症と診断されている方は除く
受診方法	申込不要、対象の方にご案内を送付
検診機関	市内指定医療機関
検診期間	令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 31 日（土）
内 容	問診、筆記検査
費 用	無料

問い合わせ　高齢者支援課　地域支援係　☎ 042-420-2811

高齢者福祉サービスのもくじ

高齢者福祉サービス

年齢別高齢者福祉サービス …… 60
その他高齢者福祉に関すること …… 60

介護・日常生活の支援

高齢者見守り配食サービス …… 61
認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス …… 61
高齢者等紙おむつ助成金交付サービス …… 61
ねたきり高齢者理・美容券交付サービス …… 62
高齢者救急代理通報サービス …… 62
高齢者住宅用防災機器給付サービス …… 62
高齢者等外出支援サービス …… 63
障害者控除対象者認定 …… 63
高齢者日常生活用具等給付サービス …… 64
高齢者入浴券支給サービス …… 64
高齢者家具等転倒防止器具取付け等サービス …… 65
高齢者福祉手技治療割引券支給サービス …… 65
車いすの貸出 …… 65
ささえあい訪問サービス …… 65
家族介護慰労金支給事業 …… 66
高齢者緊急短期入所サービス …… 67

住宅支援

自立支援住宅改修費助成サービス …… 68
高齢者住宅改造費給付サービス …… 68
シルバーピア（高齢者集合住宅） …… 69
住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度 …… 69
家賃補助付住宅 …… 69

行事・趣味生きがい活動等

敬老金等の贈呈 …… 70
高齢者クラブ（老人クラブ運営費補助） …… 70
いきいきミニデイ …… 70
老人福祉センター・福祉会館 …… 71
老人憩いの家「おあしす」 …… 71
ゲートボール場 …… 71
東京都シルバーパス …… 71

高齢者福祉関係施設

西東京市の高齢者福祉施設 …… 72
西東京市社会福祉協議会 …… 73
西東京市権利擁護センター・あんしん西東京 …… 73
西東京市シルバー人材センター …… 73

サービスなどの内容や利用者負担額は令和７年６月30日現在の制度によるものです。

サービスなどの内容については、変更などがある場合がございますので、詳しくは各担当までお問い合わせください。

年齢別高齢者福祉サービス

	40 歳以上	60 歳以上	65 歳以上	70 歳以上
一人ぐらし			■見守り配食サービス（P.61） ■救急代理通報サービス（P.62） ■住宅用防災機器給付サービス（P.62） ■入浴券支給サービス（P.64） ■家具等転倒防止器具取付け等サービス（P.65） ■ささえあい訪問サービス（P.65） ■シルバーピア（高齢者集合住宅）（P.69） ■住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度（P.69）	
高齢者世帯			■見守り配食サービス（P.61） ■救急代理通報サービス（P.62） ■住宅用防災機器給付サービス（P.62） ■家具等転倒防止器具取付け等サービス（P.65） ■シルバーピア（高齢者集合住宅）（P.69） ■住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度（P.69） ■家賃補助付住宅（P.69）	■入浴券支給サービス（P.64）
ねたきり認知症	■紙おむつ給付サービス（P.61）			
ねたきり			■理・美容券交付サービス（P.62）	
介護認定が必要	■紙おむつ助成金交付サービス（P.61） ■外出支援サービス（P.63）			
			■日常生活用具等給付サービス（P.64） ■家族介護慰労金支給事業（P.66） ■自立支援住宅改修費助成サービス（P.68） ■住宅改造費給付サービス（P.68）	
その他		■老人福祉センター・福祉会館（P.71） ■老人憩いの家「おあしす」（P.71） ■ゲートボール場（P.71）		
			■障害者控除対象者認定（P.63） ■手技治療割引券支給サービス（P.65） ■緊急短期入所サービス（P.67）	
				■東京都シルバーパス（P.71）
	■車いすの貸出（P.65）※年齢制限なくご利用いただけます。			

※表内のサービス名は、読みやすさを考慮し、高齢者等の表記を省略しています。
※年齢別分類はあくまでも、めやすです。詳細は各サービスの内容をご覧ください。

その他高齢者福祉に関すること

福祉に関する相談

■権利擁護センター・あんしん西東京（P.73）

敬老関係

■敬老金等の贈呈（P.70）
■高齢者クラブ（老人クラブ運営費補助）（P.70）
■いきいきミニデイ（P.70）

その他の高齢者福祉関係施設

■社会福祉協議会（P.73）
■地域サポート「りんく」（P.44）
■シルバー人材センター（P.73）

介護・日常生活の支援

高齢者見守り配食サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者　65 歳以上の一人ぐらし高齢者または 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、必要と認められた方

内　容　週 6 回（月曜日～土曜日）のうち、必要と認められた曜日に昼食を配達します。

利用者負担額　実費の 2 分の 1

問い合わせ　高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス

対象者　40 歳以上の①ねたきり、またはそれに準ずる状態の方、あるいは②認知症により重度の介護が必要な状態の方で、①および②いずれも、常時おむつを使用されている方（生活保護受給者などは対象外）

内　容　ご自宅に紙おむつを配達します（種類により枚数・組合せ制限あり）。

●紙おむつの種類　・はくタイプのおむつ　・フラットタイプのおむつ
・テープ止めタイプのおむつ　・尿取りパッド

利用者負担額　月の商品代金の 1 割

※紙おむつ給付サービスと紙おむつ助成金交付サービスは、同じ月に両方を利用することはできません。

問い合わせ　高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

高齢者等紙おむつ助成金交付サービス

対象者　40 歳以上の介護保険認定において要介護 1 以上の認定を受けている方で、医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院などに支払っている方（生活保護受給者などは対象外）

内　容　医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院などに支払っている高齢者などに助成金の交付を行います。

助成金額　月額 4,500 円を上限とし、紙おむつ代の実費金額が上限額を下回った場合は、実費金額を助成します。

※紙おむつ給付サービスと紙おむつ助成金交付サービスは、同じ月に両方を利用することはできません。

問い合わせ　高齢者支援課　高齢者サービス係
042-420-2810

高齢者福祉サービス

ねたきり高齢者理・美容券交付サービス

※当サービスは、訪問調査が必要な場合があります。

対象者 65 歳以上のねたきり高齢者またはそれに準ずる方

内　容 理・美容師の訪問により、散髪・整髪またはカット・ブローを受けられるサービス券を年 4 枚まで交付します。
申請月によって交付枚数が異なります。

利用者負担額 実費の 1 割　※生活保護受給者などは除きます。

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

高齢者救急代理通報サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者 65 歳以上の一人ぐらし高齢者または 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、慢性疾患などをお持ちで日常的に常時注意を必要とする方。世帯の場合は、世帯全員に慢性疾患がある場合が対象になります。

内　容 救急代理通報の機器（貸与）を通して緊急事態を受信センターに通報できます。

利用者負担額 実費の 1 割　※生活保護受給者などは除きます。

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

高齢者住宅用防災機器給付サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者 65 歳以上の一人ぐらし高齢者または 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、認知症などによる心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要と認められる方

内　容 火災警報器（2 台）、自動消火装置、ガス安全システムまたは電磁調理器のうち、必要と認められる機器を給付（設置）します。
※壁の材質により設置できない場合があります。

利用者負担額 設置費用の 1 割

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

■高齢者等外出支援サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者　40 歳以上で介護保険認定において要介護 2 以上の認定を受けている方で、心身の障害などにより外出が困難で、一般の公共交通機関では外出ができない、在宅で居住している方

内　容　介助員を配置したリフト付きの福祉車両などを用いて外出支援を行います。
（利用者の居宅を中心とした半径 20km の範囲内）
※生活保護受給者の通院など一部用途での利用については、対象外です。
生活保護制度などのご利用となります。

利用者負担額　実車料金（メーター料金）、有料道路料金、駐車料金
※所得に応じた減額措置があります。

問い合わせ　高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

■障害者控除対象者認定

※障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方は申請不要です。

市内在住の 65 歳以上で、障害者控除対象者と認定された場合、認定書を交付します（申請が必要です）。この認定書を基に、確定申告における障害者控除の申告ができます。
・介護保険の認定を受けている方は、介護認定審査会資料に基づき認定します。
・介護保険の認定を受けていない方は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書（市役所の様式）が必要になります。

障害者控除対象者
・身体障害者 3 級から 6 級までに準ずる方
・知的障害軽度・中度に準ずる方

特別障害者控除対象者
・身体障害者 1 級または 2 級に準ずる方
・知的障害重度に準ずる方
・ねたきり高齢者（6 か月以上ねたきりで、食事・排せつなどの日常生活に支障のある状態の方）

問い合わせ　高齢者支援課　認定相談係　042-420-2816

高齢者日常生活用具等給付サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者 65 歳以上の方で介護保険認定で非該当と認定され、用具などの給付が必要と認められる方

内　容 日常生活に必要な歩行支援用具などを給付します。

給付限度額および利用者負担額

下表の区分に応じた給付限度額および利用者負担があります。

用具の種類 （イラストは用具の種類の一例です。）	給付限度額	利用者負担額
歩行補助づえ	（通算）100,000 円	介護保険負担割合に準ずる。 （1 割、2 割または 3 割） ※生活保護受給者などは除く。
入浴補助用具		
スロープ 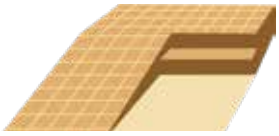		
歩行器		
手すり		

・給付限度額（実費が下回る場合は実費）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者負担額とします。
・給付限度額を超える額については、利用者負担とします。

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

高齢者入浴券支給サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者 65 歳以上の一人ぐらし高齢者または 70 歳以上の高齢者のみの世帯で、いずれもお風呂のない世帯の方

内　容 市内の公衆浴場で利用できる入浴券を月 1 人 10 枚を限度として支給します。
※利用者負担はありません。

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

高齢者家具等転倒防止器具取付け等サービス

対象世帯 過去に市の事業で家具等転倒防止器具の給付または取付けをしていない65歳以上の高齢者のみの世帯

内　容 ①市が指定した器具の給付および取付けを行います。
②自己所有の器具の取付けのみを行います。
※①および②のいずれかをご利用いただけます。
※取付けできる器具の数に上限があります。
※器具によってはネジで固定するため、壁や家具に穴が開きます。
※家具や設置場所の状況によっては、取付けできない場合があります。

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

高齢者福祉手技治療割引券支給サービス

対象者 65歳以上の方

内　容 はり・きゅう・マッサージ料金割引券（1回の保険外の治療につき1,000円割引）を申請月に応じた枚数支給します。

利用者負担額 施術料金から1,000円を差引いた額

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

車いすの貸出

対象者 一時的に車いすを必要とする方（ただし介護保険の要支援1・2および要介護1の認定を受け介護保険で車いすの貸与を認められた方、要介護2～5の認定を受けている方、施設に入所中の方、病院に入院中の方などは除きます）

内　容 車いすを1か月を限度として貸出します。
※利用者負担はありません。

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

ささえあい訪問サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者 65歳以上の一人ぐらしの方などで、日頃家族や知り合いなどからの見守りが少ない方（介護サービスや高齢者見守り配食サービスなどの利用により見守りの体制ができている方はご利用いただけません）

内　容 地域のボランティアが、原則週1回の外からの見守りと月1回の玄関先までの訪問を行います。
※利用者負担はありません。ボランティア活動のため、申請後すぐにご利用いただけない場合があります。

問い合わせ 西東京市地域サポート「りんく」　042-497-4163
高齢者支援課　地域支援係　042-420-2811

■家族介護慰労金支給事業

対象者

以下の表の要件をすべて満たしている市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者を介護し、過去 1 年以上住民税非課税世帯に属する介護者

※前年度支給を受けている方は、申請から 1 年以上経過していなければ申請できません。

申請日の属する月の前月末日を基準にして	
過去 1 年以上	①要介護 4 または 5 と認定されている高齢者
	②住民税非課税世帯に属する高齢者
	③介護保険サービスを利用していない高齢者（通算 7 日間までの短期入所生活介護（ショートステイ）または短期入所療養介護（医療型ショートステイ）利用は除く）
過去 1 年間	④介護保険施設以外の病院などへ延べ 90 日以上の長期入院をしていない高齢者

内　容

介護保険認定において、要介護 4 または 5 と認定され、過去 1 年間に介護保険サービスを受けていない在宅の高齢者を介護している家族の経済的負担を軽減し、在宅生活の継続および向上のために年額 10 万円を支給します。

問い合わせ

高齢者支援課　介護調整係　042-420-2814

■高齢者緊急短期入所サービス

対象者

原則として市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

おおむね 65 歳以上で虐待・放置などにより緊急に施設入所措置を必要とする高齢者などの方

介護者の入院などの緊急事態により、施設入所による保護が必要と市長が認めた高齢者

内　容

施設の緊急ベッドを確保しています。

利用者負担額

●利用料

利用者の状況		負担額
おおむね 65 歳以上で虐待・放置などにより緊急に施設入所などが必要な高齢者		無料
生活保護などを受給している方 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付を受けている方を含む）		1 日当たり 680 円
世帯全員が住民税非課税者	①老齢福祉年金受給者	1 日当たり 680 円
	②年金収入＋合計所得金額から年金所得を除いた額が 80 万円以下の方	1 日当たり 1,000 円
	③ ①②以外の方	1 日当たり 1,000 円
上記以外の方		1 日当たり 1,000 円

●食事代

利用者の状況		負担額
おおむね 65 歳以上で虐待・放置などにより緊急に施設入所などが必要な高齢者		下記の負担金に準じる
生活保護などを受給している方 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている方を含む）		1 日当たり 300 円
世帯全員が住民税非課税者	①老齢福祉年金受給者	1 日当たり 300 円
	②年金収入＋合計所得金額から年金所得を除いた額が 80 万円以下の方	1 日当たり 390 円
	③ ①②以外の方	1 日当たり 650 円
上記以外の方		1 日当たり 1,380 円

※その他、介護保険法に基づく短期入所生活介護などの利用者負担額が優先される場合があります。

問い合わせ

高齢者支援課　地域支援係　042-420-2811

住宅支援

■自立支援住宅改修費助成サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者 65歳以上で介護保険認定で非該当と認定され、サービスが必要と認められる方

内　容 高齢者の転倒防止などのために、手すりの取付けや段差解消などの改修の費用を助成します。　※承認前に工事をした場合は助成対象になりませんので、ご注意ください。

改修の種類	①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更 ④引き戸などへの扉の取替え ⑤洋式便器などへの便器の取替え ⑥その他これら各工事に伴う必要な工事

助成限度額および利用者負担額

1 世帯あたり 200,000 円（消費税を含む）の助成限度額および所得に応じた利用者負担があります。

利用者の収入状況	利用者負担額
生活保護世帯など	なし
その他の世帯	介護保険負担割合に準ずる（1 割、2 割または 3 割）

●助成限度額（実費が下回る場合は実費）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者負担額とします。
●助成限度額を超える額については、利用者負担とします。

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

■高齢者住宅改造費給付サービス

※当サービスは、訪問調査のうえ決定します。

対象者 65 歳以上で介護保険認定で要支援または要介護と認定され、もしくは事業対象者でサービスが必要と認められる方

内　容 介護保険で対象にならない、必要と認められる改造の費用を助成します。
※承認前に工事をした場合は給付対象になりませんので、ご注意ください。

改造の種類	①浴槽の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備などの工事 ※ユニットバス・システムバスは要相談。 ②流し･洗面台の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備などの工事

給付限度額および利用者負担額

改造の種類に応じた給付限度額および所得に応じた利用者負担があります。

改造の種類	給付限度額
浴槽の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備などの工事	379,000 円
流し・洗面台の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備などの工事	156,000 円

利用者の収入状況	利用者負担額
生活保護世帯など	なし
その他の世帯	介護保険負担割合に準ずる（1 割、2 割または 3 割）

●給付限度額（実費が下回る場合は実費）に利用者の負担割合を乗じて得た額を利用者負担額とします。
●給付限度額を超える額については、利用者負担とします。

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

シルバーピア（高齢者集合住宅）

内　容　シルバーピアは、都営・UR 賃貸住宅があり、高齢者向け設備があるほか、入居者の安否確認などを行う生活協力員が居住しています。

問い合わせ　高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援･居住継続支援制度

対象者　市内にお住まいの方で、民間アパートやマンションへの入居先が見つからないまたは更新ができない方など

内　容　市内にお住まいの方で、民間アパートやマンションへの入居や居住継続にお困りの方に対し、市の担当者などが不動産店や内見に同行するなど住宅探しのお手伝いを行います。

助成制度　保証人がいない場合は、保証委託契約をご案内します。
なお、保証会社と保証委託契約を結ぶ際には、保証会社の審査があり、保証委託料の利用者負担があります。
一定の要件を満たす方については、保証委託料の一部助成を行います。
また、賃貸借契約を結ぶ際にかかる初期費用について、一定の要件を満たす方については、初期費用の一部助成を行います。
賃貸借契約にあたり、少額短期保険・見守りサービスに加入した方に対して、一定の要件を満たした場合、少額短期保険料・見守りサービス利用料の一部助成を行います。

- ●保証委託料の一部助成　初回（継続）保証委託料の 2 分の 1 に相当する額で 20,000 円を限度に助成。
- ※継続保証委託料の助成については、1 回限りとします。
- ●初期費用の一部助成　初期費用に相当する額で 140,000 円を限度に助成。
- ●少額短期保険料の一部助成　契約時に支払う少額短期保険料の 2 分の 1 以内の額で 15,000 円を限度に助成。
- ●見守りサービス利用料の一部助成　見守りサービスの初回登録料について 15,000 円を限度に助成。

問い合わせ　住宅課　居住支援係　042-420-2742

家賃補助付住宅

対象者　高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯などの方

内　容　市が最大 10 年間、月額4万円を家主へ補助することにより、入居者が本来の家賃より低額な家賃で住むことのできる住宅です。家賃補助付住宅として市が登録した場合は、ホームページ、 SNSなどで入居者を公募します。

問い合わせ　住宅課　居住支援係　042-420-2742

行事・趣味生きがい活動等

敬老金等の贈呈

対象者 市内在住の 88 歳、100 歳の高齢者

内　容 敬老月間（9 月）に敬老金などを贈呈します。

問い合わせ 高齢者支援課　高齢者サービス係　042-420-2810

高齢者クラブ（老人クラブ運営費補助）

対象者 西東京市に住民登録がある 60 歳以上の方（対象外の方の参加は各クラブと要相談）

主な活動内容 社会奉仕活動（施設訪問、防犯パトロールなど）、健康を進める活動（体操、グラウンドゴルフなど）、生きがいを高める活動（手芸、研修旅行、カラオケなど）、その他活動

問い合わせ 高齢者支援課　生きがい推進係　042-420-2812

※窓口にて、現在活動している「高齢者クラブ」の一覧を配布しています。

いきいきミニデイ

対象者 市内在住のおおむね 65 歳以上の方

内　容 地域のミニデイ協力者が、一人暮らし、虚弱などで閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消や心身機能の維持向上、地域とのつながりを深めることなどを目的に、趣味、レクリエーション、学習などの生きがいの場を提供しています。

※平成 28 年 3 月 31 日をもって、新規団体申請の受付を終了しました。

問い合わせ 高齢者支援課　生きがい推進係　042-420-2812

※窓口にて、現在活動している「いきいきミニデイ」の一覧を配布しています。

■老人福祉センター・福祉会館

対象者 市内在住の 60 歳以上の方

内　容 高齢者が各種講座・サークルなどに参加して交流し、また健康保持のため活動する場と機会の提供を行っています。

※各種講座・サークルなどの詳細は、各施設（72 ページ参照）へご確認ください。

問い合わせ 高齢者支援課　生きがい推進係　042-420-2812

■老人憩いの家「おあしす」

対象者 市内在住の 60 歳以上の方

内　容 教養の向上、レクリエーション、会議など、交流の場として利用できます。

問い合わせ 高齢者支援課　生きがい推進係　042-420-2812

■ゲートボール場

内　容 高齢者の方の生きがいづくりと健康づくりを推進するための活動場所です。

名称	所在地
東町ゲートボール場	東町４- １２

問い合わせ 高齢者支援課　生きがい推進係　042-420-2812

■東京都シルバーパス

対象者 東京都在住の 70 歳以上の方

内　容 東京都内を走行する都営の地下鉄・バス・都電および民営バスが利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。有効期間は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までです。

※各種申請（新規・更新・紛失など）は、最寄りの発行窓口で行います。

※市役所窓口では取り扱っていません。詳細は一般社団法人東京バス協会に直接お問い合わせください。

最寄りの発行窓口 西武バス

●田無駅案内所

●ひばりヶ丘駅南口案内所

●西原車庫　042-461-4450

※発行窓口に関する問い合わせは西原車庫へ。

問い合わせ 一般社団法人東京バス協会　03-5308-6950

お問い合わせの時間は午前 9 時から午後 5 時までです。

（土曜日・日曜日・祝日はお休みです。）

高齢者福祉関係施設

西東京市の高齢者福祉施設

	名称	所在地	電話番号
❶	西東京市役所　高齢者支援課（田無第二庁舎）	南町 5-6-13	042-464-1311㈹
❷	西東京市役所　高齢者支援課（保谷保健福祉総合センター）	中町 1-5-1	
❸	田無総合福祉センター	田無町 5-5-12	042-466-1670
	老人福祉センター	田無町 5-5-12 田無総合福祉センター内	042-466-1680
	社会福祉法人　西東京市社会福祉協議会	〃	042-497-5061
	西東京市権利擁護センター・あんしん西東京	〃	042-497-5239
	西東京市地域サポート「りんく」	〃	042-497-4163
❹	住吉老人福祉センター	住吉町 6-15-6 住吉会館内	042-421-1122
❺	下保谷福祉会館	下保谷 4-3-20	042-422-8338
❻	新町福祉会館	新町 5-2-7	0422-55-1781
❼	富士町福祉会館	富士町 6-6-13	042-465-9350
❽	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘 2-8-27	042-424-0262
❾	老人憩いの家「おあしす」	南町 3-18-40	042-451-0899
❿	西東京市高齢者センターきらら	富士町 1-7-69	042-451-1200
	公益社団法人　西東京市シルバー人材センター	富士町 1-7-69 西東京市高齢者センターきらら内	042-428-0787

※所在地については 38･39 ページをご参照ください。

西東京市社会福祉協議会

内　容　社会福祉協議会では、調査、研究、広報活動などを通じて、市民の地域福祉に対する関心や理解を深め、ボランティア活動などへの参加を支援する活動や、地域の福祉ニーズに対応するため各種の在宅福祉サービスなどを実施しています。

問い合わせ　西東京市社会福祉協議会（代表）☎ 042-497-5061

西東京市権利擁護センター・あんしん西東京

内　容　認知症などで判断能力が十分でないため、自分で財産管理や契約などの手続きが難しい方など、権利擁護の支援を必要とする方に対するご相談を受け付けます。

●具体的には…
＊ご本人やご親族の成年後見制度利用の支援を行います。
＊福祉サービスを利用している、もしくはこれから利用する予定の方に、福祉サービスを円滑に利用するための手続きや支払いの支援を行います。
＊保健福祉サービスにかかる相談や苦情を受け付けます。

問い合わせ　西東京市権利擁護センター・あんしん西東京　☎ 042-497-5239
保健福祉サービスの苦情相談　☎ 042-497-5240

西東京市シルバー人材センター

対象者　西東京市内に在住の 60 歳以上で健康で働く意欲のある方
※会員登録が必要です。

内　容　公園などの清掃、放置自転車等整理指導、家事援助などいろいろな分野で働きながら社会参加をしています。

問い合わせ　西東京市シルバー人材センター　☎ 042-428-0787

介護保険事業者一覧

こちらのページでは、西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して市民の方々に介護保険サービスを提供している事業者を掲載しております。

介護保険事業者について、よくわからない、どこを選べばいいのだろう、そんな疑問のヒントや助けになればと思います。

また、介護保険事業者、関係機関の方々におかれましても、事業者間が相互に連携し、利用者様のより良い生活へとつなげる一助にしていただければ幸いです。

＜利用上の注意事項＞

※記載内容は令和７年６月現在、西東京市介護保険連絡協議会に参加している事業者（施設を含む）のものです。西東京市内をサービス提供地域としている事業者で当冊子に掲載していない事業者もあります。

※掲載されていない事業者のご利用も可能です。掲載されていない事業者については、東京都のホームページ等を参考にしてください。

※事業者に関する記載内容は、事業者が提出した資料をもとに掲載しています。内容に関するお問い合わせは当該事業者に直接お願いします。

市　内

居宅介護支援

田無居宅介護支援事業所

所在地	西東京市緑町３－６－１（田無病院内）		
ＴＥＬ	042-461-7981	ＦＡＸ	042-451-6781

ケアプランセンターミナト

所在地	西東京市緑町３－７－１４　昴ハイツ１０２		
ＴＥＬ	042-452-6833	ＦＡＸ	042-452-6834

グレース居宅介護支援事業所多摩

所在地	西東京市北原町１－８－３		
ＴＥＬ	042-452-9807	ＦＡＸ	042-452-9817

クレインケアマネジメントセンター

所在地	西東京市西原町４－３－５		
ＴＥＬ	042-468-3300	ＦＡＸ	042-468-3351

パタカラ　ケアステーション

所在地	西東京市田無町２－９－６－５０６		
ＴＥＬ	042-430-2828	ＦＡＸ	042-430-0600

ケア 21　西東京

所在地	西東京市田無町２−14−９　田無マーシャンハイツ101		
ＴＥＬ	042-452-0321	ＦＡＸ	042-463-7122

ライフサービス　ぱーとなー

所在地	西東京市田無町３－３－７　海老沢第１ビル３０３		
ＴＥＬ	042-451-9132	ＦＡＸ	042-451-9140

居宅介護支援事業所デイサービス本舗　西東京

所在地	西東京市田無町３－９－４　第5ルミエール田無606		
ＴＥＬ	042-497-6051	ＦＡＸ	042-466-8130

SOMPO ケア　西東京　居宅介護支援

所在地	西東京市田無町４－２－１１　Ａビル２階		
ＴＥＬ	042-439-5716	ＦＡＸ	042-439-5726

あっとほーむ居宅介護支援事業所

所在地	西東京市田無町４－２３－７－１０４		
ＴＥＬ	042-452-6001	ＦＡＸ	042-451-6508

年輪ケアプランセンター

所在地	西東京市田無町５－４－８　第一和光ビル１Ｆ		
ＴＥＬ	042-466-3177	ＦＡＸ	042-421-6071

健光園在宅介護支援センター

所在地	西東京市田無町５－５－１９		
ＴＥＬ	042-469-8973	ＦＡＸ	042-469-8946

㈱ケアワーク北多摩

所在地	西東京市田無町５－８－１５		
ＴＥＬ	042-461-8228	ＦＡＸ	042-461-5224

ポピー介護サービス

所在地	西東京市田無町５－１１－１５　スザワビル２階		
ＴＥＬ	042-450-5830	ＦＡＸ	042-450-5831

居宅介護支援

グリーンリーフ西東京　居宅介護支援

所在地	西東京市田無町７－４－５　キャビンＮ２０１		
ＴＥＬ	042-497-6428	ＦＡＸ	042-497-6429

(株)Five Trees 居宅介護支援事業所　陽だまり

所在地	西東京市南町４－１３－１７		
ＴＥＬ	042-460-7077	ＦＡＸ	042-468-7700

居宅介護支援事業所　ふれあい広場　西東京田無

所在地	西東京市南町6－10－13　carna 西東京田無1F		
ＴＥＬ	042-452-9068	ＦＡＸ	042-497-6576

OKプラン

所在地	西東京市向台町６－１２－１２　コーポ日野 101		
ＴＥＬ	042-452-9832	ＦＡＸ	042-452-9833

かたくり西東京

所在地	西東京市芝久保町2−13−32　ウェルフェア・ステイ西東京1階		
ＴＥＬ	042-450-5231	ＦＡＸ	042-464-7756

居宅介護支援　ひばり

所在地	西東京市ひばりが丘２－１３－２１		
ＴＥＬ	042-438-9909	ＦＡＸ	042-438-9910

居宅介護支援事業所　リメンバー

所在地	西東京市ひばりが丘北2−7−18　ひばりが丘北2丁目店舗1号室		
ＴＥＬ	042-439-4464	ＦＡＸ	042-439-4465

居宅介護支援事業所　すかんぽ

所在地	西東京市住吉町4−2−4　ナゴヤハイツⅡ　102号		
ＴＥＬ	042-439-4940	ＦＡＸ	042-439-4942

保谷苑居宅介護支援事業所

所在地	西東京市栄町３－７－13　第１昭栄ハイツ１０２		
ＴＥＬ	042-439-7221	ＦＡＸ	042-439-9201

西東京ケアコミュニティそよ風

所在地	西東京市東町３－１－１３		
ＴＥＬ	042-421-2722	ＦＡＸ	042-421-2729

西東京市医師会ケアプランセンター

所在地	西東京市中町１－１－５　中町分庁舎内		
ＴＥＬ	042-425-4422	ＦＡＸ	042-424-5996

パートナー西東京店　居宅介護支援事業部

所在地	西東京市富士町２－４－２６		
ＴＥＬ	042-452-7551	ＦＡＸ	042-452-3959

ケアサービス　アクアSPA保谷

所在地	西東京市保谷町5−6−21　プレジデントミタマ217		
ＴＥＬ	042-446-0599	ＦＡＸ	042-457-4155

(株)マイズケア

所在地	西東京市南町２－１－１４		
ＴＥＬ	042-460-7051	ＦＡＸ	042-460-7052

居宅介護支援　ゆいな

所在地	西東京市南町５－１−15　田無南口クリニック3F		
ＴＥＬ	042-451-9230	ＦＡＸ	042-451-9231

フローラ田無指定居宅介護支援事業所

所在地	西東京市向台町２－１６－２２		
ＴＥＬ	042-468-2313	ＦＡＸ	042-468-5288

合同会社　徳有企画

所在地	西東京市向台町６－１０－１１		
ＴＥＬ	042-497-6477	ＦＡＸ	042-497-6467

ケアくらぶ

所在地	西東京市芝久保町３－１９－５２　Ｂ号		
ＴＥＬ	042-452-5932	ＦＡＸ	042-452-3979

ミアヘルサ　ケアプランひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘３－３－１６		
ＴＥＬ	042-452-5093	ＦＡＸ	042-452-5143

We ケアプランセンター

所在地	西東京市ひばりが丘北3−3−29　ドルメンひばりが丘313		
ＴＥＬ	090-7716-2320	ＦＡＸ	042-439-9400

居宅介護支援事業所　こでまり

所在地	西東京市住吉町1−7−21　くすの木ハイツ　202		
ＴＥＬ	042-457-4725	ＦＡＸ	042-457-4725

支援サービスいずみ

所在地	西東京市泉町３－１２－２５　パスレル保谷２F		
ＴＥＬ	042-424-1215	ＦＡＸ	042-424-1315

颯凌会　まつばらホームクリニック居宅介護支援事業所

所在地	西東京市東町４－１４－１８　かえでビル１階Ｂ		
ＴＥＬ	042-438-6556	ＦＡＸ	042-438-6557

ケアマネジメントセンター椿・保谷

所在地	西東京市中町２－３－２		
ＴＥＬ	042-439-9484	ＦＡＸ	042-439-9485

ラ　ヴィータ柳沢

所在地	西東京市保谷町３－２５－１２　1F		
ＴＥＬ	042-452-0151	ＦＡＸ	042-452-0152

NPO・ACT(アクト)にしとうきょう　居宅介護支援事業所

所在地	西東京市保谷町6−25−22　ルーチェ・ヨコタ102号		
ＴＥＬ	042-438-7416	ＦＡＸ	042-438-7417

居宅介護支援

(有)在宅介護支援の会

所在地	西東京市東伏見１－１４－１１		
ＴＥＬ	042-466-8880	ＦＡＸ	042-466-8883

㈱輝栄ライフトータルサービス

所在地	西東京市柳沢６－１－１２　MAC 柳沢コート１０５		
ＴＥＬ	042-452-6031	ＦＡＸ	042-452-6032

めぐみ園指定居宅介護支援事業所

所在地	西東京市柳沢４－１－３		
ＴＥＬ	042-467-2794	ＦＡＸ	042-460-4655

緑寿園ケアセンター ※令和７年10月名称変更予定

所在地	西東京市新町１－１１－２５		
ＴＥＬ	042-462-1206	ＦＡＸ	042-462-1737

訪問介護

野の花介護サービス

所在地	西東京市西原町３－１０－１６		
ＴＥＬ	042-478-0087	ＦＡＸ	042-478-0094

ケア 21　西東京

所在地	西東京市田無町2−14−19　田無マーシャンハイツ101		
ＴＥＬ	042-452-0321	ＦＡＸ	042-463-7122

訪問介護ステーション　デイサービス本舗　西東京

所在地	西東京市田無町３－９－４　第５ルミエール田無６０６		
ＴＥＬ	042-497-4210	ＦＡＸ	042-466-8130

(有)あっとほーむ　あっとほーむヘルパーセンター

所在地	西東京市田無町４－２３－７－１０４		
ＴＥＬ	042-451-6507	ＦＡＸ	042-451-6508

ポピー介護サービス

所在地	西東京市田無町５－１１－１５　スザワビル２階		
ＴＥＬ	042-450-5830	ＦＡＸ	042-450-5831

グリーンリーフ西東京

所在地	西東京市田無町７－４－５　キャビンＮ２０２		
ＴＥＬ	042-452-5216	ＦＡＸ	042-452-5217

(株)マイズケア

所在地	西東京市南町２－１－１４		
ＴＥＬ	042-460-7051	ＦＡＸ	042-460-7052

ヘルパーステーションスマイル 西東京田無

所在地	西東京市南町６－１０－１３		
ＴＥＬ	042-497-6575	ＦＡＸ	042-497-6576

合同会社　徳有企画

所在地	西東京市向台町６－１０－１１		
ＴＥＬ	042-497-6477	ＦＡＸ	042-497-6467

アースサポートひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘１－９－２９		
ＴＥＬ	042-425-6011	ＦＡＸ	042-425-6010

クレインヘルパーステーション

所在地	西東京市西原町４－３－５		
ＴＥＬ	042-468-9536	ＦＡＸ	042-468-3351

ライフサービス　ぱーとなー

所在地	西東京市田無町３－３－７　海老沢第一ビル３０３		
ＴＥＬ	042-452-9323	ＦＡＸ	042-451-9140

SOMPOケア　西東京　訪問介護

所在地	西東京市田無町４－２－１１　Ａビル２階		
ＴＥＬ	042-439-5640	ＦＡＸ	042-439-5759

㈱ケアワーク北多摩

所在地	西東京市田無町５－８－１５		
ＴＥＬ	042-461-8230	ＦＡＸ	042-461-5226

アースサポート西東京

所在地	西東京市田無町６－１７－１４		
ＴＥＬ	042-460-0511	ＦＡＸ	042-460-0512

ニチイケアセンター　田無みなみ

所在地	西東京市南町1−5−14　T's garden　田無１階		
ＴＥＬ	042-460-4070	ＦＡＸ	042-462-4900

訪問介護　ゆいな

所在地	西東京市南町5−1−15　田無南口クリニック3F		
ＴＥＬ	042-451-9230	ＦＡＸ	042-451-9231

(有)星野企画

所在地	西東京市向台町５－６－２２		
ＴＥＬ	042-465-1633	ＦＡＸ	042-465-1633

かたくり西東京

所在地	西東京市芝久保町2−13−32　ウェルフェア・ステイ西東京１階		
ＴＥＬ	042-450-5230	ＦＡＸ	042-464-7756

訪問介護　ひばり

所在地	西東京市ひばりが丘２－１３－２１		
ＴＥＬ	042-438-9909	ＦＡＸ	042-438-9910

訪問介護

ニチイケアセンターひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘北３－３－３５　稲富ビル 1F		
ＴＥＬ	042-438-9455	ＦＡＸ	042-438-9457

(株)アミカひばりヶ丘介護センター

所在地	西東京市ひばりが丘北3−7−14　メゾンウィステリア206		
ＴＥＬ	042-438-6515	ＦＡＸ	042-439-3075

ハミング訪問介護事業所

所在地	西東京市泉町３－１２－２５　パスレル保谷２階		
ＴＥＬ	042-425-0383	ＦＡＸ	042-425-5901

訪問サービスいずみ

所在地	西東京市泉町３－１５－２８		
ＴＥＬ	042-424-7514	ＦＡＸ	042-425-2662

ラ　ヴィータ柳沢

所在地	西東京市保谷町３－２５－１２　1F		
ＴＥＬ	042-452-0151	ＦＡＸ	042-452-0152

めぐみ園ホームヘルプサービス

所在地	西東京市柳沢４－１－３		
ＴＥＬ	042-461-2021	ＦＡＸ	042-460-4655

緑寿園ケアセンター ※令和７年10月名称変更予定

所在地	西東京市新町１－１１－２５		
ＴＥＬ	042-462-1614	ＦＡＸ	042-462-1737

訪問入浴

アサヒサンクリーン　在宅介護センター　西東京

所在地	西東京市西原町１－４－６　サンハイツ１０１		
ＴＥＬ	050-3317-6856	ＦＡＸ	042-439-5771

アースサポートひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘１－９－２９		
ＴＥＬ	042-425-6011	ＦＡＸ	042-425-6010

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

SOMPOケア　西東京　定期巡回

所在地	西東京市田無町４－２－１１　Ａビル２階		
ＴＥＬ	042-439-5839	ＦＡＸ	042-439-5759

夜間対応型訪問介護

SOMPOケア　西東京　夜間訪問介護

所在地	西東京市田無町４－２－１１　Ａビル２階		
ＴＥＬ	042-439-5839	ＦＡＸ	042-439-5759

訪問看護

田無訪問看護ステーション

所在地	西東京市緑町３－６－１		
ＴＥＬ	042-461-7722	ＦＡＸ	042-461-2879

L CUBE訪問看護ステーション　西東京

所在地	西東京市西原町５－３－１		
ＴＥＬ	042-497-5721	ＦＡＸ	042-497-5723

訪問看護ステーション　メロディー

所在地	西東京市田無町４－８－２２　ビラ田無１０４号		
ＴＥＬ	042-451-0090	ＦＡＸ	042-451-6566

佐々訪問看護ステーション

所在地	西東京市田無町４−15−12　ONE FOR ALL 西東京1F		
ＴＥＬ	042-469-0897	ＦＡＸ	042-469-0899

訪問看護ステーション　リカバリー

所在地	西東京市田無町３－３－８　共栄ビル２F		
ＴＥＬ	042-439-5505	ＦＡＸ	042-439-5063

訪問看護ステーション　ゆいな

所在地	西東京市南町５－１－15　田無南口クリニック3F		
ＴＥＬ	042-452-3693	ＦＡＸ	042-497-6475

ハートフル田無訪問看護ステーション

所在地	西東京市向台町２－１６－２２		
ＴＥＬ	042-497-4567	ＦＡＸ	042-468-5288

訪問看護　ことぶき

所在地	西東京市芝久保町２－１５－１５		
ＴＥＬ	042-452-9281	ＦＡＸ	042-452-9282

訪問看護ステーション　MEDPER

所在地	西東京市ひばりが丘1−4−25　メゾンピレネ201号室		
ＴＥＬ	042-439-8792	ＦＡＸ	042-439-8793

西東京市医師会訪問看護ステーション

所在地	西東京市中町１－１－５　中町分庁舎内		
ＴＥＬ	042-424-5882	ＦＡＸ	042-424-5996

訪問看護ステーション　nico

所在地	西東京市柳沢１－４－１８		
ＴＥＬ	042-497-5257	ＦＡＸ	042-497-5258

だいだい訪問看護ステーション

所在地	西東京市柳沢６－６－３　トキビル２０１		
ＴＥＬ	042-497-5631	ＦＡＸ	042-497-5633

訪問看護ステーション　ささえ　田無営業所

所在地	西東京市南町３－１－６　レジデンス一直２０３号		
ＴＥＬ	042-452-9935	ＦＡＸ	042-452-9945

グレース訪問看護ステーション多摩

所在地	西東京市北原町１－８－３		
ＴＥＬ	042-452-3615	ＦＡＸ	042-452-3625

SOMPOケア　西東京　訪問看護

所在地	西東京市田無町４－２－１１　Ａビル２階		
ＴＥＬ	042-439-5729	ＦＡＸ	042-439-5759

あすなろ訪問看護ステーション西東京

所在地	西東京市田無町４−19−８　レジデンス鶴田１階Ａ号室		
ＴＥＬ	042-467-1700	ＦＡＸ	042-467-1705

cocoro 訪問看護ステーション

所在地	西東京市田無町６－５－２４　エルマーノ１０３		
ＴＥＬ	042-455-8826	ＦＡＸ	042-455-8826

陽だまり訪問看護ステーション

所在地	西東京市南町４－１３－１７		
ＴＥＬ	042-460-7055	ＦＡＸ	042-460-7022

訪問看護ステーション芝久保

所在地	西東京市南町６－１０－１３		
ＴＥＬ	042-451-6345	ＦＡＸ	042-451-6346

武蔵野徳洲会訪問看護ステーション

所在地	西東京市向台町３－５－４８		
ＴＥＬ	042-429-0550	ＦＡＸ	042-429-0440

L CUBE訪問看護ステーション西東京 大福サテライト

所在地	西東京市ひばりが丘１－３－３　IBフラット202		
ＴＥＬ	042-423-0701	ＦＡＸ	042-423-0701

エンジェル訪問看護リハビリステーション

所在地	西東京市ひばりが丘北３－４－３－Ｃ		
ＴＥＬ	042-439-8977	ＦＡＸ	042-439-8978

フォレアス訪問看護ステーション

所在地	西東京市ひばりが丘北3−3−30　エクレールひばり502		
ＴＥＬ	042-439-8462	ＦＡＸ	042-439-8466

とらゆに訪問看護ステーション

所在地	西東京市柳沢2−1−25		
ＴＥＬ	042-420-2650	ＦＡＸ	042-420-2651

すけさん訪問看護ステーション

所在地	西東京市富士町４−12−５　東伏見ハイム301号室		
ＴＥＬ	042-452-6945	ＦＡＸ	042-452-6946

訪問リハビリテーション

介護老人保健施設　ハートフル田無

所在地	西東京市向台町２－１６－２２		
ＴＥＬ	042-468-5166	ＦＡＸ	042-468-5288

武蔵野ファミリークリニック

所在地	西東京市新町１－２－２０		
ＴＥＬ	042-453-8500	ＦＡＸ	042-453-8501

BIG TREE. 練馬クリニック

所在地	西東京市東町３－１３－１９　ソレイユ保谷２階		
ＴＥＬ	03-6279-9046	ＦＡＸ	042-439-4561

通所介護

高齢者在宅サービスセンター　グリーンロード

所在地	西東京市西原町２－２－１１		
ＴＥＬ	042-467-7759	ＦＡＸ	042-467-7070

L CUBE デイサービス　西東京西原

所在地	西東京市西原町５－３－１		
ＴＥＬ	042-497-5721	ＦＡＸ	042-497-5723

フィットネスデイ　りらいふ

所在地	西東京市田無町２－15－６　Ｍエーベンタイル1F		
ＴＥＬ	042-452-7582	ＦＡＸ	042-452-7583

マイズケア・デイサービスセンター

所在地	西東京市南町２－１－１４		
ＴＥＬ	042-460-7051	ＦＡＸ	042-460-7052

デイセンター健康くらぶ

所在地	西東京市向台町６－７－２２		
ＴＥＬ	042-452-5931	ＦＡＸ	042-452-5933

リハビリデイサービス　nagomi 西東京店

所在地	西東京市北町５－４－３０		
ＴＥＬ	042-439-9836	ＦＡＸ	042-423-3650

かがやきデイサービスひばりヶ丘

所在地	西東京市住吉町６－６－３		
ＴＥＬ	042-438-3830	ＦＡＸ	042-425-2030

デイサービスハミング

所在地	西東京市泉町３－１２－２５ パスレル保谷２階		
ＴＥＬ	042-425-5898	ＦＡＸ	042-425-5901

西東京ケアコミュニティそよ風

所在地	西東京市東町３－１－１３		
ＴＥＬ	042-421-2722	ＦＡＸ	042-421-2729

西東京市高齢者センターきらら

所在地	西東京市富士町１－７－６９		
ＴＥＬ	042-451-1200	ＦＡＸ	042-451-1201

デイサービスセンター　クレイン

所在地	西東京市西原町４－３－５		
ＴＥＬ	042-468-3300	ＦＡＸ	042-468-3351

リハビリデイサービスすきやき

所在地	西東京市田無町２－１４－１０　田無本町パレス１F		
ＴＥＬ	042-452-5468	ＦＡＸ	042-452-5469

健光園デイサービスセンター

所在地	西東京市田無町５－５－１９		
ＴＥＬ	042-469-8943	ＦＡＸ	042-469-9881

リハビリデイサービス　陽だまり

所在地	西東京市南町４－１３－１７		
ＴＥＬ	042-452-1240	ＦＡＸ	042-452-0140

デイサービスセンター「遊」西東京

所在地	西東京市芝久保町２－１３－３２		
ＴＥＬ	042-452-1160	ＦＡＸ	042-452-1170

ツクイ西東京住吉デイサービスセンター

所在地	西東京市住吉町５－１２－２０		
ＴＥＬ	042-438-8525	ＦＡＸ	042-438-8526

保谷苑デイサービスセンター

所在地	西東京市栄町３－６－２		
ＴＥＬ	042-423-8162	ＦＡＸ	042-423-8844

デイサービス　いずみ

所在地	西東京市泉町３－１５－２８　２階		
ＴＥＬ	042-424-8106	ＦＡＸ	042-425-2662

デイサービスセンター保谷

所在地	西東京市東町３－１３－２１		
ＴＥＬ	042-438-0080	ＦＡＸ	042-438-0081

パートナー西東京店

所在地	西東京市保谷町６－８－１　マコトスカイビラ１階		
ＴＥＬ	042-452-7552	ＦＡＸ	042-451-2220

通所介護

西東京ケアセンター　そよ風

所在地	西東京市東伏見５－１０－１５		
ＴＥＬ	042-450-6681	ＦＡＸ	042-450-6682

緑寿園ケアセンター ※令和７年10月名称変更予定

所在地	西東京市新町１－１１－２５		
ＴＥＬ	042-462-1206	ＦＡＸ	042-462-1737

地域密着型通所介護

スリーベルデイ田無

所在地	西東京市谷戸町１－１１－１３		
ＴＥＬ	042-439-3521	ＦＡＸ	042-439-3520

はぁとデイサービス西原町

所在地	西東京市西原町５－４－６		
ＴＥＬ	042-497-6194	ＦＡＸ	042-497-6195

デイセンター　西原たいそうくらぶ

所在地	西東京市西原町５－５－２３		
ＴＥＬ	042-452-3674	ＦＡＸ	042-452-3675

ＧＥＮＫＩ　ＮＥＸＴ　西東京田無町

所在地	西東京市田無町７－２－４		
ＴＥＬ	042-497-6432	ＦＡＸ	042-497-6413

リハビリデイサービス　ステップぱーとなーひばりが丘第2

所在地	西東京市ひばりが丘１－４－２８　長尾ビル１Ｆ３号		
ＴＥＬ	042-439-9479	ＦＡＸ	042-439-9480

デイサービスかたくりの里ひばりが丘

所在地	西東京市北町２－６－１８		
ＴＥＬ	042-438-8042	ＦＡＸ	042-421-4542

結いの家・みかんの木

所在地	西東京市下保谷５－１２－１３		
ＴＥＬ	042-439-7883	ＦＡＸ	042-439-7884

ルネサンス　元氣ジムひばりヶ丘

所在地	西東京市住吉町2−6−28　サンモール保谷Ⅰ−102		
ＴＥＬ	042-438-8234	ＦＡＸ	042-438-8235

デイサービス　夏の庭

所在地	西東京市中町６－８－１２－１０１		
ＴＥＬ	03-5933-3463	ＦＡＸ	03-5933-3464

シェモア白樺

所在地	西東京市保谷町５－１４－１５		
ＴＥＬ	042-497-6703	ＦＡＸ	042-497-6704

機能訓練デイサービス　ハチ東伏見

所在地	西東京市東伏見３－２－２		
ＴＥＬ	042-452-7665	ＦＡＸ	042-452-7669

リハビリデイサービス　ほっとミルクひばりヶ丘

所在地	西東京市谷戸町３－２３－１７　サンハウス１Ｆ		
ＴＥＬ	042-410-0111	ＦＡＸ	042-410-0112

デイサービスセンター椿★ひばりが丘

所在地	西東京市西原町５－４－１８　１Ｆ		
ＴＥＬ	042-463-8215	ＦＡＸ	042-463-8216

昭和の学び舎

所在地	西東京市田無町５－４－８　第一和光ビル１Ｆ		
ＴＥＬ	042-466-5117	ＦＡＸ	042-464-2824

デイサービス　すみなす

所在地	西東京市芝久保町３－２４－２		
ＴＥＬ	042-461-3090	ＦＡＸ	042-497-6203

徳有温乃日

所在地	西東京市向台町６－１０－１０		
ＴＥＬ	042-497-6116	ＦＡＸ	042-497-6116

レジリハデイサービスまぁぶる

所在地	西東京市下保谷２－５－１５		
ＴＥＬ	042-439-9735	ＦＡＸ	042-439-9736

さくらサポート住吉町

所在地	西東京市住吉町２－２－１１		
ＴＥＬ	042-439-6215	ＦＡＸ	042-439-6217

デイサービスセンター椿☆保谷

所在地	西東京市中町２－３－２		
ＴＥＬ	042-439-4943	ＦＡＸ	042-439-4953

デイサービス　秋の雲

所在地	西東京市中町６－８－１３		
ＴＥＬ	03-5933-3463	ＦＡＸ	03-5933-3464

デイサービス　いずみＳＰＡ　保谷町

所在地	西東京市保谷町６－１－１　ＭＩＷＡビル１Ｆ		
ＴＥＬ	042-452-5869	ＦＡＸ	042-452-5879

デイサービス　オリーブリーフ

所在地	西東京市柳沢１－１０－３　１Ｆ		
ＴＥＬ	042-410-1069	ＦＡＸ	042-410-1079

地域密着型通所介護

歩くリハビリやすらぎ邸

所在地	西東京市柳沢３－１－４		
ＴＥＬ	042-452-9271	ＦＡＸ	042-452-9291

デイサービス　やぎさわ

所在地	西東京市柳沢３－２－２５		
ＴＥＬ	042-428-0670	ＦＡＸ	042-428-2256

だんらんの家　武蔵境

所在地	西東京市新町４－１１－２１		
ＴＥＬ	0422-38-6890	ＦＡＸ	0422-38-6891

おとなりさん。小金井公園

所在地	西東京市新町６－１１－１６		
ＴＥＬ	0422-27-8465	ＦＡＸ	0422-27-8475

デイサービス　リンク

所在地	西東京市保谷町３－８－７		
ＴＥＬ	042-452-5605	ＦＡＸ	042-452-5605

スマイルデイサービス笑み

所在地	西東京市南町２－１５－４		
ＴＥＬ	042-452-3538	ＦＡＸ	042-452-9016

ライフサービスぱーとなー北原町

所在地	西東京市北原町２－１－２１		
ＴＥＬ	042-452-5813	ＦＡＸ	042-452-5814

ライフサービスぱーとなー富士町

所在地	西東京市富士町３－９－４		
ＴＥＬ	042-452-7841	ＦＡＸ	042-452-7842

通所リハビリテーション

田無病院介護医療院

所在地	西東京市緑町３－６－１		
ＴＥＬ	042-461-7200	ＦＡＸ	042-461-7065

介護老人保健施設　ハートフル田無

所在地	西東京市向台町２－１６－２２		
ＴＥＬ	042-468-5166	ＦＡＸ	042-468-5288

介護老人保健施設　武蔵野徳洲苑

所在地	西東京市向台町３－５－５７		
ＴＥＬ	042-465-0800	ＦＡＸ	042-465-0812

介護老人保健施設　葵の園・ひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘３－１－８		
ＴＥＬ	042-466-8811	ＦＡＸ	042-466-8822

藤原医院　通所リハビリテーション

所在地	西東京市ひばりが丘北４－８－４		
ＴＥＬ	042-421-6168	ＦＡＸ	042-421-6730

武蔵野ファミリークリニック

所在地	西東京市新町１－２－２０		
ＴＥＬ	042-453-8502	ＦＡＸ	042-453-8501

短期入所生活介護

特別養護老人ホーム　グリーンロード

所在地	西東京市西原町２－２－１１		
ＴＥＬ	042-467-7736	ＦＡＸ	042-467-7070

特別養護老人ホーム　クレイン

所在地	西東京市西原町４－３－５		
ＴＥＬ	042-468-3300	ＦＡＸ	042-468-3351

特別養護老人ホーム　健光園

所在地	西東京市田無町５－５－１９		
ＴＥＬ	042-469-8941	ＦＡＸ	042-469-9881

特別養護老人ホーム　フローラ田無

所在地	西東京市向台町２－１６－２２		
ＴＥＬ	042-468-5133	ＦＡＸ	042-468-5288

ショートステイ　みんなの家・西東京

所在地	西東京市芝久保町２－１３－３２		
ＴＥＬ	042-452-1161	ＦＡＸ	042-452-1170

特別養護老人ホーム　福寿園ひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘３－１－１８		
ＴＥＬ	042-452-1818	ＦＡＸ	042-452-1820

特別養護老人ホーム　保谷苑

所在地	西東京市栄町３－６－２		
ＴＥＬ	042-423-5002	ＦＡＸ	042-423-8844

西東京ケアコミュニティそよ風

所在地	西東京市東町３－１－１３		
ＴＥＬ	042-421-2741	ＦＡＸ	042-423-3021

短期入所生活介護

西東京ケアセンターそよ風

所在地	西東京市東伏見５－１０－１５		
ＴＥＬ	042-450-6681	ＦＡＸ	042-450-6682

特別養護老人ホーム　めぐみ園

所在地	西東京市柳沢４－１－３		
ＴＥＬ	042-461-2230	ＦＡＸ	042-461-2280

短期入所療養介護

介護老人保健施設　ハートフル田無

所在地	西東京市向台町２－１６－２２		
ＴＥＬ	042-468-5166	ＦＡＸ	042-468-5288

介護老人保健施設　武蔵野徳洲苑

所在地	西東京市向台町３－５－５７		
ＴＥＬ	042-465-0800	ＦＡＸ	042-465-0812

介護老人保健施設　葵の園・ひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘３－１－８		
ＴＥＬ	042-466-8811	ＦＡＸ	042-466-8822

福祉用具貸与販売・住宅改修

古畑装飾株式会社

所在地	西東京市谷戸町３－２７－２４		
ＴＥＬ	042-421-9748	ＦＡＸ	042-421-9743

ライフサービス　ぱーとなー

所在地	西東京市田無町３－３－７　海老沢第１ビル３０３		
ＴＥＬ	042-452-9228	ＦＡＸ	042-451-9140

(有)あっとほーむ

所在地	西東京市田無町４－２３－７－１０４		
ＴＥＬ	042-451-6507	ＦＡＸ	042-451-6508

フランスベッド(株)　メディカル田無営業所

所在地	西東京市南町６－７－１３　１Ｆ		
ＴＥＬ	042-451-6333	ＦＡＸ	042-466-4335

(株)ふれあい広場　西東京田無店

所在地	西東京市南町６－１０－１３		
ＴＥＬ	042-460-5505	ＦＡＸ	042-464-8822

日本ウイール・チェアー株式会社　レンタル事業部

所在地	西東京市芝久保町２－２２－３１		
ＴＥＬ	042-452-6665	ＦＡＸ	042-463-3730

株式会社ベルエアー

所在地	西東京市ひばりが丘北４－５－１４		
ＴＥＬ	050-3636-3532	ＦＡＸ	ー

ノン・バリア多摩　(株)多摩商工

所在地	西東京市下保谷２－１－５		
ＴＥＬ	042-424-2800	ＦＡＸ	042-424-3301

かたくり福祉用具城西センター

所在地	西東京市東町２－１－２４		
ＴＥＬ	042-438-8007	ＦＡＸ	042-439-0634

ケアレンタルセンター椿☆保谷

所在地	西東京市中町２－３－２		
ＴＥＬ	042-439-6538	ＦＡＸ	042-439-6539

介護ショップ　ランダル

所在地	西東京市中町４－２－２６		
ＴＥＬ	042-423-2001	ＦＡＸ	042-423-6770

(株)フロンティア西東京営業所

所在地	西東京市保谷町３－１４－２０		
ＴＥＬ	042-451-5771	ＦＡＸ	042-451-5773

スマイルケア西東京

所在地	西東京市柳沢２－２－３		
ＴＥＬ	042-439-5544	ＦＡＸ	042-439-5420

認知症対応型通所介護

年輪デイホーム

所在地	西東京市田無町５－４－８　第一和光ビル１Ｆ		
ＴＥＬ	042-466-4984	ＦＡＸ	042-464-2824

デイサービス　悠花

所在地	西東京市泉町３－１５－２８		
ＴＥＬ	042-439-6415	ＦＡＸ	042-425-2662

西東京市高齢者センター　きらら

所在地	西東京市富士町１－７－６９		
ＴＥＬ	042-451-1200	ＦＡＸ	042-451-1201

緑寿園ケアセンター

所在地	西東京市新町１－１１－２５		
ＴＥＬ	042-462-1206	ＦＡＸ	042-462-1737

認知症対応型共同生活介護

ばぶちゃんち

所在地	西東京市緑町１－６－１		
ＴＥＬ	042-461-8183	ＦＡＸ	042-461-8183

ねんりんはうす

所在地	西東京市田無町７－１４－１６		
ＴＥＬ	042-468-7835	ＦＡＸ	042-468-7835

グループホームのどか

所在地	西東京市南町２－１４－１９		
ＴＥＬ	042-457-4165	ＦＡＸ	042-457-4166

グループホーム花・南町

所在地	西東京市南町４－１９－８		
ＴＥＬ	042-452-2287	ＦＡＸ	042-452-2288

エクセレント西東京オリンピア

所在地	西東京市向台町１－７－５９		
ＴＥＬ	042-468-1165	ＦＡＸ	042-468-1164

グループホーム　みんなの家・西東京

所在地	西東京市芝久保町２－１３－３２		
ＴＥＬ	042-452-1171	ＦＡＸ	042-452-1170

ミアヘルサ　きずなホームひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘３－３－１１		
ＴＥＬ	042-452-5086	ＦＡＸ	042-452-5096

グループホーム　花

所在地	西東京市下保谷１－８－２０		
ＴＥＬ	042-439-7787	ＦＡＸ	042-439-7785

グループホームいずみ

所在地	西東京市泉町３－１５－２８		
ＴＥＬ	042-424-1205	ＦＡＸ	042-425-2667

グループホームみどりの樹

所在地	西東京市東町２－２－６		
ＴＥＬ	042-439-9315	ＦＡＸ	042-439-9316

愛の家グループホーム西東京中町

所在地	西東京市中町６－５－１２		
ＴＥＬ	042-438-8811	ＦＡＸ	042-438-8812

グループホーム花・富士町

所在地	西東京市富士町５－２－２		
ＴＥＬ	042-452-2087	ＦＡＸ	042-452-2091

小規模多機能型居宅介護

ミアヘルサ　小規模多機能ホームひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘３－３－１１		
ＴＥＬ	042-452-5087	ＦＡＸ	042-452-5096

小規模多機能型居宅介護　みどりの樹

所在地	西東京市東町２－２－６		
ＴＥＬ	042-439-9311	ＦＡＸ	042-439-9312

小規模多機能型居宅介護　花

所在地	西東京市富士町５－２－２		
ＴＥＬ	042-452-1087	ＦＡＸ	042-452-1088

看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能　ゆいなの森

所在地	西東京市南町５－１－１５		
ＴＥＬ	042-452-3692	ＦＡＸ	042-497-6475

特定施設入居者生活介護

そんぽの家　ひばりが丘

所在地	西東京市西原町５－３－１２		
ＴＥＬ	042-460-5503	ＦＡＸ	042-460-5504

グッドケア・西東京

所在地	西東京市田無町２－２１－８		
ＴＥＬ	042-460-9006	ＦＡＸ	042-420-5200

介護付有料老人ホーム　すこや家・西東京

所在地	西東京市芝久保町２－１３－３２		
ＴＥＬ	042-452-1162	ＦＡＸ	042-452-1170

ベストライフ西東京松の木

所在地	西東京市下保谷１－７－２		
ＴＥＬ	042-422-5252	ＦＡＸ	042-421-3311

西東京ケアコミュニティそよ風

所在地	西東京市東町３－１－１３		
ＴＥＬ	042-421-2722	ＦＡＸ	042-421-2729

メディカル・リハビリホーム　ボンセジュール保谷

所在地	西東京市東町６－３－１３		
ＴＥＬ	042-438-0135 0120-658-145	ＦＡＸ	042-438-0136

ベネッセの介護付有料老人ホーム　まどか東伏見

所在地	西東京市中町４－１－１８		
ＴＥＬ	042-438-3031	ＦＡＸ	042-438-3032

そんぽの家　西東京

所在地	西東京市中町６－５－１２		
ＴＥＬ	042-425-8200	ＦＡＸ	042-425-8201

チャーム東伏見

所在地	西東京市富士町６－８－２１		
ＴＥＬ	042-460-3611	ＦＡＸ	042-460-3612

ベネッセの介護付有料老人ホーム　まどか西武柳沢

所在地	西東京市保谷町１－１６－６		
ＴＥＬ	042-460-0801	ＦＡＸ	042-460-0802

プレザンメゾン西東京

所在地	西東京市保谷町２－１２－８		
ＴＥＬ	042-460-3621	ＦＡＸ	042-463-1821

そんぽの家　柳沢

所在地	西東京市柳沢３－５－２７		
ＴＥＬ	042-460-8080	ＦＡＸ	042-460-8081

ベストライフ西東京

所在地	西東京市新町５－１８－２１		
ＴＥＬ	0422-60-2600	ＦＡＸ	0422-60-2602

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホーム　グリーンロード

所在地	西東京市西原町２－２－１１		
ＴＥＬ	042-467-7736	ＦＡＸ	042-467-7070

特別養護老人ホーム　クレイン

所在地	西東京市西原町４－３－５		
ＴＥＬ	042-468-3300	ＦＡＸ	042-468-3351

特別養護老人ホーム　健光園

所在地	西東京市田無町５－５－１９		
ＴＥＬ	042-469-8941	ＦＡＸ	042-469-9881

特別養護老人ホーム　フローラ田無

所在地	西東京市向台町２－１６－２２		
ＴＥＬ	042-468-5133	ＦＡＸ	042-468-5288

特別養護老人ホーム　福寿園ひばりが丘

所在地	西東京市ひばりが丘３－１－１８		
ＴＥＬ	042-452-1818	ＦＡＸ	042-452-1820

特別養護老人ホーム　保谷苑

所在地	西東京市栄町３－６－２		
ＴＥＬ	042-423-5002	ＦＡＸ	042-423-8844

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホーム　めぐみ園			
所在地	西東京市柳沢４－１－３		
ＴＥＬ	042-461-2230	ＦＡＸ	042-461-2280

介護老人保健施設

介護老人保健施設　ハートフル田無			
所在地	西東京市向台町２－１６－２２		
ＴＥＬ	042-468-5166	ＦＡＸ	042-468-5288

介護老人保健施設　武蔵野徳洲苑			
所在地	西東京市向台町３－５－５７		
ＴＥＬ	042-465-0800	ＦＡＸ	042-465-0812

介護老人保健施設　葵の園・ひばりが丘			
所在地	西東京市ひばりが丘３－１－８		
ＴＥＬ	042-466-8811	ＦＡＸ	042-466-8822

介護医療院

田無病院介護医療院			
所在地	西東京市緑町３－６－１		
ＴＥＬ	042-461-2682	ＦＡＸ	042-461-2688

市　外

居宅介護支援

オレンジ･メディカルケアサービス

所在地	練馬区関町北１－６－１５		
ＴＥＬ	03-3929-5811	ＦＡＸ	03-3929-5861

ヘルプメイト　関町介護支援部

所在地	練馬区関町北２－２６－１７　ワイズⅡ　２０２		
ＴＥＬ	03-3928-0290	ＦＡＸ	03-3928-0295

クローバーケア

所在地	練馬区立野町18−32　エスポワール立野101号室		
ＴＥＬ	03-6312-3219	ＦＡＸ	03-6319-8307

居宅介護支援　ハーモニー

所在地	練馬区東大泉５－３６－１２－３０３		
ＴＥＬ	03-6904-4846	ＦＡＸ	03-6904-4813

ALSOK介護ケアステーション南大泉

所在地	練馬区南大泉４－３０－１		
ＴＥＬ	03-6904-6127	ＦＡＸ	03-6904-6147

青空ケアサポートセンター(有)

所在地	練馬区西大泉６－１４－２０		
ＴＥＬ	03-5947-2588	ＦＡＸ	03-5947-4188

アースサポート武蔵野

所在地	武蔵野市西久保２－２８－３		
ＴＥＬ	0422-56-2911	ＦＡＸ	0422-56-2912

OKライフ吉祥寺

所在地	武蔵野市境５－６－２１　メゾン・ホウヤ４０１		
ＴＥＬ	0422-38-5092	ＦＡＸ	0422-38-5093

合同会社　介護プランレインボー

所在地	武蔵野市境南町２－５－１０－４０２		
ＴＥＬ	0422-26-1901	ＦＡＸ	0422-26-4546

上原薬局居宅介護支援事業所

所在地	小平市花小金井１－２－２１　上原薬局２Ｆ		
ＴＥＬ	042-451-6065	ＦＡＸ	042-451-6064

テルウェル東日本株式会社　多摩西ケアプランセンタ

所在地	小平市花小金井５－ 37 －４　ミズキハイツ１階		
ＴＥＬ	042-451-8168	ＦＡＸ	042-461-1796

ビーステップケアセンター

所在地	小平市鈴木町２－１８７　吉田ビル		
ＴＥＬ	042-466-7061	ＦＡＸ	042-466-7063

医療法人社団はなぶさ会　島村記念病院　居宅介護支援事業所

所在地	練馬区関町北２－４－２		
ＴＥＬ	03-3928-0076	ＦＡＸ	03-3928-0080

第二光陽苑居宅介護支援事業所

所在地	練馬区関町北５－７－２２		
ＴＥＬ	03-5903-9222	ＦＡＸ	03-5991-6681

居宅介護支援事業所　ひかり

所在地	練馬区大泉学園町1−31−8　メルヴェーユ大泉学園202		
ＴＥＬ	03-5947-4047	ＦＡＸ	03-5947-6071

クリエイティブプラン

所在地	練馬区南大泉１－２６－９		
ＴＥＬ	03-3921-7110	ＦＡＸ	03-5935-6676

ケアプラン　ゆとりな

所在地	練馬区西大泉１－３６－１７　第２光和２０Ｄ		
ＴＥＬ	03-5935-6536	ＦＡＸ	03-5935-7636

にじ色ケアプランセンター

所在地	武蔵野市吉祥寺北町1−18−1　第一雅マンション202		
ＴＥＬ	0422-29-3953	ＦＡＸ	0422-29-3954

(有)愛心介護サービス

所在地	武蔵野市境２－１３－４　リッチボン２階		
ＴＥＬ	0422-36-2118	ＦＡＸ	0422-36-2128

株式会社 FiveTrees　居宅介護支援事業所　陽だまり武蔵野

所在地	武蔵野市境１－１６－３３		
ＴＥＬ	0422-27-7751	ＦＡＸ	0422-27-7839

ケアマネジメントセンターうてな

所在地	小金井市本町５－３７－８		
ＴＥＬ	070-1470-6428	ＦＡＸ	042-380-9931

訪問看護ステーションきずな居宅介護支援事業所

所在地	小平市鈴木町２－２４６　１Ｆ		
ＴＥＬ	042-497-6751	ＦＡＸ	042-497-6752

プログレスケアセンター

所在地	小平市花小金井南町１－１４－２		
ＴＥＬ	042-451-9551	ＦＡＸ	042-451-9551

指定居宅介護支援事業所　小平健成苑

所在地	小平市鈴木町２－２３０－３		
ＴＥＬ	042-451-5307	ＦＡＸ	042-452-7702

居宅介護支援

(株)共同介護支援事務所

所在地	八王子市弐分方町６０１－６		
ＴＥＬ	042-655-6255	ＦＡＸ	042-655-6256

居宅介護支援事業所　みどりの丘

所在地	東久留米市上の原１－２－４２		
ＴＥＬ	042-470-0641	ＦＡＸ	042-420-1711

居宅介護支援事業所　ひばりが丘ふれあいの里

所在地	東久留米市ひばりが丘団地７－１０		
ＴＥＬ	042-452-0650	ＦＡＸ	042-452-0651

シャローム南沢居宅介護支援事業所

所在地	東久留米市南沢５－１８－３６		
ＴＥＬ	042-467-1620	ＦＡＸ	042-477-2080

居宅介護支援事業所デイサービス本舗

所在地	東久留米市前沢３－２－１－１０１		
ＴＥＬ	042-427-1075	ＦＡＸ	042-455-1271

ケア東久留米居宅介護支援センター

所在地	東久留米市幸町３－１１－１０		
ＴＥＬ	042-479-0800	ＦＡＸ	042-479-0801

ウィル～アシスタントバンク

所在地	東久留米市本町３－６－８　橋本ビル２０４		
ＴＥＬ	042-477-0553	ＦＡＸ	042-472-4023

居宅介護支援事業所　スマイル

所在地	東久留米市本町４－４－６－１０１		
ＴＥＬ	042-472-1277	ＦＡＸ	042-472-1278

株式会社　ソーシャル･サポート居宅介護支援事業所

所在地	東久留米市中央町１－１９－２		
ＴＥＬ	042-473-1477	ＦＡＸ	042-473-1485

居宅介護支援事業所　きっける

所在地	東久留米市中央町６－１－７　高橋コーポ１０３号		
ＴＥＬ	042-479-2377	ＦＡＸ	042-479-4426

ファインケア清瀬

所在地	清瀬市野塩３－１－１　あいやビル４０１号		
ＴＥＬ	042-494-8406	ＦＡＸ	042-494-7561

北多摩クリニック　ケアプランセンターきずな

所在地	清瀬市上清戸２－１－４１		
ＴＥＬ	042-496-7815	ＦＡＸ	042-496-7816

(株)ケアポート･オリーブ

所在地	新座市野火止１－１５－２８　ハイツオオツカ１０２		
ＴＥＬ	048-481-5093	ＦＡＸ	048-234-9530

居宅介護支援事業所　あおぞら

所在地	新座市堀ノ内２－９－３１		
ＴＥＬ	048-478-2653	ＦＡＸ	048-489-3537

新座病院在宅介護支援センター

所在地	新座市堀ノ内３－１４－３０		
ＴＥＬ	048-481-1538	ＦＡＸ	048-482-1008

かくの木介護支援事業所

所在地	新座市新堀１－１３－６　第１谷野ビル２０２		
ＴＥＬ	042-496-1070	ＦＡＸ	042-496-1071

くりはら居宅介護支援事業所

所在地	新座市栗原1−1−17　栗原1丁目テラスハウス１号室		
ＴＥＬ	042-420-7990	ＦＡＸ	042-420-7993

ケアマネジメントセンター椿･新座

所在地	新座市野寺5−3−37　サニープレスキャッスルＢ111		
ＴＥＬ	042-439-3854	ＦＡＸ	042-439-3856

訪問介護

訪問介護　アンブレラ三井

所在地	練馬区関町北２－１３－１０　岩倉ビル２F		
ＴＥＬ	03-5903-9180	ＦＡＸ	03-6904-8817

ヘルプメイト　関町訪問介護部

所在地	練馬区関町北４－２－１２　ワイズビル２階		
ＴＥＬ	03-3928-0099	ＦＡＸ	03-3920-4640

ケアサポートレッズ

所在地	練馬区関町北４－３－４　関町マンション１０１		
ＴＥＬ	03-5903-7181	ＦＡＸ	03-3929-5662

えがおケアサポートセンター

所在地	練馬区大泉町４－４０－７		
ＴＥＬ	03-5947-2688	ＦＡＸ	03-5935-7717

ALSOK介護ケアステーション南大泉

所在地	練馬区南大泉４－３０－１		
ＴＥＬ	03-6904-6137	ＦＡＸ	03-6904-6147

ヘルパーステーション　花ごころ

所在地	練馬区南大泉４－４３－３３　シャルマンＳ１０１		
ＴＥＬ	03-5947-6126	ＦＡＸ	03-5947-6127

訪問介護

ホームケア　ゆとりな
所在地	練馬区西大泉１－３６－１７　第２光和２０Ｄ		
ＴＥＬ	03-5935-7630	ＦＡＸ	03-5935-7636

やさしい手　吉祥寺訪問介護事業所
所在地	武蔵野市吉祥寺東町１－１０－２１　西郊ビル３Ｆ		
ＴＥＬ	050-1752-1340	ＦＡＸ	050-3535-7868

アースサポート武蔵野
所在地	武蔵野市西久保２－２８－３		
ＴＥＬ	0422-56-2911	ＦＡＸ	0422-56-2912

やさしい手　武蔵境訪問介護事業所
所在地	武蔵野市境南町２－９－１　山口ビル４階		
ＴＥＬ	050-1751-6297	ＦＡＸ	050-3535-7868

かたくり小金井
所在地	小金井市桜町３－５－２		
ＴＥＬ	042-386-8670	ＦＡＸ	042-386-8672

プログレスケアセンター
所在地	小平市花小金井南町１－１４－２		
ＴＥＬ	042-451-9551	ＦＡＸ	042-451-9551

西町ケアサービス
所在地	小平市学園西町３－１１－１５		
ＴＥＬ	042-308-5758	ＦＡＸ	042-308-5815

訪問介護本舗　咲楽家
所在地	東久留米市前沢３－２－１－２０１		
ＴＥＬ	042-427-7496	ＦＡＸ	042-427-6743

株式会社　ソーシャル・サポート
所在地	東久留米市中央町１－１９－２		
ＴＥＬ	042-473-1450	ＦＡＸ	042-474-5784

㈱埼玉ライフケアサービス　新座訪問介護事業所
所在地	新座市野寺４－８－３０　野寺マンション１０１		
ＴＥＬ	048-483-7511	ＦＡＸ	048-483-7512

青空ケアサポートセンター(有)
所在地	練馬区西大泉６－１４－２０		
ＴＥＬ	03-5947-2588	ＦＡＸ	03-5947-4188

東電さわやかケア武蔵野・訪問介護
所在地	武蔵野市中町２－５－４　君島ビル３０２		
ＴＥＬ	0422-50-0078	ＦＡＸ	0422-51-8484

(有)愛心介護サービス
所在地	武蔵野市境２－１３－４　リッチボン２階		
ＴＥＬ	0422-36-2118	ＦＡＸ	0422-36-2128

つくば移動ケアサポート
所在地	府中市多磨町２－４－２		
ＴＥＬ	042-360-8989	ＦＡＸ	042-369-8625

テルウェル東日本株式会社　小平介護センタ
所在地	小平市花小金井５－３７－４　ミズキハイツ１階		
ＴＥＬ	042-451-8167	ＦＡＸ	042-497-6068

ニチイケアセンター 花みなみ
所在地	小平市花小金井南町２－１７－６		
ＴＥＬ	042-451-9571	ＦＡＸ	042-469-6158

シャローム南沢　ヘルパー室
所在地	東久留米市南沢５－１８－３６		
ＴＥＬ	042-467-1584	ＦＡＸ	042-467-3040

ウィル～アシスタントバンク
所在地	東久留米市本町３－６－８　橋本ビル２０４		
ＴＥＬ	042-477-0553	ＦＡＸ	042-472-4023

訪問介護事業所　きっける
所在地	東久留米市中央町６－１－７－１０３		
ＴＥＬ	042-479-2377	ＦＡＸ	042-479-4426

訪問入浴

(株)大起エンゼルヘルプ練馬ケアセンター
所在地	練馬区貫井2－24－2　ニューパールマンション1階		
ＴＥＬ	03-5987-5315	ＦＡＸ	03-5987-5317

アースサポート武蔵野
所在地	武蔵野市西久保２－２８－３号		
ＴＥＬ	0422-56-2911	ＦＡＸ	0422-56-2912

稲垣薬局ケアセンター　コトニア吉祥寺
所在地	武蔵野市吉祥寺南町５－１５－１０		
ＴＥＬ	0422-23-8828	ＦＡＸ	0422-23-8827

ニチイケアセンター武蔵野　訪問入浴サービス
所在地	武蔵野市境南町２－２８－１０		
ＴＥＬ	0422-30-0561	ＦＡＸ	0422-39-7392

訪問入浴

ニチイケアセンターはあときたまち

所在地	国分寺市北町４－５－４		
ＴＥＬ	042-359-3101	ＦＡＸ	042-359-3104

訪問看護

LE在宅･施設訪問看護･リハビリステーション　武蔵関支店

所在地	練馬区関町北4−35−15　GRAND CEREZOPATIO 103号室		
ＴＥＬ	03-6279-7728	ＦＡＸ	03-6279-7729

ひまわり訪問看護リハビリテーション南大泉サテライト

所在地	練馬区南大泉4−47−7　第３美光マンション106号		
ＴＥＬ	03-6904-5146	ＦＡＸ	03-6904-5147

エイト訪問看護ステーション

所在地	武蔵野市中町２－５－２２　フェイス三鷹３０２		
ＴＥＬ	0422-56-8086	ＦＡＸ	0422-56-8087

24QQ訪問看護ステーション武蔵野

所在地	武蔵野市境１－７－１８　１０７号室		
ＴＥＬ	050-5810-4048	ＦＡＸ	050-4560-3901

訪問看護ステーションきずな　小平サテライト

所在地	小平市鈴木町２－２４６　１Ｆ		
ＴＥＬ	042-497-5725	ＦＡＸ	042-497-5726

かなでケアステーション

所在地	小平市仲町１８２－３		
ＴＥＬ	042-313-2835	ＦＡＸ	042-313-2836

東本町訪問看護ステーション

所在地	東久留米市東本町５－１		
ＴＥＬ	042-439-5980	ＦＡＸ	042-439-5981

アイリス訪問看護リハビリステーション

所在地	新座市栗原５－１２－６　コーポエル１Ｆ		
ＴＥＬ	042-439-3644	ＦＡＸ	042-439-3645

ソレイユ訪問看護ステーション

所在地	練馬区立野町８－８　福山ビル２Ｆ		
ＴＥＬ	03-6904-7364	ＦＡＸ	03-6904-7365

訪問看護ステーション　デューン武蔵野

所在地	武蔵野市中町１－２１－８		
ＴＥＬ	0422-53-8751	ＦＡＸ	0422-53-8752

指定訪問看護　アットリハ武蔵境

所在地	武蔵野市境１－７－８　１階		
ＴＥＬ	0422-56-8668	ＦＡＸ	0422-56-8669

にじいろナースステーション

所在地	武蔵野市吉祥寺北町1−18−1　第一雅マンション202		
ＴＥＬ	0422-87-2021	ＦＡＸ	0422-25-6755

訪問看護ステーション　にじゅうまる

所在地	小平市小川西町４－１４－２８－２０２		
ＴＥＬ	042-349-2472	ＦＡＸ	042-349-2473

いろは訪問看護ステーション

所在地	東久留米市浅間町3−10−3　エスポワール102		
ＴＥＬ	042-438-6568	ＦＡＸ	042-438-6569

新座病院訪問看護ステーションあおば

所在地	新座市堀ノ内３－１４－３０		
ＴＥＬ	048-481-1647	ＦＡＸ	048-479-0572

通所介護

ゆとり庵

所在地	練馬区南大泉１－１３－１５		
ＴＥＬ	03-5935-6263	ＦＡＸ	03-5935-6266

グッディ　西大泉

所在地	練馬区西大泉1−32−3　コンフォート西大泉Ⅱ　1F・203		
ＴＥＬ	03-5387-6825	ＦＡＸ	03-5387-6827

デイサービスセンター　ケアサポートねりま

所在地	練馬区南大泉１－２２－５０		
ＴＥＬ	03-6865-1165	ＦＡＸ	03-6865-1166

ケアパートナー大泉

所在地	練馬区西大泉６－１１－１		
ＴＥＬ	03-5947-2161	ＦＡＸ	03-5947-2155

通所介護

レッツ倶楽部　三鷹

所在地	武蔵野市関前２－９－３　マンションカンギン1Ｆ		
ＴＥＬ	0422-50-9033	ＦＡＸ	0422-50-9034

パナソニックエイジフリーケアセンター花小金井･デイサービス

所在地	小平市花小金井３－１１－２		
ＴＥＬ	042-462-4801	ＦＡＸ	042-462-4802

ケア・ポストマン

所在地	小平市鈴木町２－１８６－８　え-1place　2Ｆ		
ＴＥＬ	042-497-6536	ＦＡＸ	042-497-6537

小平健成苑デイサービスセンター

所在地	小平市鈴木町２－２３０－３		
ＴＥＬ	042-451-2900	ＦＡＸ	042-451-2890

デイサービス　みどりの丘

所在地	東久留米市上の原１－２－４２		
ＴＥＬ	042-470-0643	ＦＡＸ	042-470-0644

ジョイリハ東久留米

所在地	東久留米市新川町2－6－3　エスペラント落合1F		
ＴＥＬ	042-479-1677	ＦＡＸ	042-479-1678

リハビリ・デイサービス　けやき

所在地	東久留米市東本町１２－９　貫井総業ビル１Ｆ		
ＴＥＬ	042-471-5009	ＦＡＸ	042-471-5009

ニチイケアセンター学園町

所在地	東久留米市学園町２－１１－１８		
ＴＥＬ	042-438-3210	ＦＡＸ	042-438-3212

歌のつばさデイ　ひばりが丘

所在地	東久留米市学園町２－１８－２　沢村屋ビル１Ｆ		
ＴＥＬ	042-427-1156	ＦＡＸ	042-427-4235

シャローム南沢

所在地	東久留米市南沢５－１８－３６		
ＴＥＬ	042-467-1648	ＦＡＸ	042-477-2080

エスケアステーション東久留米

所在地	東久留米市八幡町３－７－１６		
ＴＥＬ	042-479-0607	ＦＡＸ	042-477-7920

ニチイケアセンター下里

所在地	東久留米市下里２－１４－２８		
ＴＥＬ	042-470-8340	ＦＡＸ	042-470-1620

地域密着型通所介護

デイサービス故郷

所在地	練馬区土支田３－１２－２１		
ＴＥＬ	03-6767-3331	ＦＡＸ	03-6767-3332

通所介護事業所　ひばりが丘ふれあいの里

所在地	東久留米市ひばりが丘団地７－１０		
ＴＥＬ	042-452-0650	ＦＡＸ	042-452-0651

特定非営利活動法人　在宅福祉サービスステーションざくろの里

所在地	東久留米市幸町１－６－１２		
ＴＥＬ	042-476-8930	ＦＡＸ	042-479-4188

だんらんの家　東久留米

所在地	東久留米市中央町２－５－１２		
ＴＥＬ	042-479-4715	ＦＡＸ	042-479-4725

通所リハビリテーション

らいおんハート武蔵野脳神経外科内科クリニック

所在地	武蔵野市八幡町３－１－２５		
ＴＥＬ	0422-52-1166	ＦＡＸ	0422-52-1168

介護老人保健施設　ケア東久留米

所在地	東久留米市幸町３－１１－１０		
ＴＥＬ	042-479-2605	ＦＡＸ	042-479-2601

介護老人保健施設　ラビアンローゼ

所在地	清瀬市下清戸３－３８５		
ＴＥＬ	042-491-0922	ＦＡＸ	042-491-9952

短期入所生活介護

ショートステイ　ケアサポートねりま

所在地	練馬区南大泉１－２２－５０		
ＴＥＬ	03-6865-1165	ＦＡＸ	03-6865-1166

短期入所生活介護事業所　ひばりが丘ふれあいの里

所在地	東久留米市ひばりが丘団地７－１０		
ＴＥＬ	042-452-0650	ＦＡＸ	042-452-0651

特別養護老人ホーム　シャローム東久留米

所在地	東久留米市南沢５－１８－３６		
ＴＥＬ	042-467-1563	ＦＡＸ	042-467-3040

エスケアステーション東久留米

所在地	東久留米市八幡町３－７－１６		
ＴＥＬ	042-479-0608	ＦＡＸ	042-477-7920

特別養護老人ホーム　緑寿園 ※

所在地	清瀬市梅園１－３－３２		
ＴＥＬ	042-495-3020	ＦＡＸ	042-495-3026

※ 令和７年 10 月市内に移転予定、併せて名称変更予定

短期入所療養介護

介護老人保健施設　ケア東久留米

所在地	東久留米市幸町３－１１－１０		
ＴＥＬ	042-479-2600	ＦＡＸ	042-479-2601

介護老人保健施設　ラビアンローゼ

所在地	清瀬市下清戸３－３８５		
ＴＥＬ	042-491-0922	ＦＡＸ	042-491-9952

福祉用具貸与販売・住宅改修

(株)東基

所在地	練馬区貫井３－４１－１		
ＴＥＬ	03-3998-1191	ＦＡＸ	03-3998-1192

まっかな花　練馬

所在地	練馬区中村北４－８－３０　田代ビル２Ｆ		
ＴＥＬ	03-5579-7570	ＦＡＸ	03-5579-7571

(株)太平建設

所在地	練馬区関町東１－１０－９		
ＴＥＬ	03-3928-4173	ＦＡＸ	03-3929-3145

ノア

所在地	練馬区関町南3－6－11　パークヒルズ武蔵関1F		
ＴＥＬ	03-6279-7758	ＦＡＸ	03-6279-7768

陽だまり　福祉用具

所在地	練馬区南大泉１－２６－１０		
ＴＥＬ	03-5947-2088	ＦＡＸ	03-5947-2087

福祉用具青空

所在地	練馬区西大泉６－１４－２０		
ＴＥＬ	03-3921-0211	ＦＡＸ	03-5947-4188

アビリティーズ･ケアネット(株)　吉祥寺営業所

所在地	武蔵野市吉祥寺本町３－１１－１　本町池田ビル１階		
ＴＥＬ	0422-68-3400	ＦＡＸ	0422-68-3401

株式会社　三鷹ナース･ヘルパーセンター

所在地	三鷹市上連雀７－８－２８		
ＴＥＬ	0422-47-6850	ＦＡＸ	0422-47-4901

(株)サカイ･ヘルスケアー三鷹店

所在地	三鷹市下連雀９－３－１５		
ＴＥＬ	0422-42-6811	ＦＡＸ	0422-41-2722

株式会社　ヤマシタ　調布営業所

所在地	調布市布田１－４５－６　調布東口ビル２０１		
ＴＥＬ	042-443-6500	ＦＡＸ	050-3153-0595

SOMPOケア　府中　福祉用具

所在地	府中市宮西町２－16－２　府中第一生命ビル２階		
ＴＥＬ	042-370-1910	ＦＡＸ	042-370-1912

ケア 21　東京西部

所在地	府中市分梅町５－３０－１　１Ｆ		
ＴＥＬ	042-352-8321	ＦＡＸ	042-363-8101

(株)クリエイティブオフィス

所在地	小平市津田町２－２－５　阿部工業ビル３階		
ＴＥＬ	042-342-2884	ＦＡＸ	042-342-2677

パナソニックエイジフリーショップ花小金井

所在地	東久留米市南町１－１２－６４		
ＴＥＬ	042-451-6388	ＦＡＸ	042-451-6366

福祉用具貸与販売・住宅改修

(有)たんぽぽ

所在地	東久留米市幸町３－２－２　コーポ吉田１Ｆ		
ＴＥＬ	042-476-0140	ＦＡＸ	042-476-0141

(株)愛ケア　AIKEA福祉用具貸･販売事業所

所在地	清瀬市中里１－７４６		
ＴＥＬ	042-452-8735	ＦＡＸ	042-452-8686

株式会社　ホームケアセンターイワサキ

所在地	清瀬市中里３－１１１８－１		
ＴＥＬ	042-492-3522	ＦＡＸ	042-492-8889

(株)トーカイ所沢営業所

所在地	所沢市東所沢和田１－４２－６		
ＴＥＬ	04-2951-7701	ＦＡＸ	04-2951-7702

けやきサポート多摩(けやきホーム)

所在地	小平市小川町１－459－10　サルーンマンションオザキ		
ＴＥＬ	042-401-0293	ＦＡＸ	042-313-5161

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホーム　新清快園

所在地	西多摩郡日の出町平井１４１７－１		
ＴＥＬ	042-588-8870	ＦＡＸ	042-597-7757

特別養護老人ホーム　小松原園

所在地	八王子市犬目町６８８－２		
ＴＥＬ	042-654-8331	ＦＡＸ	042-654-8330

特別養護老人ホーム　あゆみえん

所在地	青梅市新町９－２１５３－３		
ＴＥＬ	0428-30-5550	ＦＡＸ	0428-30-5570

特別養護老人ホーム　第二喜久松苑

所在地	青梅市柚木町２－４６０－１		
ＴＥＬ	0428-76-2211	ＦＡＸ	0428-76-2277

介護老人福祉施設　ひばりが丘ふれあいの里

所在地	東久留米市ひばりが丘団地７－１０		
ＴＥＬ	042-452-0650	ＦＡＸ	042-452-0651

特別養護老人ホーム　シャローム東久留米

所在地	東久留米市南沢５－１８－３６		
ＴＥＬ	042-467-1561	ＦＡＸ	042-467-3040

特別養護老人ホーム　緑寿園 ※

所在地	清瀬市梅園１－３－３２		
ＴＥＬ	042-495-3020	ＦＡＸ	042-495-3026

※ 令和７年 10 月市内に移転予定、併せて名称変更予定

介護老人保健施設

介護老人保健施設　ケア東久留米

所在地	東久留米市幸町３－１１－１０		
ＴＥＬ	042-479-2600	ＦＡＸ	042-479-2601

介護老人保健施設　ラビアンローゼ

所在地	清瀬市下清戸３－３８５		
ＴＥＬ	042-491-0922	ＦＡＸ	042-491-9952

自由メモ欄

さまざまな相談窓口

介護保険について疑問や不満があるときは、介護保険の相談窓口へ

要介護・要支援認定を受けたいけど
どうすればいいの？

ケアプランを変更したいのだけど

介護サービスを受けるには？

事業者が希望を
聞いてくれないのだけど

サービス内容が不満

事業者を変えたい

市の相談・苦情窓口

介護保険制度に関するお問い合わせのほか、サービス利用についての相談や苦情を受け付けています。

西東京市　健康福祉部　高齢者支援課　認定相談係

☎042-420-2816（田無第二庁舎1階）
☎042-439-4425（保谷保健福祉総合センター1階）

東京都国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会は、サービス内容に関する苦情に対応する専門機関です。受け付けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。

東京都国民健康保険団体連合会　介護相談指導課　介護相談窓口担当

☎03-6238-0177

東京都の介護保険制度相談窓口

介護保険制度相談窓口では、介護保険制度一般についてのお問い合わせに応じ情報提供を行っています。また、要介護認定の結果などに不服がある場合は東京都介護保険審査会に対して審査請求することができます。

東京都　福祉局　高齢者施策推進部　介護保険課　介護保険制度相談窓口

☎03-5320-4597

年金の相談窓口

厚生年金等を受給している方のお引越しやお亡くなりになった時など、受給している年金についてのお問い合わせを受け付けています。

武蔵野年金事務所

☎0422-56-1411（代表）
☎0570-05-1165（ねんきんダイヤル）

年金事務所からの通知、源泉徴収票、お亡くなりになった後のお手続き等に関するお問い合わせはねんきんダイヤルからお願いいたします。

どんなことでもご相談ください

高齢者とご家族のための 相談窓口

★総合相談★

気になることや、サービスへの苦情など、どんな小さなことでもまずはご相談ください。

★介護予防★

皆さんが毎日を健康で過ごせるように、介護予防講座などを行っています。

★権利擁護★

成年後見制度の紹介や虐待の早期発見など、高齢者の権利擁護を行っています。

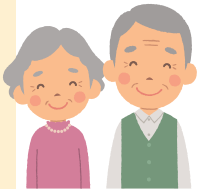

★制度の紹介・申請★

皆さんの現状に見合った制度やサービスの紹介・申請のお手伝いをします。

➡ 地域包括支援センターへご相談ください

ご相談はお住まいの地域包括支援センターへ

【開設時間】午前9時～午後6時
月曜日から土曜日　※祝日を除く

区分	お住まいの地域	支援センター名	電話番号	住所
北東部	ひばりが丘北・北町・栄町・下保谷	栄町地域包括支援センター	042-438-7090	栄町3-6-2　保谷苑内
	東町・中町・富士町	富士町地域包括支援センター	042-451-1203	富士町1-7-69　高齢者センターきらら内
中部	北原町・泉町・住吉町	泉町地域包括支援センター	042-424-1200	泉町2-1-24　ピアライフ・アルファ１階
	田無町・保谷町	田無町地域包括支援センター	042-467-8850	田無町5-5-12　田無総合福祉センター内
西部	緑町・谷戸町・ひばりが丘	緑町地域包括支援センター	042-461-7081	緑町3-6-1　田無病院内
	西原町・芝久保町	西原町地域包括支援センター	042-451-8844	西原町4-5-6　西原総合教育施設内
南部	南町・向台町	向台町地域包括支援センター	042-468-2340	向台町2-16-22　フローラ田無内
	新町・柳沢・東伏見	新町地域包括支援センター	042-462-1695	新町1-11-25

認知症の症状などで判断能力が十分でなく、権利擁護の支援を必要とする方に

お気軽にご相談ください

権利擁護センター・あんしん西東京

受付時間　月曜日～金曜日　午前8時30分～午後5時
祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

住　所　西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター4階

電　話　042-497-5239

苦情受付　042-497-5240

権利擁護センターでは、次の業務を行います

①成年後見制度に関する相談、ご本人や親族が成年後見等の審判の申立てをする場合の支援など

②保健福祉サービスにかかる相談や苦情を受け付けます

お問い合わせ先

【庁舎のご案内】 田 田無庁舎 保 保谷庁舎

介護保険

介護保険制度に関すること	西東京市 高齢者支援課 認定相談係 田 保 田 ☎ 042-420-2816(田無第二庁舎1階) 保 ☎ 042-439-4425(保谷保健福祉総合センター1階)
介護保険料に関すること	西東京市 高齢者支援課 介護調整係 田 ☎ 042-420-2814

高齢者福祉・保健

高齢者福祉サービスに関すること	西東京市 高齢者支援課 高齢者サービス係 田 ☎ 042-420-2810
東京都シルバーパスに関すること	一般社団法人 東京バス協会 ☎ 03-5308-6950
後期高齢者医療に関すること	西東京市 保険年金課 後期高齢者医療係 田 ☎ 042-460-9823
介護予防に関すること・福祉会館に関すること	西東京市 高齢者支援課 生きがい推進係 田 ☎ 042-420-2812
健康診査・各種検診に関すること	西東京市 健康課 事業調整係 保 ☎ 042-438-4021
こころの相談に関すること	多摩小平保健所 ☎ 042-450-3111

くらしの安心・安全

悪質商法に関すること	西東京市消費者センター(相談専用電話) 田 ☎ 042-462-1100
防犯・振り込め詐欺に関すること	田無警察署 ☎ 042-467-0110
防災に関すること	西東京市 危機管理課 保 ☎ 042-438-4010
民生委員に関すること	西東京市 地域共生課 地域共生係 田 ☎ 042-420-2807

介護保険と高齢者福祉の手引き

発行／令和7年7月　西東京市
編集／健康福祉部　高齢者支援課　認定相談係
〒188-8666　西東京市南町五丁目6番13号
☎042-420-2816

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

この冊子は、環境に配慮し、植物由来の原料を配合したインキを使用しています。
バイオマス No.180062

UD FONT 冊子内の本文には、見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

印刷　研究出版株式会社